

第 5 回臨時会

平成26年11月28日開会

平成26年11月28日閉会

第 6 回定例会

平成26年12月 8 日開会

平成26年12月19日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

平成二十六年 三股町議会議録

第五回臨時会・第六回定例会

— 目 次 —

◎第5回臨時会

○11月28日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第79号から議案第89号まで11議案一括上程	4
日程第4	質疑	10
日程第5	討論・採決	16

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成26年 第5回臨時会 (11月)	議案第79号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町一般会計補正予算（第4号））	原案承認	11月28日
〃	議案第80号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	11月28日
〃	議案第81号	町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決	11月28日
〃	議案第82号	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	11月28日
〃	議案第83号	平成26年度三股町一般会計補正予算（第5号）	原案可決	11月28日
〃	議案第84号	平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	11月28日
〃	議案第85号	平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	11月28日

〃	議案第86号	平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	11月28日
〃	議案第87号	平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	11月28日
〃	議案第88号	平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	11月28日
〃	議案第89号	工事請負契約の変更について（三股町防災行政無線整備工事（防災行政無線））	原案可決	11月28日

◎第6回定例会

○12月8日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	25
日程第2	会期決定の件について	25
日程第3	議案第90号から議案第105号までの16議案、諮問1件、報告1件及び 請願1件一括上程	26

○12月10日（第2号）

日程第1	総括質疑	36
日程第2	諮問第1号の質疑・討論・採決	37
日程第3	常任委員会付託	38

○12月17日（第3号）

日程第1	一般質問	40
	9番 重久 邦仁君	40
	4番 内村 立吉君	49
	1番 池邊 美紀君	55
	7番 上西 祐子君	62
	2番 佐澤 靖彦君	73
	5番 福永 廣文君	78

○12月18日（第4号）

日程第1	一般質問	86
10番	池田 克子君	86
12番	桑畑 浩三君	101

○12月19日（第5号）

日程第1	追加議案第106号及び追加議案107号の取り扱いについて	112
日程第2	常任委員長報告	113
日程第3	質疑	118
日程第4	討論・採決	119
日程第5	議案第106号及び議案第107号一括上程	124
日程第6	質疑・討論・採決（議案第106号及び議案第107号）	126
追加日程第1	意見書案第7号上程	127
日程第7	やまびこ会調査特別委員会調査報告	128
日程第8	常任委員会の視察研修報告	136
日程第9	議員派遣について	138

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成26年 第6回定例会 (12月)	議案第90号	個人の町民税に係る三股町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例	原案可決	12月19日
〃	議案第91号	固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を廃止する条例	原案可決	12月19日
〃	議案第92号	固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を廃止する条例	原案可決	12月19日
〃	議案第93号	三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	12月19日
〃	議案第94号	平成26年度三股町一般会計補正予算(第6号)	原案可決	12月19日

平成26年 第6回定例会 (12月)	議案第95号	平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決	12月19日
〃	議案第96号	平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	12月19日
〃	議案第97号	平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決	12月19日
〃	議案第98号	平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	12月19日
〃	議案第99号	平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	12月19日
〃	議案第100号	平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決	12月19日
〃	議案第101号	都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について	原案可決	12月19日
〃	議案第102号	市道の路線の廃止について	原案可決	12月19日
〃	議案第103号	市道の路線の認定について	原案可決	12月19日
〃	議案第104号	都城救急医療センター利用協定書の変更に関する協議について	原案可決	12月19日
〃	議案第105号	三股町と都城市との境界付近における下水道施設を相互の住民に供させることについて	原案可決	12月19日
〃	議案第106号	工事請負契約の締結について(平成26年度三股町役場庁舎空調機更新等機械設備工事)	原案可決	12月19日
〃	議案第107号	工事請負契約の変更について(三股町防災行政無線整備工事(W I M A X ・ I C T 工事))	原案可決	12月19日
〃	意見書案 第7号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)	原案可決	12月19日

平成26年 第6回定例会 (12月)	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原案適任	12月10日
〃	請願第6号	地域住民の健康を守り、ドナーの骨髄提供しやすい社会づくりを図る「骨髄バンク・ドナー助成制度」創設を求める請願書	採択	12月19日
〃	報告第11号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）		

一 般 質 問

発言 順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	重久 邦仁	1 やまびこ会理事会について	① やまびこ会の改善点、重要点。 ② 現在の理事者7名の選任経過を示して下さい。	町 長
2	内村 立吉	1 通学区域について	三股西小学校通学区域のライン見直しについて	町 長
		2 五本松団地について	五本松団地のこれから	
		3 道路整備等について	① 上米公園に通じる道路整備について ② ふれあい中央広場について	
3	池邊 美紀	1 伝統工芸士の技術伝承について	次の代を育成するための育成資金制度の創設ができないか	町 長
		2 過疎対策について	長田梶山宮村の過疎対策の今後の計画はどのようなものか	
		3 公用車のドライブレコーダー設置について	防犯や事件記録につながるとされるドライブレコーダーを公用車に取り入れてはどうか	
		4 創業のための育成資金について	町内で創業する個人・企業へのゼロ金利補助金の創設はできないか	
		5 道路拡張について	数年放置されている道路拡張（切寄線）の今後の見直しについて	

4	上西 祐子	1 耕作放棄地について	<p>① 対策はどこが担っているのか。</p> <p>② 所有者が町内にいない場合は、どうしているのか。</p> <p>③ 荒れて雑草が茂っている土地など、環境美化の面で見苦しいが町はタッチできないのか。</p> <p>④ 借手のいない土地等は、町が花の種苗などを町民に与えて、美化活動などできないか。</p>	町 長
		2 障がい者基幹相談支援センター設置をどう考えているのか	<p>① 町の障がい者の数は何人くらいか。</p> <p>② 専門の福祉相談員は、町の福祉課に何人位いるのか。</p> <p>③ 今後の設置についての方向性は。</p>	
5	佐澤 靖彦	1 6次産業について	<p>① ごま、アーモンドを取り組んできた今までの結果は。</p> <p>② 今後取り組む方向性は。</p>	町 長
		2 町内観光開発について	<p>① 紅葉の開発はできないか。</p> <p>② 観光外国船のツアー町内受け入れはできないか。</p>	
6	福永 廣文	1 町民の自治公民館への加入率向上について	<p>① 町内には30ヶ所の自治公民館がありますが、戸数においても30数戸から500戸数を超える公民館まで多様な形態があります。加入率においても然りであります。現状は。</p> <p>② 加入率を上げるのは町にとっても、財政的にも有利になるのではないかと。具体的に未加入者に対し、町としての負担は加入者との差はいくらほどになるのか。</p> <p>③ 県内の市町村の中には公民館加入率の非常に高い数値を示すところもあります。加入率向上のための委員会を設置し検討すべきである。</p>	町 長

7	池田 克子	1 がん対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種がん検診受診率向上への目標と取り組みについて。 ② 特定健診の血液検査でピロリ菌検査ができないか。 ③ 学校での保健教育にがん教育を実施しているか。 	町 長 教育長
		2 小・中学生の健康対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① むし歯予防の対策はどのようにとられているのか。 ② 集団フッ化物洗口の実施ができないか。 	教育長
		3 消費者の被害防止対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 消費者教育の充実について、どのように推進しているか。 ② 消費者生活相談センターの有効利用について。 ③ 高齢者に対する悪質商法への対策について。 	町 長
8	桑畑 浩三	1 パークゴルフ場の建設は見直すべきじゃないか	<ul style="list-style-type: none"> ① 何コース増設するのか。 ② 今、パークゴルフの会員は何人か。 ③ 1億2千万円もかける必要があるのか。 	町 長
		2 たい肥工場をつくれ	まず、給食センター、病院、老人施設、保育園の残さいからはじめたらどうか。	教育長
		3 校区問題	その後検討はどう進んでいるか。	町 長

三股町告示第39号

平成26年第5回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月25日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成26年11月28日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

平成26年 第5回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成26年11月28日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成26年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第79号から議案第89号まで11議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第79号から議案第89号まで11議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

書記 久寿米木和明君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木佐貫辰生君	副町長	……………	西村 尚彦君
教育長	……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	……………	大脇 哲朗君
税務財政課長	……………	山元 宏一君	地域政策室長	……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長	……………	上村 陽一君	福祉課長	……………	岩松 健一君
産業振興課長	……………	丸山浩一郎君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	内村陽一郎君	教育課長	……………	山元 道弥君
会計課長	……………	財部 一美君			

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

それでは、ただいまから平成26年第5回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、佐澤君、9番、重久君の2名を指名します。

○議員（9番 重久 邦仁君） 指名を拒否します。

○議長（山中 則夫君） それでは、重久君のほうで拒否するということですので、内村君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る11月25日に委員会を開催し、本日招集されました平成26年第5回三股町議会臨時会の会期日程等について協議いたしました。

今期、臨時会に提案されます町長提出議案は合計11件、その内訳は、専決処分1件、条例3件、補正予算6件、工事請負契約の変更1件であります。これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される11議案については委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案されます議案第79号から第89号までの11議案については委員会付託を省略し、本日、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される議案第79号から第89号までの11議案については委員会付託を省略し、本日、全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 議案第79号から議案第89号まで11議案一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第79号から第89号までの11議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

平成26年第5回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第79号、専決処分に付した平成26年度三股町一般会計補正予算（第4号）の報告及び承認を求める件についてご説明申し上げます。

去る11月21日に衆議院が解散し、12月2日に公示され、12月14日投開票で衆議院議員総選挙が執行されます。本案は、当該選挙の執行にかかわる所要の予算を、去る11月21日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、その承認を求めるものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額103億2,057万5,000円に歳入歳出それぞれ988万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,046万2,000円としたものであります。

歳入については、衆議院議員総選挙委託金を追加補正し、歳出においては、人件費、通信運搬費、ポスター掲示委託料、期日前投票システムライセンス購入ほか、選挙の執行に必要な需用額を見込んで補正したものであります。

次に、議案第80号、第81号及び第82号についてはそれぞれ関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第81号「町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第82号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、いずれも人事院及び宮崎県人事委員会の勧告の趣旨や、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年より増加するなど、民間事業所の賃金、特別給、ボーナスの順調な賃金引き上げ傾向など、経済状況等を勘案し、給与等の引き上げを行うため、関連する条例についてそれぞれ一部改正をするものであります。

すなわち、職員におきましては、平均0.27%の給料表の改定、通勤手当の使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げ、期末勤勉手当の0.15月分の引き上げを行い、特別職におきましても期末手当の0.15月分の引き上げを行うもので、全体で1,489万9,000円余りの影響額となっております。

次に、議案第83号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく一般職員の給与及び共済費並びに特別職の期末手当について所要の補正を行うものです。

すなわち、歳入歳出予算の総額103億3,046万2,000円に歳入歳出それぞれ1,416万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4,462万8,000円とするものであります。

歳入においては、基金繰入金を増額補正し、歳出においては、給与及び共済費等を増額補正するものであります。

次に、議案第84号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく一般職員の給与及び共済費について所要の補正を行うものです。

すなわち、歳入歳出予算の総額31億7,099万4,000円に歳入歳出それぞれ52万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,152万3,000円とするものであります。

歳入においては、繰入金を増額補正し、歳出においては、給与及び共済費を増額補正するものであります。

次に、議案第85号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく一般職員の給与及び共済費について所要の補正を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額2億4,131万7,000円に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,144万4,000円とするものであります。

歳入においては、繰入金を増額補正し、歳出においては、給与及び共済費を増額補正するものであります。

次に、議案第86号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく一般職員の給与及び共済費について所要の補正を行うものです。

すなわち、歳入歳出予算の総額20億8,671万3,000円に歳入歳出それぞれ70万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,741万4,000円とするものであります。

歳入においては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を増額補正し、歳出においては、給与及び共済費を増額補正するものであります。

次に、議案第87号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく一般職員の給与及び共済費について所要の補正を行うものです。

すなわち、歳入歳出予算の総額5,225万1,000円に歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,233万3,000円とするものであります。

歳入においては、繰入金を増額補正し、歳出においては、給与及び共済費を増額補正するものであります。

次に、議案第88号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく一般職員の給与及び共済費について所要の補正を行うものです。

すなわち、歳入歳出予算の総額4億2,196万9,000円に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,222万9,000円とするものです。

歳入においては、繰入金を増額補正し、歳出においては、給与及び共済費を増額補正するものであります。

次に、議案第89号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、現在施工中の三股町防災行政無線整備工事（防災行政無線）におきまして工事請負契約の変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上11議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） それでは、各議案について補足説明をいたします。

まず、議案第79号、専決処分に付した平成26年度三股町一般会計補正予算（第4号）の報告及び承認を求める件について説明いたします。

議案書の6ページをあけていただいて、歳入についてですけれども、衆議院議員選挙委託金として988万5,000円を、そして、雑入としてパート雇用保険料個人負担金を2,000円補正したものでございます。

歳出については、県知事選挙において報酬の12万2,000円を投票所における投票受付システム、これを2台ふやすということで、委託料のほうへ組み替えをいたしました。それから、衆議院議員選挙においては、職員手当等の人件費、印刷製本費等の需用費、入場券発送等の役務費、ポスター掲示設置撤去料等の委託料、投票システムライセンス購入など、選挙の執行に必要な需用額を見込んで補正したものでございます。

次に、議案第80号、81号、82号について説明いたします。

今年度の人事院勧告の主な内容といたしましては、先ほども提案理由にありましたけれども、民間給与等との格差を均衡を図るためということで、月例給は7年ぶり、特別給は9年ぶりに引き上げるとともに、通勤手当についても距離に応じて引き上げを勧告したものでございます。

まず、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、あけていただきまして、新旧対照表を開いていただけますか。

まずは、第9条の3、通勤手当に関してでありますけれども、第2項第2号において下線が引いてあります5キロ以上10キロ未満が4,100円を100円引き上げ4,200円に、以下5キロ区分ごとに600円、1,100円、1,600円、2,100円、2ページに移りまして、2,600円、3,100円、3,500円、4,400円、5,300円、6,200円それぞれ引き上げまして、最後に書いてあります60キロ以上が2万4,500円を7,100円引き上げ3万1,600円にしようとするものでございます。

次に、第18条の4、勤勉手当については、第2項第1号で一般の職員については、100分

の67.5であったのを100分の15引き上げ100分の82.5に。そして、第2号で再任用職員については、100分の32.5であったものを100分の5引き上げ100分の37.5にしようとするものでございます。

また、3ページの中ほどの附則第9号というのがございますけれども、これにつきましては、55歳を超えた給料表6級以上の職員ということで、課長と対策監のほとんどが対象となるわけなんですけれども、この職員については現在給与の1.5%を減給しております。今回の勧告により、勤勉手当についても100分の0.225を引き上げまして、100分の1.2375をボーナスのほうから減額しようとするものでございます。

3ページから9ページまでの別表第1については、長くなりますけれども、給与を平均0.27%引き上げたところの給料表にしようというものでございます。

次に、議案第81号でございます。町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてということで、二つの条例がこの中に含まれておりまして、一つが町長等の給与に関する条例、そしてもう一つが教育長の給与及び旅費等に関する条例において、期末手当を100分の155から100分の170に改めようとするものでございます。

同じく、議案第82号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についても、期末手当を100分の155から100分の170に改めようとするものでございます。

次に、議案第83号から88号までについては、人事院勧告に伴い人件費のみの予算補正をしようとするものでありまして、先ほど町長の提案理由説明のとおりでございまして、ここは金額だけということで、まず、議案第83号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第5号）」においては、162名の職員と特別職、議員を対象に1,416万6,000円を、そして議案第84号につきましては、平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）において、6名の職員を対象に52万9,000円を、それから議案第85号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」において、1人の職員を12万7,000円を、それから、議案第86号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」において、8名の職員を対象に70万1,000円を、議案第87号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」において、お一人を8万2,000円を、それから、議案第88号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」において、3名の職員を対象に26万円をそれぞれ増額補正しようとするものでございます。

次に、議案第89号でございます。工事請負契約の変更について説明いたします。

本案は、現在施工中の三股町防災行政無線整備工事において工事請負契約の変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

9月定例会において基地局のボーリング費用及び基礎工事工法の変更を主とした工事請負費を3,000万円補正したところでございますけれども、今回、このことを含めて当初の契約額2億4,570万円に4,059万1,000円を追加いたしまして、2億8,629万1,000円に変更しようとするものでございます。

本日配付いたしました資料に基づき説明をしたいと思っております。よろしいでしょうか、2枚ホチキスでとめてあるやつでございます。

一番左の内容につきましては、今、議案書の参考として書いてあるものと同じものでございます。その中の説明というところを説明していきたいと思っております。

まず、ボーリング費用、基礎工事工法の変更ということで、2枚目をあけていただくとわかると思っておりますけれども、9月定例会で三股町のこの基地局を設けるに当たって建築確認が必要だという話をさせていただいたと思っております。

その中で、まずはボーリングからということで、土木事務所からの指導もありまして、ボーリングをしたけれども、不適なところがあったと。そして結構軟弱な地質ということで、すぽんと落ちてしまう可能性があるということで、次の三つの方法に切りかえなさいということで、それぞれのところを、10局をこういう形で、例えば埋め込み基礎工法という、さらに深く埋め込んでいくというのを3局、高野、政矢谷、梶山。それから鋼管埋め込み基礎工法というものを5局ということで、寺柱、田上、勝岡、東植木、轟木と。それから、一番厄介なのが深層基礎工法ということで、2局ということで、こちらが蓼池、今市をこういう工法でしたものでございます。それにあわせて、この一番下に書いておりますけれども、強固なコンクリート柱に変更ということで、1.5トンだったものを2トンに変更しております。

それから、パンザーマストから鋼管柱に変更、スピーカー工事変更ということで書いておりましたけれども、そちらにつきましては、庁舎の屋上の今建っているものを、パンザーマストが建ってたんですけれども、こちらを計画してたんですけれども、強度不足だということを指摘を受けまして、鋼管柱というやつに変更するものでございます。あわせて避雷針を新たに設置するものでございます。

2階の電盤追加材料ということで書いてございますけれども、容量不足のため分電盤を二つに分けるということで、WiMAX専用の分電盤を設置することになります。

それから、2階装置架台、電源装置、装置架の荷重に伴いベース追加ということで書いてございますけれども、この装置が結構重たいということで、ラックだけでは対応できませんので、床面の強度対策を行うというものでございます。

それから、標準型から基地局電源開閉器盤の変更ということで、基地局をそれぞれ自家発電装置をつけるという計画でございましたけれども、1基が100万円程度になるということで非常

に高額だということで、安価な発電機ということで、2、30万で移動式というか、簡易なものがあるということで、そちらで対応するために装置を設置するものでございます。

それから、植木基地局と拡声局分離のため植木局柱を増設と。内容といたしましては、当初、現在の植木児童館に基地局と拡声局を併用設置する計画でありましたけれども、やはりここも軟弱土質ということで、基地局を9地区分館に移すと。それから拡声局は今の植木児童館を建てかえをするというものでございます。

それから、パナソニック災害電源装置と書いてございますけれども、こちらにつきましては、今、全国的に噴火とか、それから広島でも土砂災害等がございましたけれども、こういうものにより対応するために、J—ALERT、それから戸別受信機及びWiMAXを接続する装置の充実を図って行って、瞬時に情報を手に入れるような形で整備していこうというものでございます。

それから、消費税でございますけれども、今まで説明したところの上記消費税分が合計で3,108万4,260円掛けることの8%ということで、右のほうに248万6,741円。

それから、消費税の差額ということで、去年の10月に契約したんですけれども、去年の10月1日以降のものは8%でしなさいというのがありまして、結局、前年度に済ませていけばそれで問題ないんでしょうけれども、翌年度の繰り越しというものは全て8%の対象ということで、去年の分を割り戻して、今回、その差額分702万円を変更契約ということで上げさせていただいたものでございます。

この中には、もちろん落札率、94.89だったんですけれども、それは含まれて、さらに端数を除いた額がこれだということで解釈していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑を行います。

11議案を一括して行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、全体審議の質疑は、会議規則により1議題につき1人5回以内となっております。

質疑はありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 議案第89号についてお聞きをいたします。

この説明資料の中の上から5番目、標準型から基地局電源開閉器盤の変更というところで、自家発電機のキはこのキかなと、それはどっちでもいいんですが、この中で、安価な発電機に対

応するための装置ということですね。安価な発電機に対応する、もともとは高い発電機だったということであるか、そこはマイナスが出てくるんじゃないかと思うんですけども、その説明お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 当初、見積もりが甘かったといいますか、見積もりの時点ではこんなに高額になるとは思わなかったんですね。で、結果として見積もりを最終的にとったら1基が100万円程度になるという話になって、それではとても事業費が足りないということで、安価なといいますか、移動式のやつが30万位で入る。ただし、それ用に基地局自体を整備してませんので、その工事を入れて、それで対応できるような形にもっていくということでございます。

○議員（6番 指宿 秋廣君） マイナスは出てこないの。

○総務課長（大脇 哲朗君） マイナスは出てこないです。当初その分しか見てなかったということです。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 発電機を見てなかったということ。

○総務課長（大脇 哲朗君） いや、発電機は見てたんですけども、こんなに高額になるとは計算してなかった。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに中に金が消えてしまったということなんでしょうけども、やっぱり安価という以上は、この分減りましたよというのがあって、ふえたのがあって、で、減って、要するに発電機はどっかで見てたんでしょうから、1基が100万っていうことであれば、何基見てたのかわからんけど、100万円の中が、80万ですか、マイナスが、というのがどっかに、ここにありますよというふうに出てきたほうがわかりやすかったと思うんですけども。

だから、予算の中でその100万失礼、80万ある、幾らで見てたのかわからんけれども、その部分のマイナスがどっかに出てきた、おかしい、この発電機を何基購入するために、例えば2基とか3基とか1基とか、わからんですけど。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 基地局にそれぞれ設置するということで、10基分ということで、100万円と仮にすれば1,000万円という形になってしまいます。

工事の中で、町といたしましては、この発電機1基が幾らという当初は見積もりをもらっておりませんで、全体工事で見てたんですけども、予想外に高かったというところで、10基分を100万円を掛けていくと、先ほど言いましたけど、1,000万円になるということで、それでは事業自体がとても予算的なものがついていけないというところで、この方式に切りかえたものでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 例えば、1基が幾らで見てなかったということで、全体でこれだけという話だけど、何か腑に落ちんような、だまされたような気がするんですけど。業者にな。だから、業者とのやりとりの中で、これだけ見てませんでしたという中で言うと、いや、それは高かったから入れない、だめなんですよというふうになると、え、それではおかしいな、1,000万円ですか、10基あるから1,000万円、であれば、どっかの中でその分が落ちて、この分が来ないと、いや、高かったからふえたんですよ。そしたら、もともと見てた分はやっぱりマイナスとして見てくれないと、何もなしでこれだけが、安価という安価の意味がわからないというふうに思うんですね。

だから、この分だけでは、例えば20万円見てたのがこうです。業者から受けたときに、これが高価になる、1基100万円になるって言われたけども、ほんなら幾ら見てたんですか。実は120万円見てたんじゃないんですかっていう話が出てきますよね。いや、高価になったんですよ、そしたら、もともとは幾らで来て高価になったのかというのがわからない。この安価という理が出てこなければ、そげん考えなかったんやけど、安価な発電機に対応するためっていうことであれば、何か腑に落ちないんですけど。

業者とのやりとり、全体が決めて、これだけです。例えば、例えばですよ、1,000万円ですよといった中の、例えば発電機が20万円に対応してましたよとか、30万円に対応してましたよ。それが100万円になるんで、その分が下がる、この分が上がるというふうになっていかないと。で、ほかの設計をした結果、その分はここに消えていきますというふうにならないと、何か安価だけがひとり歩きすると、どうも胃の腑に落ちんのですけど。もう一回すいません、わかるように。何か、要するに、だまされてるんじゃないかなと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどちょっと言いましたけれども、1基当たりの見積もりというのは、当初の入札のときには書いてございまして、何々工事の中に含まれていたというところがございます。恐らく事業者はそこを、まあ金額が、恐らくここで言えば2,30万円で見えたんだろうと。ところが、実際物をしてみたら、その発電機自体が100万円もするようなものだったというところで、これではとてもできないということでやったわけですので、その金額が幾らで、幾らのマイナスというのは、私らのところではちょっとつかめてないところがございます。マイナスが発生するというのはですね。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この議案89号の表書きは請け負け業って書くんですよね。要するにそれで受けたんですね。受けた結果、これだけ単価が上がりましたと言ったらですよ、そん

なら今からいっぱい出てくるじゃないですか。資材が上がりましたから、要するにこうしてください、いや人件費が上がりましたからこうしてください。

制度上に出てるものならいいんですよ。こういうふうに見積単価が上がったんなら。そこがないのに、出てきた結果、いや高くなったんですよ、だから上げてくださいといったら、請け負け業にならんじゃないですか。これ、請け勝ち業になるんですか。そこら辺の詰めがですね胃腑に落ちないんですよ。請け負け業、読み方がわからんから請け負け業と言うんですけど。この字を変えないかんかなと思うぐらいなんですけど。

幾ら見てたんですよというのは、中に説明があったんならですよ、やけど、その単価の上になるのが全てだと思いうんですけども、何かうまくいかなのですよね。要するに、全体を起こしたときに考えるというのが、考えないと、何かこう、業者に言ったもの勝ちというふうに受けてしまうんですけどね。最後になるんでしょうか。再度、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 詳細な資料をちょっと持ってきてないものですから、詳しくは説明できないんですけども、全体的なところで、中に入っている設計監理をされている業者のほうに努力された結果、ここまで落とされたというものでございまして、どうしても落ちない部分につきまして調整をしたということでございますので。ということで、当初予測できないものが発生したという取り扱いをお願いをしたいということで思っております。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 町長に伺いますが、町長が議案80号の提案理由の説明の中で、賃金引き上げが順調に推移してるという発言があったんですが、町長の現在の日本経済に対する認識ですね。一体、順調に引き上げが推移してるという、どういう意味ですか。そこ、順調というものはどういう意味ですかね。それを聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回のこの人事院勧告、そして宮崎県人事院勧告、これを踏まえたところの今回の措置ということで、まずは全体的には理解してほしいと。

その中で、説明の中で、このベースアップ関係についての民間関係がどういうふうな傾向にあるかということでございますけれども、これはやはり人事院勧告が50人以上の事業所を対象にしながら、その辺を踏まえながらこういう数値を出したということで、給与等は、そしてそれと一時金等は上がっているのが現実なんです。ただし、このインフレ等を踏まえて、実質賃金は下がっておるといような理解の仕方ですけれども、表現としてはこのようなことで記載して、提案させていただきました。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） 大体、アベノミクスによるいわゆる人事院勧告ですよ、これは。だから、アベノミクスというのは市場原理主義ですね。市場原理主義。それで、日銀がだぶだぶに金を出して、金融緩和して、それで金融緩和したら、それが株に回って株が上がると。それと円安になると。したがって物価が上がると。消費税を上げるための見せかけですね、安倍がやってることは。

そして、今、三股役場職員の平均給与は幾らですか。それと、町民の年間所得ですね、平均は幾らですかね。それを聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 資料を持ってきておりませんので、大変申しわけないんですけども、ここでお答えすることはできません。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） ちょっとじゃあ、資料出してきて。

○議長（山中 則夫君） それでは、本会議を休憩いたします。

午前１０時３７分休憩

.....

午前１０時４７分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） それでは、まず、町の職員の給与のほうをまず説明いたします。平均年齢が、これ２５年度の資料なんですけれども、２５年４月１日現在、平均年齢が４４．４歳です。ちなみに、県内で一番平均年齢高いです。三股町がですね。で、平均給与月額が３２万９、０４１円という状況になっております。他団体もあるんですけれども、年齢が違うものですから、比較はちょっとしにくいところがございます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） 市町村民所得については、数字で見る三股町ですね、これで毎年発行してるんですが、これで最新でデータ出てるのが平成２２年度です。この中には、雇用報酬だけじゃなくて、財産収入とか株とかいろんなもの入って、給与所得とか、それでいくと、三股町、就業者数で割ると４１０万円となりますけど、これを雇用者報酬だけで、従業員数ですね、１万１、６２７で割ると、年収で３００万円、月収で２５万円という数字になります。これは単純に統計の数値をその数で割っただけですね。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） 職員の年間所得、給与だよな。総額が幾らかと聞いたんだけど。

給料じゃなくて。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員の平均ということで、396万2,272円ということでございます。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 平均給与が。

○総務課長（大脇 哲朗君） 平均年収が。ボーナスも給料も12カ月分合わせてですね。396万2,272円が平均ですね。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） アベノミクスによって給料が順調に上がってるのは、全国民の1%未満。富裕層といわれる大企業のほんの一部の連中の給料が上がってるのであって、都城を見て中小零細企業においては、円安で非常に経営が苦しくなっている。しかも労働者はどんどん非正規労働者になっている。アベノミクスはまさに全勤労働者を非正規労働者にするということが最終的狙いだろうと思っています。

だから、非正規労働者になって非常に将来に対する不安、不安定、しかもそういう状況の中で、安倍は給料上げろ、給料上げろとわめいています。したがって、一部大企業はそれに応えられるだろうけど、都城やら中小零細企業は給料上げるどころか、生き残りに必死だというのが現実だと思うんですね。だから、安倍の給料上げろ、給料上げろと言う、大企業の一部が上げた、そして今度は全企業に呼びかけてるけど、上げられないわけですよ、給料を。

だから、人事院を動かして公務員給料上げろということをやるといって、今でも、この数字でわかるように、役場職員は高いわけですよ。一般町民は300万円以下ですよ。だから、そういう中で、そういう部分だけ上げていって、どうなるんだと、これ。私は決してそれはよくないと思う。格差が拡大するだけだと思っています。

だから、まあ、今、質疑ですので、そういう意見を持ちます。だから、町長がさっき言った、順調に賃金引き上げが推移しているなんていうのは大間違い。もっと現実を見てほしいと思いますね。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 答弁はいいんですね。

○議員（12番 桑畑 浩三君） はい。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 議案89号の工事請負契約の変更についての増額が4,059万1,000円なんですけど、これのお金の調達の方法というんですか、この、前もって予算組んだわけじゃないと思うんですけど、そのあたりちょっと説明をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 3, 0 0 0 万円は、先ほど言いましたとおり、9月の定例会で補正をしていただきました。そのほかのものにつきましては、執行残を繰り越しておりますので、こちらのほうから対応できるということでございます。入札の執行残ですね、これに関してですね。

○議員（7番 上西 祐子君） これ以外の。

○総務課長（大脇 哲朗君） はい。予算を持ってましたので、その執行残ですね。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 予算をたくさん組んでた、そして執行残が出たということですか。それは合ってるということですか。もともと。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 一応、設計額、設計単価を出しますので、設計単価をもとに予定価格というのを出します。設計単価の時点で一応予算を確保しますので、どうしてもやっぱり執行残というのが出てくると。それを繰り越しておりますので、その分と、プラスこの前の9月定例会の3, 0 0 0 万円を抱き合わせるような形で、今回変更をお願いしたいと。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第79号から第89号までの11議案に対する質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第79号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町一般会計補正予算（第4号））」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり承認されました。

議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 私はこの人事院勧告に対して反対の立場で討論したいと思いません。

町長がさっき言った、順調に引き上げがなされているとか、7年間引き上げがないとか、そんなのは理由にならないんだと。現に、町民との役場職員との給与の格差というのは相当あるわけですよ。そういう中で、7年間上げてないから上げてもいいんだなんていう理屈は通らないと。私は給与引き上げ案に反対するものです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第80号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第81号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第82号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第83号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第84号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 5 号「平成 2 6 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 8 5 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第 8 5 号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 6 号「平成 2 6 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 8 6 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第 8 6 号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 7 号「平成 2 6 年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 8 7 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 7 号は原案のとおり可決されました。

した。

議案第88号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第88号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号「工事請負契約の変更について（三股町防災行政無線整備工事（防災行政無線）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第89号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時04分休憩

.....

〔全員協議会〕

.....

午前11時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で平成26年第5回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時20分閉会

.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 佐澤 靖彦

署名議員 内村 立吉

三股町告示第42号

平成26年第6回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月4日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成26年12月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○12月10日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成26年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第90号から議案第105号までの16議案、諮問1件、報告1件及び請願1件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第90号から議案第105号までの16議案、諮問1件、報告1件及び請願1件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木佐貫辰生君	副町長	……………	西村 尚彦君
教育長	……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	……………	大脇 哲朗君
税務財政課長	……………	山元 宏一君	地域政策室長	……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長	……………	上村 陽一君	福祉課長	……………	岩松 健一君
産業振興課長	……………	丸山浩一郎君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	内村陽一郎君	教育課長	……………	山元 道弥君
会計課長	……………	財部 一美君			

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

それでは、ただいまから平成26年第6回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、福永君、12番、桑畑君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る12月4日に委員会を開催し、本定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます議案は、個人の町民税に係る三股町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例のほかの計15議案及び諮問1件、請願1件並びに報告1件であります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は本日から12月19日までの12日間とすることに決定いたしました。日程の詳細につい

ては、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案が1件提出されており、本日、本会議終了後、全員協議会の場で議論・調整し、その結果を追加提案することといたしました。

次に、本定例会に提案される議案のうち、諮問1件につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の12月10日に全体審議で措置することに決定いたしました。

なお、最終日に工事請負契約の締結についてと工事請負契約の変更についてが追加提案される予定であります。

以上、報告を終わります。

失礼しました。議案の件数が15件というふうに申しましたけども、16議案の誤りでございます。訂正いたします。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から19日までの12日間とすることとし、本定例会に提案される議案のうち、諮問1件につきましては委員会付託を省略し、第3日目の12月10日に全体審議で措置することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から19日までの12日間とすることに決しました。また、諮問1件につきましては委員会付託を省略し、第3日目の12月10日に全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第90号から議案第105号までの16議案、諮問1件、報告1件及び請願1件一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第90号から議案第105号までの16議案、諮問1件、報告1件及び請願1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

平成26年第6回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第90号「個人の町民税に係る三股町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例」及び議案第91号並びに議案第92号「固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本3案は、本来、時限的条例であり、今回廃止条例として上程するものであります。

議案第90号「個人の町民税に係る三股町税条例の臨時特例に関する条例」は、昭和59年度分の個人の町民税について特別減税の特例措置を定めたものである。

議案第91号並びに第92号「固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例」は、昭和51年度分と昭和60年度分の固定資産税の納期中、第1期分について、三股町税条例の規定にかかわらず、5月1日から5月31日までとしたものである。

次に、議案第93号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、出産育児一時金の見直しに伴う関係法令等の改正に伴い、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第94号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額103億4,462万8,000円に歳入歳出それぞれ1億5,185万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,648万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を増額補正するものであります。

国庫支出金は、国庫負担金において、国民健康保険基盤安定負担金、常設保育所運営費負担金を増額補正するものであります。また、国庫補助金においては、社会資本整備総合交付金などを減額し、保育緊急確保事業補助金などを増額補正するものであります。

県支出金は、県負担金において、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定負担金、常設保育所運営費負担金を増額補正し、県補助金においては、安心こども基金補助金、みやざきの園芸産地強化支援事業費補助金などを減額補正し、県単かんがい排水事業補助金を増額補正するものであります。

繰入金は、財政調整基金からの基金繰入金を増額補正するものであります。

諸収入は、地役権収入に係る雑入を増額補正するものであります。

町債は、都城地域健康医療ゾーン整備事業に係る衛生費を、上米公園パークゴルフ場整備事業に係る土木債を、三股西小学校校舎屋根整備事業に係る教育債をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費の総務管理費は、一般管理費において、台風等で職員の時間外勤務がふえたため、時間

外勤務手当に係る職員手当等を、企画費において、ふるさと納税推進事業業務に係る委託料、過疎地域定住促進奨励金に係る負担金補助及び交付金をそれぞれ増額補正し、電算管理費においては、システム変更委託料を増額補正し、番号制度構築事業に係る備品購入費を減額補正するものであります。また、選挙費においては、町長選挙及び農業委員会委員選挙の未実施により、それぞれ減額補正するものであります。

民生費は、社会福祉費において、社会福祉協議会補助金に係る負担金補助及び交付金を減額補正し、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計に係る繰出金を増額補正するものであります。また、児童福祉費において、保育所運営費に係る負担金補助及び交付金を増額補正するものであります。

衛生費は、特定不妊治療費助成に係る扶助費、塵芥収集運搬委託料に係る委託料をそれぞれ増額補正するものであります。

農林水産業費は、みやぎきの園芸産地強化支援事業に係る負担金補助及び交付金を減額補正し、台風被害により県単かんがい排水事業による工事請負費を増額補正するものであります。

商工費は、ふるさと納税物産品発送に係る委託料を増額補正するものであります。

土木費は、道路橋梁費において、設計業務に係る委託料を減額補正し、都市計画費においては、公共下水道事業に係る繰出金を減額補正し、修繕料に係る需用費を増額補正するものであります。

消防費は、台風等の出動回数増により、費用弁償に係る旅費を増額補正するものであります。

教育費は、小学校費において、小学校教師用教科書・指導書購入のための需用費を増額補正し、社会教育費においては、第1地区分館屋根外壁等改修工事執行残により工事請負費を減額補正し、文化会館の光熱水費に係る需用費を増額補正するものであります。また、保健体育費において、旧弓道場解体工事のため、武道体育館耐震改修工事監理業務の委託料から工事請負費に予算組み替えを行うものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金積立のため積立金を増額補正するものであります。

最後に、第2表、地方債補正についてご説明申し上げます。

三股西小学校屋根整備事業については、全国防災事業債において、財源の一部を地方債で賄うものであります。また、地域活性化事業債については、限度額を2億1,870万円に補正するものであります。

次に、議案第95号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額31億7,152万3,000円に歳入歳出それぞれ1,429万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,581万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費の療養諸費と高額療養費をそれぞれ増額補正し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第96号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億4,144万4,000円に歳入歳出それぞれ413万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,558万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであります。

次に、議案第97号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額20億8,741万4,000円に歳入歳出それぞれ3,754万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,495万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金を増額補正し、歳出の主なものとしましては、保険給付費及び介護保険システム改修業務委託料を増額補正するものであります。

次に、議案第98号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,278万7,000円に歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,296万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、雇用契約職員委託料と包括支援センターシステム賃借料を増額補正するものであります。

次に、議案第99号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,867万6,000円に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,899万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、光熱水費を増額補正するものであります。

次に、議案第100号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億2,222万9,000円から歳入歳出それぞれ7,190万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,032万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額補正するものであります。

歳出につきましては、工事請負費を減額補正するものであります。

次に、議案第101号「都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、平成21年10月に都城市と締結した定住自立圏の形成に関する協定に、防災及び消防などの項目追加等を行い、協定の変更をしようとするものであります。

次に、議案第102号、議案第103号については、それぞれ関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案第102号「市道の路線の廃止について」、議案第103号「市道の路線の認定について」は、都城市の道路台帳整備に伴い、既に市道の認定を行っております二つの路線について一旦廃止し、路線番号等を変更した上で再度認定することについて、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号「都城救急医療センター利用協定書の変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

本案は、都城救急医療センターが都城地域医療ゾーン整備により大岩田町から太郎坊町へ移転することに伴い、施設設置者の都城市と利用協定の変更を行うものであります。主な内容は、施設の所在地及び名称を変更するものであります。

次に、議案第105号「三股町と都城市との境界付近における下水道施設を相互の住民に供させることについて」ご説明申し上げます。

本案は、都城市と協議の上、協定を締結し、境界付近における下水道施設について、互いの下水道施設を相手方住民の利用に供させようとするものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、本町の人権擁護委員として要職にあられる黒木兼一郎氏の任期が平成27年3月31日付で満了となります。

氏は、2期6年間にわたり常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、16議案と諮問1件についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

なお、今議会に報告1件を提出しております。

報告第11号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」補足説明いたします。

提案理由にもございましたけれども、現在、人権擁護委員であります黒木兼一郎氏が27年3月31日をもって任期満了となられるわけではありますが、平成27年4月以降も引き続き黒木氏を人権擁護委員として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

黒木氏につきましては、宮村の寺柱にお住まいで、現在64歳、自宅で税理士事務所を開業されておられます。これまで町の情報公開審査会委員を初め、特別土地保有税審査会委員、行政改革推進委員会委員、教育委員会委員など数々の委員をしていただいております。人権擁護委員につきましては平成21年4月より法務大臣から委嘱を受けておられ、現在で2期6年目を迎えていらっしゃるところでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、請願第6号について、提出者の趣旨説明を求めます。福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） それでは、地域住民の健康を守り、ドナーの骨髄提供しやすい社会づくりを図る「骨髄バンク・ドナー助成制度」創設を求める請願書について、趣旨の説明を申し上げます。

日本骨髄バンクは設立から23年が過ぎ、現在のドナー登録者数は44万人を超え、宮崎県でも3,000人を超えました。また、日本骨髄バンクを介した骨髄移植は毎年1,300件程度実施されています。

一方で、移植希望者の9割に白血球の型（HLA）が適合するドナー候補者が見つかりませんが、移植に至るのは6割弱となっており、多くの患者が移植を受けられないまま厳しい闘病生活を強いられています。

ドナー候補者が実際に提供するに当たっては、家族や職場の理解と協力が不可欠です。しかし

ながら、官公庁や大手企業などではドナー休暇制度が整備されているものの、中小企業や自営業者、育児や介護をしている方は、休むことが経済的な負担に直結するなど、簡単には時間をつくれないう事情があります。

そこで、このような方々にも経済的な心配がなくドナーになっていただけるよう支援するのがドナー助成制度です。

このドナー助成に関して、新潟県加茂市が2011年度に骨髄移植ドナー支援事業を導入し、現在では全国で88自治体が導入しています。県内では、都城市が2014年4月から導入いたしました。

三股町でも、ドナーが見つからず骨髄移植が受けられないまま、残念な結果に終わった患者が幾多とおります。三股町の健康を守り、ドナーの骨髄提供しやすい社会環境づくりとして、骨髄バンク・ドナー助成制度を早急に創設・実施し、骨髄移植の促進、患者の生きる希望に力を入れることが切実に求められています。

以上の趣旨のもとで、次の事項の実施を請願するものです。

一つ、三股町として骨髄バンク・ドナー助成制度を早急に創設していただきたい。

補足いたしますと、この金額についてでございますけれども、実際この骨髄提供される方が決定いたしますと、検査から、また骨髄摘出まで、大体1週間ぐらいの時間を要するそうでございます。そして、1日約2万円、約14、5万円程度の1人当たりの助成をお願いしたいと。都城市におきましては年間2、3名程度、本町におきましても、この制度が可決していただければ、恐らく2、3名程度は提供者が出るんじゃないかというふうに考えています。金額については以上のような金額でございます。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時28分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前10時34分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） ここで、お願いいたします。

総括質疑で詳細な数値等の提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えておりますの

で、あす火曜日の正午までに通告くださるようお願いいたします。

本日、意見書審議のために、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、お集まりください。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時35分散会

議事日程(第2号)

平成26年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 諮問第1号の質疑・討論・採決

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 諮問第1号の質疑・討論・採決

日程第3 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
税務財政課長	山元 宏一君	地域政策室長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	内村陽一郎君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案された全ての議案及び報告に対しての質疑であります。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑を行ってください。質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案と詳細な数字等の提示を求める質疑等は委員会の場で行ってください。

それでは、質疑はありますか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） お聞きをします。

議案番号で言うと101号です。定住自立圏の形成に関する変更協定書、この中で甲と乙の役割が書いてあります。甲が全てに中心になるというのはわかるんですけども、例えば、防災及び消防の欄で言うと、Cには乙の役割として甲と連携して行っていくと。しかし、Bの欄には、甲の役割には、乙という文字はどこにも出てきておりません。乙と連携しというのはなくて、甲だけが走れば、甲の後に乙は連携してついていくんですよというふうにこれ理解していいのかなど、答弁をよろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） このBの中に確かに乙というのがないんですが、この圏域内、ほか2市1町あるんですが、そのところを全部含めての書き方になっていると思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） まだ締結してないんでしょから、この定住自立圏構想は確かに三股町と都城市1市1町だけの問題ではないというふうに思ってるんですが、この乙のところには全て当該の自治体の名前が入ってくるんだろーと思いますけども、やっぱりそういう点から言うと、甲も乙に配慮すべきだろうというふうに思うと、やはり乙と連携してというのは一行入れるほうがベストではないのかなというふうに思いますので、大きな問題ですので、討議方をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） これは町が議案に対するというところではありますが、私の質疑は、人材、緊急な質疑とさせていただきたいのは、民生委員に指定されている方が民生委員規程法第6条の会議をもって法務局に届出をするということに関して、緊急に植木の方から私に対してこれはいかなるものかという提案がありましたので、先日議員の皆様方に配布した資料もあって、そのことで質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点に植木の西植木地区に代表されている尾崎さんの件であります。そのことについて、質疑して・・・。

○議長（山中 則夫君） 重久君、緊急質疑というのは、ここではないです。

○議員（9番 重久 邦仁君） 終わります。

○議長（山中 則夫君） 今言いましたように、質疑は提案に対しての、議案に対してとか報告に対しての質疑でありますので、ご了解いただきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 諮問第1号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

それでは、お諮りします。各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

各委員会におかれましては、審査方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょうじゅうに事務局に提出くださるようお願いいたします。

それでは、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時06分休憩

.....

〔全員協議会〕

.....

午前10時21分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時21分散会

議事日程(第3号)

平成26年12月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木佐貫辰生君	副町長 ……………	西村 尚彦君
教育長 ……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長 ……	大脇 哲朗君
税務財政課長 ……………	山元 宏一君	地域政策室長 ……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長 ……………	上村 陽一君	福祉課長 ……………	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 内村陽一郎君 教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時20分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は、通告しておきました質問事項、やまびこ会理事会について質問いたします。このやまびこ会につきましては、皆さんがご承知のとおり、5つの保育園と1つの清流園の施設のものであります。

まず、蓼池の地域にあります、こぼと保育園、それから梶山にある、ひまわり保育園、町立病院近くに存在します、わかば保育園、それから給食センターの近くにありますが、りんどう保育園、もう一つは、宮村地区に所在しております、すみれ保育園、この5つの保育園と、上米公園の上にあります清流園、1つの老人福祉施設と5つの保育園の形態で、やまびこ会という名称でありまして、町民の方々が関心を持っておられるいろんな報道等に対し、やまびこ会という保育園などときあつとなと聞きゃいかい、非常にわかりにくく話になっているのかなと私は感じて、5つの保育園の名前をご説明したところであります。

そして、実際的に三股町から指定管理者制度にのっとり、指定管理を受けているというところは、清流園を主にしたということで指定管理契約は清流園のみだという、最初私の認識でしたが、何と色々な分野でにぎわしている問題点は、そのほかの保育園事業も兼ねているということで、そうなんだなと思って現在におけるわけですね、認識。

そして、町の指定管理を受けるには、三股町条例指定管理者制度における条例をこれには規定がうたってあるわけですね、うたってあるということですね。

私が、先ほど流れの中で、この指定管理者制度のもと、原点は何だったかなと思いましたが、小泉改革の中、平成15年、小泉政権下で地方分権一括法というものが成立した折に、いわば行

政と民間での役割分担の、民間でできることはなるべく民間でするような方向で打ち出してください。それを今度は、いわばアウトソーシングといえますか、もちろんこれは外注ですかね、アウトソーシングの意味はですね。それじゃなくて、指定管理というのは、もうひとつちょっと私の解釈が悪いのかと思うんですけど、要するに業務委託は、民間でできるようなことは民間でさせたほうがいいのではないかという、地方自治分権一括法の流れの中に、法の中で今度はそれを提起したのではないかなと私は思っておるわけでありませう。

前段が長くなりましたが、質問事項1のやまびこ会理事会についてということで、やまびこ会理事会なるものは7名で理事が組織され、その中の互選で1名が理事長になっておられるということでもあります。

この理事会のことにつきまして、町長に現在の理事会、できればその流れ、やまびこ会の私が説明したのには足りないというのがありましたら答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問といたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

ただいま、重久議員から、やまびこ会の理事会についてということで、質問の趣旨は、この設立のいきさつ、そしてまた今回いろいろとマスコミ等でもお騒がせいたしました件を踏まえての改善点、重要点かというふうに理解いたしておりますので、それについて回答させていただきます。

社会福祉法人やまびこ会は、昭和40年に町が設立した社会福祉法人三股町社会福祉会を前身といたしまして、昭和46年度の定款の一部改正によりまして、法人名を社会福祉法人やまびこ会と変更したものであります。当時は、民間の保育所の設立の機運もなく、土地取得や施設整備については、町からの寄附や無償貸し付け、債務負担、債務保証により、この保育所等を建設し、運営してきたところでございます。

このような背景から、やまびこ会を半官半民的な位置づけとしまして、これまで町との良好な関係を維持しながら、保育所と養護老人ホームの運営を適切に行ってまいったところでございますけれども、前理事長、そしてまた新しい理事が就任以降、町とやまびこ会との意思疎通が非常におかしくなってきたところでございます。

今回、県からの指導監査で事務執行及び管理運営が著しくずさんで不適切な執行ありと指摘がございました。町としましては、その指摘事項の改善を図りまして、保育所運営の正常化を図るため、適切な助言・指導を現在とり行っているところでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、答弁をさせていただきます。

平成24年4月から今日まで、やまびこ会の例規集に沿わない事務執行や、それをチェックする理事会の機能が働かず、また、県からの改善指導もございましたが、改善が図られないという異常な状態となったところでございます。

そこで、平成26年11月8日から役場職員2名が理事となり改善を行っているところでございますが、その改善点としては、県の指導監査、監事の決算監査指摘事項に対する改善策を確実に実行させる。組織機構を見直し、けん制機能の強化を図る。評議委員会を設置し、組織強化を図る。専門家による外部監査を導入する。質の向上を図るため、福祉サービスの第三者評価を導入するという、以上、5点を掲げ、実施していく予定でございます。

重要点としましては、役場職員OBが理事として就任すること。また、15名で組織する評議委員会を設置し、けん制機能のさらなる強化を図る点でございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ただいま、町長の答弁の中に非常に厳しい表現がありました。今回の県からの監査指摘の中で、指導監査で事務執行及び管理運営が著しくずさんという言葉になっております。また、執行部と理事会と、やまびこ会の理事ですね、これとのいわば町が指定管理の条例をしている中においての、私から百条委員会の中で所見、私からあれすると、半官半民制度というのを受けておりながら、我々は一法人の中に民間であるという不遜な言葉を平気でおっしゃっておる。こんな和気理事長と個人の名前いいんですかね。前理事長が言っておられますので、個人名を非常に考えながら質問しなきゃいかんことだから。

不適切な執行ありとの指摘と、指摘事項の改善を図る。保育所の運営の健全化を図ると、正常化をということは、現在、町長が言われましたとおり、正常化を目指して頑張らないかんようになってしまった。そして、2名の副町長と福祉課長と。私は、副町長の任務もふだんでさえ忙しい。ましてや、福祉課長も1つの裁判も抱えながら、大変な仕事量もあるにかかわらず、またこの問題が起こっている。県から指摘を前年度も受けながら改善ができなかったところに、また行って指導しなければいけないと思うと、本当に大変なところに、また大変な問題が起こって、大変な仕事量を抱える、大変、課長職の量がふえたのではなからうかと思って、ご苦労以上に、神経がまいらなければいいがなとお察し申し上げる次第であります。

そこで、現在やまびこ会の理事に11月20日に和気理事長が理事長職と理事の職を辞するという事で届け出があったわけです。その後任に副町長がなられております。それから、9月の時点においては、現議長、山中氏が辞表・辞任ということで、福祉課長がその欠員に入られてい

るというのが私の百条で知り得て、そのようになったかなと経過でありますので、現在進行形ではありますが、副町長にも答弁をお願いしたいと思いますが、現在進行形で諮っていること、先ほどちょっとあったかもしれんが、大まかな点を2つぐらいか3つぐらいでいいですが、答弁求めます。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） それでは、ただいま重久議員からありましたように、ご承知のように、やまびこ会の理事に私と福祉課長が就任しております。今は、やまびこ会の理事という立場、それと町からの指導をするという立場、2つの立場でやまびこ会の指導を行ってきたところです。

まず1つに、何を重点的にやるかといいますと、先ほどありましたように、県からの指導・監査の改善事項、指摘事項というのが出ております。まずは、先ほど福祉課長が言われましたように、この指摘事項を確実に実行するというのが、まず第一だと考えております。

その後、先ほどもありましたように、いろんな定款・規則・規約等にそぐわないような事務処理、経理というのがありまして、そういう法に適していない分については、その被害をこうむった金額については、返還を求めていくということで、今、やまびこ会の内部で協議をしているところでございます。これにつきましては、当然、県の指導監査に対する改善事項等を含めまして、また議会の最終日にでも報告はしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。

続きまして、質問要旨2に移らせていただきます。現在、理事者7名の選任経過を示してくださいということですので、きのう、本来であれば実質、私がここで一般質問をするということは、百条委員会の委員として、その対象はやまびこ会なんだということが原則で、本当はそぐわないと。また、指宿委員長に対しても、本当に申しわけないことなどと思いながら、やむにやむを得ず私は質問に立っていて、そのことはご容赦願いたいと思う、頭下げながらと思っておりますので、その点は平に指宿委員長にここで言うのもあれでございますが、一言は言っておかないと、今後の百条委員会のあれですので、よろしくご勘弁願いまして、2番目の現在の理事者7名の選任経過ということで、質問の中身としては。私はきのう、百条委員会のメンバー、要するに桑畑議員、それから上西議員、それから大久保議員、そして佐澤議員、私、委員長である指宿議員6名で2時半から約4時までの経過になりました。

たしか11月20日が和気さんはやめられた後、6名の理事で一生懸命されているんだよなんて思って出席したら7名になっておられて、ここに上げました現在の選任経過でちょっと疑問を持って、1人の件についてはちょっと私は、平にちょっとかいつまんでご説明方、お願いいたしま

す、選任過程を。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） やまびこ会の現在の理事者7名の選任経過を示してくださいということでございます。

やまびこ会の理事選任については、理事長及び理事長が指名する2名以内の委員をもって構成される推薦委員会で推薦者を選出し、理事会で承認を得る方法となっております。現在のやまびこ会の理事7名のうち2名は、法人内部からの選任ということで、5カ所の保育園の園長の代表の方と、清流園の園長がなっております。残り5名は、外部からということで、本日現在は前和気理事長の時代に選任されている方が2名、11月6日に町から副町長と福祉課長が選任されております。その後、12月3日の理事会で選任されました役場OBの1名で、合計7名ということになっております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。

このような事態に当たって、通常でやまびこ会は、私が認識するに当たって、途中かわらなければならない特段の事情があったから、激務の中、激衝の中、副町長と、重要な福祉課長は裁判も抱えながら使わざるを得ない事態になったということは、7名のうち2名が辞表を出されております。その2名が問題であったかなかったかということを見ると、またいろいろ問題になろうかなと思うんですが、辞表を出されたということは、平に考えると、やめんでよかったんがやめたということか、それとも、やめざるを得なかったのかという解釈ですと、何かあったからやめたんじゃろねというのが通常一般の常識から考えると、そうだよなと思うんですが、それは私の言い過ぎでしょうか、どげんでしょうか、そこは置いて、多分悪いことしたんだと思う、私は。

じゃあ、ここで個人名を言っているのかどうか、また問題になろうかなと思うので、私の個人的な解釈と、個人名を言っているんじゃないか。和気進前理事長、そして、山中前理事、この2人かなと。そのことが、私が考えるに、悪いことしたんじゃと。この発言は、いかなるものかと。きょうも、この発言と、先ほど基本条例じゃなかった、憲法解釈230条における50号の発言に行く前に、私が読み加えの発言ですからね。

でも1点、改善を目指して、今あったことよりか前に行く i n g、進行形の形で町長がより斬新な提案をされるのではないかなと期待しておりますが、どういう提案でありましょうか、質問いたします。よかったら、提案がありましたらお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、このやまびこ会について、県からの指摘事項がございましたので、まずその改善を図る。また同じようなことを繰り返さないという強い気持ちで、町としての対応

を百条委員会にお話ししたところでございます。また後日、この百条委員会のほうから町としての考え方が報告されると思いますので、そちらのほうにお譲りしたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） そうですね。百条委員会で申されていることですので、委員長の許可がないと私も言うわけにはいかないと。でも、私が聞いた範囲では、さすがに立派な改善を町長は提案されて、行政と百条委員、一体となってやまびこ会の改善を、正常化を目指すことになっております。

ただ問題なのは、先ほどから、やまびこ会の私の名誉毀損ですね。発言、これ等も私はリークしました。これから先の質問は、これに集中して質問したいと思います。

まず、百条委ができる前、宮日新聞に書かれた、べぶん舌という平成26年7月25日付の内容を読んでみたいと思います。正義の味方は、民衆のために立ち上がり、最後の最後に必殺技で悪を倒す。そのストーリーを無視し、序盤から見境なく必殺技を乱発したら興ざめだ。三股町議会は22日、ある町議が役員を務める社会福祉法人について調べようと、17年ぶりに調査特別委員会（百条委）を設置した。事象への罰則、告発の定めがあり、強力な調査権限を保つ百条委、地方自治体の事務に関する不正や疑惑を徹底追及する伝家の宝刀として設置されるのが通例。しかし、今回は怪文書こそ出回ったが、不正も疑惑もはっきりしておらず、余りに拙速な印象を受ける。強力な権限を振りかざし、以上、議会には相応の大義と責任が求められる（透）という字で書いてあります。これはペンネームではありません。中西透という記者であり、私も名詞を交換しております。都城支局におられます。

○議長（山中 則夫君） 重久議員。今の質問、質問だと思いますけど、通告の質問の要旨に入らなければ、関連質問はやめてくださいよ。やまびこ会の理事会についての内容の質問、ならいいですよ。いくら自分の時間内ですればいいんですけど、質問要旨以外のことですので、これは、どうですか。

○議員（9番 重久 邦仁君） 休憩。

○議長（山中 則夫君） 休憩というのは、私が休憩する。休憩とか決めるんが。大体そういうことはですよ。

○議員（9番 重久 邦仁君） 休憩の動議はそれは。

○議員（6番 指宿 秋廣君） はいはい、すいませんね。はい、どうぞ。

○議長（山中 則夫君） 休憩は、だから今言ったように、関連質問とか要旨というのは。

○議員（9番 重久 邦仁君） これ、短くなってるの、どうなの。

○議長（山中 則夫君） やまびこ会についての、私はそれで通告を受けて許可をしているわけで

すから。

○議員（９番 重久 邦仁君） だから、どの部分がやまびこ会の質問事項の、どこが外れているか。

○議長（山中 則夫君） 今のは外れる。

○議員（９番 重久 邦仁君） 文字は全部削除するというほうの話ですか。

○議長（山中 則夫君） 削除。

○議員（９番 重久 邦仁君） 議運長どうなの。

○議長（山中 則夫君） 議運委員長じゃね、私は今、そういうふうに議運委員長が判断はできるわけないですがね。

○議員（９番 重久 邦仁君） というだけの権限をあなたがお持ちだということを今わかったでしょう。

○議長（山中 則夫君） 要するに、質問の要旨に関しての質問をしてくださいと言うことです。

○議員（９番 重久 邦仁君） でも、今の質問は何なの。適用しない、除外するのと、議長権限で。どっちなんだ。

○議長（山中 則夫君） だから、それはできませんと。

○議員（９番 重久 邦仁君） 何て。こんなもの、記者が書いてるのは、やまびこ会で百条ができたことに対して、記者が書いてることを、事実をここに。事実だよ、おれがうそでつくった文章じゃないよ。

○議長（山中 則夫君） そうなのじゃなくて。

○議員（９番 重久 邦仁君） 想像。

○議長（山中 則夫君） 理事会についてのあれですがね。

○議員（９番 重久 邦仁君） だよ。

○議長（山中 則夫君） だから、質問やろ。

○議員（９番 重久 邦仁君） だよ。だから、何であなたが、何を根拠にこれは、どの文面が、僕の発言が、どの質問事項から外れていると判断いたしましたか、根拠。

○議長（山中 則夫君） 根拠は、だから理事会についての質問ということで、理事会以外はだめですよ、そんな。

○議員（９番 重久 邦仁君） だから、その範囲は、守備範囲はレフトからライトまでであるじゃろう。どこが、根拠。

○議長（山中 則夫君） この要旨について。

○議員（９番 重久 邦仁君） 要旨についてだろ。

○議長（山中 則夫君） 今の質問を聞いてたら、要旨とは。

○議員（９番 重久 邦仁君） だから、どの部分が具体的に。

○議長（山中 則夫君） だから、質問の要旨について、質問以外だということを判断したからですよ。

休憩しましょう。

午前10時52分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

先ほどの質問ですが、やまびこ会に対しての関連質問ということで、発言を続けてください。

重久君。

○議員（９番 重久 邦仁君） では、１点だけ確認します。今のは削除じゃないということで承ってよろしいですか。

○議長（山中 則夫君） はい。

○議員（９番 重久 邦仁君） ありがとうございます。

今、盛り上がって話を、議会には相応の大義と責任が求められるので、透というペンネームを宮日新聞記者でしたと、ここまで来ましたね。

そして、その中にもう一つ、これは7月23日の新聞です。三股町町議の兼業を公施設で禁止。三股町で条例。社会福祉法人をめぐり、百条委という記事があります。これはま、寺師祥一さんという人が、ペンネームである記者がやっぱり書いております。

それからもう一つは、三股町議会百条委、保育園経営法人を調査。これは、7月23日に、これも宮日でございますね。この内容に、非常にやまびこ会という名称と、三股町議会山中則夫議長12名（20日臨時議会を開き、町内で保育園などを経営する社会福祉法人に関して調査する、調査特別委員会百条委、指宿秋廣委員長6人）を設置したと。

先ほど、行政のほうからも答弁がありました。町から土地や建物を譲り受け、現状も敷地の一部が町有地であることを理由に、百条委の対象とした。提案者の重久邦仁議員は、町の公共施設の指定管理者にもなっている社会福祉法人の役員を町議が兼務していることから、運営面に疑義が生じたと説明と。そして、議長を除く11人のうち6議員の賛成で設置を可決。今後、町や同法人関係者から話を聞き、運営などに問題がないかを調査し、12月議会をめぐりに最終報告をする方針という。指宿委員長は、法人設立から現在に至るまでの経緯や町の関与、役員人事や保育園の建てかえ工事に関する疑問点の解消に向け調査を進めると話す。百条委は、地方自治法100条に基づき設置され、地方自治体の事務を調査ということですよ。結局は、町はやまびこ会の指定管理者ということ条で定めておりますから、その指定管理者にやまびこ会を選定し

た。

その主権は、行政がやまびこ会に業務管理ですね。だから、施設を委託したわけではなく、そこを管理する業務を委託したということ、関係において、委託という言葉と業務という言葉と、非常に私は管理者の中にふと、理解はちょっと乏しいものですから、そのこの見解だけ、1点だけ質問したいと思いますが、再度言いますね。

やまびこ会理事会とかそういうの、いわばこれは理事会というのは人間がいることですよ。そして、町はやまびこ会に結局は業務委託ということで、指定管理者の中で業務委託。業務委託というのは、業務委託の範囲ですよ。どこからどこが業務ということの認識として捉えていいかの質問をします。

要するに、施設の範囲ですよ。町が土地を持ってて、ここに新聞に書いてありますよね。その点の違いですね、区分、それがありませんでしたご答弁をいただければと思いますが。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） やまびこ会に対する指定管理での業務委託というのは、清流園の業務に関するというふうに理解してもらいたいと思います。

ですから、今回、指定管理者であるやまびこ会に対する町の立場というのは、あくまでも清流園の運営に関して、その指導範囲があるというふうに考えていただければいいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） だから、町長も人物本位で今後は考えるというようなことを、私は聞いたように思っております。

したがって、この理事会の任命、それから新たな設置の理事者の任命、十分に厳選され、そしてまたその推薦して上がったこられた人なんかも、全部精査されたことでの判断で7名になったということで、きのうこっちがわかったもんですから、ほうっと思っておるところでございます。

やまびこ会の質問はこれで終わって、関連では全然ありませんので、一言だけ言わせていただきます。よろしいでしょうか。

関連ではないですけど、一言だけ言わせていただきます。議長の許可を得ましたので。

町長は、やまびこ会の健全運営について一生懸命頑張っておられます。行政も非常に頑張っております。私、また6名を含め、百条委も一生懸命頑張っております。

ただ、惜しむらくは1点、議会の正常化も図っていただきたいということ、まずもって何言うかと言われるかもしれませんが、この1点だけ私は申し述べさせていただきます、終わります。

以上。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 発言順位2番、内村君。

[4番 内村 立吉君 登壇]

○議員（4番 内村 立吉君） おはようございます。

師走に入りまして、ことしも残り少なくなってまいりました。ことしを振り返ってみますときに、ことしも自然が猛威を奮った年ではなかろうかと思えます。幸いにして、本町におきましては大きな災害もなく、しかしながら、いつどこで何が起こるかわからない。改めて、防災についての見直し、考え方が問われてくるのじゃなかろうかと思えます。

また、ここ数年来、少子化議論が繰り返される中で、本町におきまして少しずつではありますが人口増につながっている。人口増につながっているということは、本町はいろんなことに対しても条件もよく、生活もしやすいところではないかと思われます。これからも、行政・議会が議論をする中で、すばらしい三股町を築き上げていかなければならないと思えます。

通告しておきました質問に入っていきます。

10月29日、議会報告会がことしは合同のもとに、元気の杜で行われました。その中で、小学校区域の問題についてということで状況報告をしています。このことにつきましては、議会のほうでも三股小学校、三股西小学校の区域について早急にしなきゃいけないことを認めております。また、このことにつきましては、審議会も何回か開かれております。区域の問題につきましては、以前の一般質問でも何名かの方が質問もしていらっしゃいます。

きょうは、区域の現時点での内容についての執行部がまとめたことに対して、内容を聞かせていただきたいと思っております。

あとは、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

[町長 木佐貫辰生君 登壇]

○町長（木佐貫辰生君） ただいま、内村議員より通学区域についてのご質問がございました。三股西小学校の通学区域についてでございますけれども、これにつきましては教育委員会のほうで9月以降、3回ほどの審議会、三股町通学区域審議会を開催しておりますので、その結果につきまして教育長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 三股西小学校の通学区域のラインの見直しについてでございますが、この件につきましては、三股町通学区域審議会より下新馬場、稗田、西植木、東植木地区については、三股西小学校の通学区域であるが、保護者からの申請により、三股小学校に通うことができる調整区域とするという内容の中間答申が11月に出されたところでございます。これを受けまして、教育委員会では慎重に審議し、規則の改正を行いまして、平成27年度から実施に向けて保護者等への周知をしていく予定でございます。

また、今後、通学区域審議会におきましては、岩下橋から南へ向かう県道12号線や植木地区も視野に入れた検討が今後なされることになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） この問題につきましては、三股西小学校がふえて、三股小学校が少なくなっていく。都城市に近いほうが、家がたくさんできている状況であると思います。その中で、土地はあるのに家は建てれない、地元のほうに家は建てれないか、こういうところをどうかできないものか、そういうことを聞かせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） もう一回質問。内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 地域の中で、地域のいろいろ制限的、そういう解除できて、そういうことで家が建てれないかどうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今のご質問ですが、農業振興地域に住宅を建設する場合についてお答えさせていただきますが、当然、農業振興地域内の宅地化というのは、農地法の5条申請をしていただかなくちゃいけないということになります。その前に農地農業振興地域の除外という問題があります。農地を守る観点から、簡単にはできないようになっておまして、5つの条件というのがございます。その上それぞれありますが、その中でも一番集落接続というパターンが多いんですが、それも条件いろいろございますので、なかなか解除できない部分があるのは否めないところです。

実際、集落接続等とか可能な場合においては、除外、そして転用という形をとらせていただいております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） どこでも規制がかかっておって、できないということはわかっているわけですが、高齢化社会、そうする中で、人口の町でもあるわけですね。今、こういうことに対しては、若い方といいますか、少子化といいますか、その中で国はそういうふうに入力しておると。そういう中で、規制が緩和といいますか、そうできるような申請といいますか、そういうことができたならやっぱり地区の中で子どもの家ができないもんだらうかというところがあるわけですね、地域の中で。建物として家ができないものかな。地元でいたい人もいらっしゃる。その中で、やっぱり都城近くにかたまっている、家がという状況ですから、そういうことの申請ということの中で、今、答弁で話を伺ったわけですが、その中で改めてそういう申請手続といいますか、本町におきまして人口増でもありますから、そういうことができないかどうか、改めて伺います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 農業振興地域に限っていえば、先ほど申したように除外がなかなか難しいところがございますが、集落内の農地については、転用はできている状況でございますので、集落内であれば農地から宅地へ転用していくというパターンはよくございます。そういったものは、月に10件を超える割合で毎月受けているところです。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） そういう方の話も聞きますから、そういう中でできたらやっぱり三股小学校校区もそういう児童数がふえていく可能性はあるんじゃないかと思っておりますので、それで校区について27年度からぜひやっていきたいというようなことを教育長のほうから答弁いただいたわけですが、その中でやっぱり地元の対象になる人たちといいますか、地域の人たちのご理解・ご協力というようなことが、承認といいますか、そういうことが一番大切じゃないかと思っております、やっぱりですね。こういうことに対して伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） いわゆる、この通学区域の、いわゆる調整区域を設けたということにつきましては、三股小学校に近い地域の方々が、三股西小に通わなくてはいけない現状が今あるものですから、三股小学校へ通えないかという要望が何件か来ております。そういう地域の要望に応えるという意味で、こういう調整区域を設けたところです。

今後、学校あるいは地域、あるいは新入生に向けて、その通知・周知を図っていきながらご理解をいただこうと、いろんな啓発活動を今からしていく予定でございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、27年度の区割りですか、ライン引きができるようにお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

五本松団地のこれからということでも、この前、議会報告会の中で報告をしています。敷地面積が2万1,586平方メートル、住宅建設年度が昭和46年度が15棟の48戸、47年度が26棟の86戸、建設戸数が41棟で134戸、今、入居者数が134戸のうち88戸入居しているというようなことであるということですが、この中で年齢的、40歳以下といいますか、それから40歳から60歳まで、60歳以上、その年齢的にどのような条件なのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） お答えさせていただきます。

11月30日現在、今の五本松住宅におきましては、今88戸の総勢166名でございます。その中で、40歳未満におきましては51人、そして40歳以上60歳未満におきましては56

名、そして60歳以上につきましては59名、総勢166名の方が今入居させていらっしゃると思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 満40歳以下が51名、40歳から60歳で56名、60歳以上が59名の166名入居していらっしゃるということですが、46年と47年にこれはつくられてから、42、3年になっているわけですね。その中で一概的には言えないところもあると思われま。生活保護的なことも考えなくてはいけないということもあると思いますけども、今後のことについてどのようにやっていきたいか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 五本松団地、これからについてということで、前回9月議会におきまして、お二人のご質問に答弁したところでございます。

私の公約といいますか、5つのプロジェクト、その中の1つで、この地域特性に応じた地域づくりということで、そしてまた中心市街地の活性化ということで五本松団地、この取り組みというのは非常に重要だろうというふうに考えているところでございます。

この五本松団地につきましては、五本松団地、そしてまた射場前、榎掘団地、この3つのところを統合・集約したいというふうに考えているところですが、まずは榎掘第四団地、そちらのほうの入居者のご理解が得られましたので、そちらの方のまず建てかえ、取り壊し、建てかえをまずスタートしたい。そして、その次に射場前団地、そちらのほうの建てかえを実施いたします。

射場前のほうの建てかえが完了して、そして五本松団地の皆さんをその団地のほうに移転していただきまして、そしてその後に五本松団地の解体というふうに、そういうスケジュールで実施したいと考えていますけれども、大変大きな財政負担を伴いますので、年次的にこの取り組みをやりながら、やはり、お話ししましたように高齢者の方もいらっしゃいます。そしてまた、生活保護受給者もいらっしゃる、いろんな方々がいらっしゃるということで、まずその方々のご理解を得るという努力が必要だというふうに考えていますので、そういう方々のご意見等を踏まえながら、前向きに着実にやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 三股は、都城とは切っても切れない間がらだと思えます。都三線なり都万線があって、都三線は駅と駅がつながっておって、都万線はまたこちらから行けば、南九州大学があって、商業高校があって、ずっとつながってきて、こちらにやはりそういういろんな面で今の五本松団地というのは魅力あるところだと思えます。その中で、いろんな人の話が出ると思えます。その中で踏まえて、今後そういう状況の中で考えとしてやっていくということで

すので、お願いしておきます。

次に、上米公園に通じる道路整備について。三股の駅周辺もきれいに整備されております。上米公園に通ずる道路、原田ショッピングから通ずる道路、見通しが悪く狭いところがどうかならんもんかどうかいような話があります。このことについて伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 上米公園に通じる道路整備についてのご質問でございますが、上米地区の原田ストアーから東へ、櫟田、山田、田上線までのこの道路は一級町道上米公園線で、現在の道路幅員が5メートルから7メートルということになっているところでございます。

本路線の整備につきましては、平成4年度に関係者に整備に向けての説明会を開催いたしたところでございますが、隣接住民等の協力というものが得られなかったと聞いております。この約400メートルの区間におきまして、20軒以上の建物が存在しておりまして、建物移転等の補償額の割合が大きく、3億円か4億円の事業費というのが必要ではないかというふうに考えられるところでございます。このようなことから、現在のところ整備計画予定はありません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今現在のところは整備計画、平成4年にそういう地元の人との説明会を求めて、そういうことがあって、今のところは状況ではないということですが、道路からそういう上米公園に通じる道路、水道工事の面でしよところが非常に多いわけですよ。上米公園には、本町といたしましても、公園にもものすごく力も入れている。パークゴルフ場が創設されれば、人の出入りも多くなってくるのではないのか。やっぱり、そういうような道路を整備する必要があるのではないかと伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われるとおり、上米公園につきまして、やはり本町の中心的、そしてまた重要な都市公園というふうに位置づけております。そして、ことしからパークゴルフ場の増設として、また生環林ですね。そちらのほうの整備といたしますか、生環林については以前整備しましたけれども、その後、管理が不十分であった部分もあるし、そしてまた間伐等をもうちょっと実施しまして、さらに実施しまして、もうちょっと明るくする必要もあるのかな。

そしてまた、いろいろな樹種の木を植えることによって、さらなる生活環境保全林としての意義をなすのかなというふうに考えます。そういう意味合いでは、今後の上米公園の増幅工事が、人の出入り次第では言われるような整備というのも課題として浮き上がってくるのではなからうかと思いますが、今のところは現状のままで行き、そしてまた地元等の声を聞きながらということになろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、前向きに、そして検討していただきたいと思います。

それから、ショッピング原田の交差点、ここはちょこちょこ事故があります。小さな事故もあります。また、年に1回ぐらいは大きな事故があります、そういうこともですね。届けてない小さな事故もあります。その中で、以前から信号機をつけてほしいというような話もあったと思います。なかなか信号機をつけるのは難しいという話も聞いております。せめて、点滅信号でもできないものか、このようなことについて伺います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 今、議員が言われたように、原田商店のところは事故が多いということで要望も上がってきておりますし、座談会でもそういう話が出たところでございます。

町といたしましては、昨年度から警察のほうにもそういう要望活動、今言われた点滅信号でもということで要望に行っておりますけれども、なかなか予算化の関係から、まだ設置には至っていない状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） このことにつきましても、ぜひ前向きに検討してもらいたいと思います。

次に行きます。

ふれあい中央広場、すばらしいところができまして、大いに利用していかなければならないと思います。各いろんなところで、10月、11月はいろんなところで祭り、イベント等が行われております。本町におきましても、第24回ふるさとまつりが盛大に行われました。ことしまで、文化会館の南側のところで行われていたわけですがけれども、来年からは整備されたところで行われると思います。本町におきまして、アスリートタウンも掲げております。今、運動をする人、走る人、健康志向でウォーキングをする人、そのような中でふれあい中央広場に夜間照明をつけたらいいんじゃないかと思うのであります。これから先、やっぱり今、都城陸上競技場に運動に行ったりしている人もいらっしゃいます。文化会館のほうにも、いろんな照明がついております。陸上競技場でも外周を回る人、中で運動する人、それぞれいらっしゃいます。その中で本町につけたらすばらしいところじゃないかと思うのであります。そのことについて伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） ふれあい中央広場の活用ということで教育委員会のほうでお答えさせていただきますが、ふれあい中央広場は、平成25年度に多目的広場としての整備を行ったとこ

ろであります。芝の養生期間を経まして、平成26年7月1日から供用開始をしております。

用途としまして、その名のおり住民の憩いと触れ合いの場となることはもとより、散歩やジョギングなどの健康増進、グラウンドゴルフや中学校のサッカー部活動など、スポーツ振興の場としても活用を予定しておるところでございます。

また、ふるさとまつり、各種大会などのイベント会場としての利用も考えております。

また、今後は、適切な維持管理を行っていきまして、回覧・広報などを活用しながら、より積極的な利用の促進を図り、広場の有効活用をしていきたいと考えておるところではございます。

夜間照明等につきましても、住民等のニーズを把握しながら、今後検討していきたいというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） このことにつきましても、前向きに検討をしてみたいと思います。することによって、三股町駅、文化会館、ふれあい広場、上米公園とつながって行って、すばらしいところになっていくのではないかと考えております。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 発言順位3番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） 皆さん、こんにちは。

三股町には、陶芸、大刀、弓、大弓、鍛冶、ごったんなど、すぐれた技術を持つ職人がたくさんおられますが、そこで質問です。伝統工芸士の技術伝承について、次の代を育成するために、育成資金制度の創設を考えてはどうかということです。

続きは、質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 伝統工芸士の技術伝承についてという池邊議員の質問でございますが、回答させていただきます。

伝統工芸士は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づきまして認定されております。この制度は、後継者不足などにより低迷している伝統工芸品産業の需要拡大を狙ったものであり、伝統工芸士はその産地固有の伝統工芸の保存、技術、技法の研さんに努力し、その技を後世の代に伝える責務を負っています。

本町におきましても、大弓や刃物、ごったんなどの製造分野で伝統工芸士と認定されている方がいらっしゃるところでございます。それぞれの部門の現況を踏まえて、ご質問に担当課長から

回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、今、町長の答弁にありましたように、大弓、刃物、ごったんなど、伝統工芸士と認定されている方の部分についてお答えさせていただきたいと思えます。

大弓におきましては、国とそして県の認定、両方受けていらっしゃいます。後継者につきましては、現在のところおられませんけれど、3年以内に息子さんの去就を確定するだろうということをお聞きしております。それから、刃物につきましては、鍛冶屋さんですが、県の認定を受けておられまして、後継者はいらっしゃいません。ごったんにつきましては、県の認定を受けておられ、今は後継者がいらっしゃいます。

このように、後継者という形で、その技術の研さんについておられる方というのは一部のみでございます。次の代を育成するには、長年の研さん、修行が必要であり、伝統工芸士と認定されるのに業種にもよりますけれど、15年から20年を要するということから、そのための育成資金制度の創設については、現在のところ検討されていないところです。

本町では、工芸士への直接の支援はございませんけれど、本年2回目の開催となりましたものづくりフェアへの出展など、側面からの支援を行っているものです。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 伝統工芸士というふうには国の定めによりますと、今、三股町のほうの陶芸の分野は入らないというふうなことになるかと思いますが、それぞれ職人の方は活躍されておりまして、三股町にはアトリエロードという、以前ネーミングをつけたぐらいの通りがあって、三股町としてはものづくりフェアというものを、すばらしいイベントを行って、たくみの町としてのPRをしています。

ですから、将来についての取り組みもあってもいいのではないかなというふうに思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 本町の中にも、工芸は伝統工芸士ではないんですが、陶芸とか、それからまた大弓、そして刃物、ごったんのところもいらっしゃいますが、いろいろ伝統的なものづくりといえますか、そういうものに携わる方々を育成していく、または後継者を育成していく、また、それが雇用の創出につながるという意味合いでは、大変重要な取り組みかなというふうに思えます。

ただ、育成資金となると、どういうスタイルでやるべきなのか、ちょっと私も理解不足なんですけど、ただ、例えば学校に行くとか、専修学校に行くとか、そういうものでありましたら、三股

町の奨学金制度がございますので、そういうので支援というか、そういうのはできます。

ですから、制度設計どんなふうにしたらいいのかというのは、ちょっとイメージが沸きませんけれども、そういう重要性というのは認識しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 重要性は認識されているというふうなご見解ですので、高岡市のほうですね、伝統的工芸品美術技法継承事業という、これは平成8年から平成23年度までありまして、現在は伝統工芸産業希少技術継承事業というふうになっております。これは、指導者である育成者のほうに月5万円、継承者のほうに月5万円と、それから年間の60万円の材料費が支給されるという、そういったものです。

また、広島県福山市のほうでは、福山市経営力強化人材育成事業として、ものづくり技術継承事業というものがあります。

時間がかかるわけですし、時機を逸したら取り戻すことはできないわけですので、将来を見据えての技術継承、人づくりを真剣に考えるべきではないかなというふうに思います。再度、町長にお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 伝統工芸士に限らず、やはり地域産業の活性化といいますか、それが非常に重要でございます。それにつきましては、町のほうでも町単独での利子補給制度の取り組みとか、いろんなイベント等での支援とかはやっております。

また、国なんかでもいろんな創業支援とか起業する場合の補助金と、いろいろメニューもございます、県もございます。それとどう整合性をとっていきながらやっていくのかということで、公平さとともにバランスも大事だろうというふうに考えますので、そのあたりはやはり十分、町だけではなくてやはり商工会、あるいはまた金融機関、それからまた専門家というようなところでのこの検討が必要ではないかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

せっかく、いい技術を持った方がたくさんいらっしゃいますので、その技術の継承をしっかりとできるような制度設計をやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

過疎対策についてでございます。この件は、これまで何度も出しているわけですがけれども、次年度の予算の関係もあって、町長も明確に答えられることができる状況が出てきたのかなというふうに思っておりますので、あえて質問させていただきます。

長田、梶山、宮村の過疎対策の今後の計画はどのようになるのかお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 過疎対策、町のほうでも一生懸命、今、これまでも取り組んできましたが、今後とも継続してやっていきたいというふうに考えていますが、長田、梶山、宮村地区における過疎対策につきましては、平成9年より行っております過疎地域定住促進奨励金の制度とあわせまして、梶山、宮村地区では宅地分譲を、長田地区では町営住宅の建設を、各地域の過疎対策委員会の方々と十分協議をしながら、それぞれの地域の特性に応じた形で進めてまいったところでございます。

今後につきまして、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） 長田地区におきましては、長田小学校、長田へき地保育所の児童・幼児の確保を目指しまして、昨年、町営住宅を1棟建設しました。また、隣接する既存の町営住宅の入居者を募集しておりますが、現在、2棟が空き家の状態であります。このようなことから、まず、子どものいる世帯の入居者の確保ということで、地元の協力を得ながら取り組んでいきたいと考えております。

また、入居に当たっての所得制限などの条件の見直しを検討しまして、申し込みしやすい体制をつくっていけないかなというところで考えているところでございます。

また、梶山地区におきましては、現在、購入・保存を検討しております梶山城址、これを核にした地域づくりに取り組んでいくことによって、過疎対策の1つの方法、何かとれないのかなということも考えております。

また、宮村地区におきましては、先般、小鷺巣地区に過疎対策協議会が発足いたしました。宮村地区の寺柱におきましては、眺霧台の分譲で児童数の確保に大きな効果がありましたので、小鷺巣でも何らかの対策をとる思いで発足に至ったというふうに聞いております。

今後は、この過疎対策協議会と連携しながら、過疎対策、地域活性化策の検討を進めていきたいというふうに考えております。過疎の施策は、財源も必要ですけども、何より地元住民の熱意と理解と協力が必要となりますので、今後も地元と連携しながら、十分協議・検討を行い、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ということは、新たな報告というか、新たに何かをするということとは今のところは考えていないということよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） まず、当初予算のお話だと思うんですが、当初予算のほうでは、

まだ新たな、今現在のところは、要求段階では聞いておりませんが。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） わかりました。

それでは、次に進んでまいります。

公用車のドライブレコーダー設置についてお尋ねいたします。防犯や事件記録につながるとされるドライブレコーダーですけれども、公用車に設置してはどうかという質問でございます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ドライブレコーダーは、交通事故の処理の迅速化や違反車・盗難車の照合、防犯等の目的から、ほとんどのパトカーやタクシーなどに搭載してあり、最近では市町村をくまなく走る防犯カメラの役目を担うということで、安全・安心なまちづくりへの波及効果を期待しまして、公用車に設置する市町村もふえているというように聞いています。

本町の取り組みについては、担当課長のほうから回答いたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 本町では、コミュニティバス「くいまーる」におきまして、バス運転手の安全運転に対する意識を高めるためということで、今年度、車両1台にドライブレコーダーを設置するものであります。残り2台ございますけれども、こちらにつきましても1月の車検時に設置することにしておりますが、その他の公用車については、現在のところ検討もしておりません。

設定することで、運転者に心理的なプレッシャーを与えることや記録データの管理・活用と運用の仕方などを協議する必要があると思いますが、さまざまな効果が期待されるということから、くいまーるの成果、実績を参考に計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 隣、鹿児島県、鹿児島県伊佐市のほうでは、公用車120台に全てドライブレコーダーをつけまして、12月16日、先日ですけれども、警察も参加しての出発式が行われたというようなことです。これは、西日本では初の取り組みだそうです、全車に取りつけるというのはですね。注目されているのは、これは交通安全と防犯に役立つという。走っているところの何秒前だけでなく、その前5時間とか8時間のデータが入りますので、防犯にも大きな役割を果たすと思われて、事件などがあれば、それを証拠品として映像の提供を行って、事件の解決に役立てたいというふうなことでありますので、そういうふうなものもありますので、ぜひ。やっぱり、安心・安全なまちづくりということを考えたときには、すごい有効なことではないかなというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいと思いますが、この辺について町

長の見解をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今、総務課長のほうから回答がありましたけれども、くいまーでモデル的といいますか実験的に実施しておりますので、その成果を踏まえまして、公用車についてはいろんな管理面等含めて、どう取り扱いがいいのか、そのあたりの協議を踏まえまして、前向き検討はしたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ただ単に交通安全だけであれば、気をつければいいということなわけですが、やはりいろんな事件・事故等にかかわるところも網羅できるような感じもありますので、ぜひご検討のほうをいただきたいというふうに思います。

次に進んでまいります。

次は、創業のための育成資金についてでございます。町内で創業する個人・企業へのゼロ金利の補助金の創設ができないかというふうなお尋ねです。よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 町内で創業する個人・企業へのゼロ金利補助金の創設はできないかというご質問でございますが、現在のところ、三股町の単独事業において、創業者等に対するゼロ金利補助金、いわゆる金利補助なるものと思っておりますが、その設定はしておりません。国・県において、既に中小企業を営んでおられる個人・企業に対する低金利の融資制度がございます。ご承知のことだと思います。

また、創業に関する助成金・補助金というものはございますが、そのゼロ金利制度というのは見受けられないようでございます。

本町では、現在、創業資金、運転資金にかかわらず、金融機関からの借り入れ利子に対する支援という形で、一定率の利子補給はしております。町単独で創業等へのゼロ金利補助金の創設ということを実施することになりますと、既にさまざまな融資制度をお持ち町内金融機関との調整であるほか、さらには、ゼロ金利補助金の需要量というのがそれほどあるのかというあたりを、ほかの制度の状況などを精査した上で補助金の必要性などを検討していくことになるのではないかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 創業というのは、大変な苦勞であり、またリスクも伴うわけですが、大きな補助金をというふうなことではなくて、借り入れを行ったときの利子に対する補助金をお願いしたいというふうに思います。というのは、やはり三股町の今後の産業活性化、新しく何かをしようという思いのある人を手助けするというのは、今後、産業活性化においては

非常に有効ではないかなというふうに思うわけです。

また、外から入ってくるときに、三股町にはそういうふうなものがあるんだというようなことであれば、入ってきやすいかなというふうに思っておりますので、ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。

道路拡張のことであります。数年放置されている切寄線でありますけれども、今後の見通しについての回答をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご質問の切寄線の道路拡張ですが、これは町としましては今までずっと放置していたわけではございません。地権者にも十分いろんな、お話し合いをさせていただいたところですが、途中で平成22年4月3日に大きな建物が消失したというので中断を余儀なくされましたけれども、それ以降もいろいろと取り組んでいますので、それについて回答させていただきます。

ご質問の一級町道切寄線は、平成4年度から平成8年度までに約600メートルの区間の拡幅整備を実施したところですが、ご指摘の一部の区間で地権者との折り合いがつかず、交渉打ち切りになり、約60メートルが未整備となっているところであります。

現状を打開するため、平成24年11月以降、交渉を再開しまして、平成25年11月より平成26年3月において、測量設計及び建物調査を実施いたしました。その結果をもとに、ことしの5月より地権者へ事前交渉を数回行いましたところ、用地買収や補償内容等においては内諾を得ているところでございますが、買収予定の用地とは関係のない隣接する土地の農振農用地からの除外の条件が出されております。

町としましては、現状での申し出であります農振除外は困難であることから、この取り扱いに苦慮しているところでございます。

内容につきましては、産業振興課長のほうから回答してもらいます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 当該農振除外について、ちょっとお答えさせていただきますが、この案件、切寄線の道路拡張にかかわる農地については、全部で3筆ございます。そのうち2筆については、直接的に道路拡張の対象となって案件が進んでいる部分ですが、もう一筆、農業振興地域内にある農地というところが、ここで問題になっているところでございます。

最初の2筆につきましては、農業委員会と県担当方の現場調査などを踏まえて、農地ではございましたけど、結果的に非農地という形で判定をしております。ですから、残り1筆につきましては、農業委員会、そして農業委員会農地部会などの協議を行っておりますが、その中で農地の

除外に当たっては、具体的な利用計画が必要であり、計画が停止された後に除外の可否について審査しますと、本年10月にこの地区所有者へ回答を提出しております。

ただ、この回答に対する所有者の動向というのは、今のところ何もございません。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 梶山地区からすると入り口の部分の60メートルというようなこと、あの部分だけ取り廻しをすればいいのに、ほかのところを通せばいいのにというような意見も実はあるところですので、前に進んでいるということですので、ぜひ前に進めていただきたいというふうに思いますけれども、地元の要望としては、あそこがもしだめなら、ちょっと横を通してもいいんじゃないかというふうな意見もあったということをお含みおきください。

以上で、質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今の産業振興課長のほうから、農振除外について、目的がない、置かなければ農振ではできないというのが本筋でございます。

今回、地権者のほうからの要望等を精査しますと、やはり町としまして毅然とした対応しかできないと。法を曲げてまで、この対応ができる状況ではございませんので、そのあたりは今後、地権者のほうに、きちっとした話し合いをさせていただきますが、町の立場というのをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議員（1番 池邊 美紀君） 以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで昼食のため、1時30分まで本会議を休憩いたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位4番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 通告に従いまして質問してまいります。

1番目の耕作放棄地について質問していきます。農家の高齢化等に伴い、農業ができなくなったり、後継者もないといった事情で耕作放棄地がふえているように見受けられます。

また、ことしのように米の価格が大幅に値下がりすれば、自分で米をつくるより買ったほうが安いといって米づくりをやめる農家も出てくることも懸念されます。日本の食糧自給率は40%を切り、世界の食糧自給の逼迫傾向や農地面積の減少などを考えると、将来が心配です。

本町でも耕作放棄地があちらこちらで見受けられますが、農業生産の基盤である農地の有効利用を図っていくことが重要と考えますが、かけがえのない農地を守るための対策について質問いたします。

最初に、本町の耕作放棄地はどのくらいありますか。

あとの質問は、質問席にて質問してまいります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 耕作放棄地についてのご質問ですけれども、農地というのは農業生産基盤の基礎ということで、大変重要なものというふうに認識はいたしております。その耕作放棄地についての対策ということで、これについては農業委員会のほうでいろいろと調査を把握していますので、産業振興課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ただいまのご質問の中で、まず、どのくらい耕作放棄地があるかというご質問がございましたのでお答えさせていただきたいと思います。

正式に県、そして国に報告した数字というのは、3月現在の数字というのをございます、一番新しい数字ということで、毎年、農業委員会の委員さん方と事務局と一緒になりまして、9月初めから町内全域の調査に当たっております。その9月末に結果が出ておりますが、ただ、この調査につきましての集計が途中なので、報告上では修正される可能性もありますけれど、今の数字を報告させていただきます。

今年度の調査では、耕作放棄地が93筆、11万5,934㎡、11.5ヘクタールとなります。32名の所有者が確認されております。そのうち、2筆の3,221㎡、所有者2名については違反転用も認められますので、その是正を求めています。

残り91筆につきまして、11万2,713㎡となりますが、それは30名の所有者へ農地の適正管理等の改善通知、今後の利用について意向調査を行っておるところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、調査を農業委員会がされているというふうに伺いましたが、全ての耕作放棄地というのは、農業委員会が行って、その後どういうふうな対策になるのか。私、ちょっと農業問題に疎いものですから、教えてください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ただいま申し上げましたように、農業委員会が調査をして、それぞれの所有者に対して適性管理の改善通知、あるいは今後どうやって利用するかという意向調

査を行っていきます。そして、耕作されていない農地の利用につきましては、利用権設定など担い手農家への集積を中心と、今までもそのように努めてまいりましたが、今後は、今年度から始まった農地中間管理事業を利用した集積というのが中心になってくるだろうというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 農地は、いろいろ農業をしなくなった人たち、それから高齢化でできなくなった場合とか、それから、その農地が相続されてても都会に行っていて、持ち主がわからない、所有者がどこにいるのか、そういうふうな場合なんかは、どういうふうにして調べられるんですかね。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 所有者が町内にいない場合ということですが、住所等が判明したのについては、郵送や電話で改善通知や利用意向の調査を行っております。

なお、所有者が死亡されていたり、確認がとれない農地というのがどうしても出てきますが、その場合については、親あるいは兄弟、親戚などの方々へ連絡をとらせていただき、協議の上、その改善に努めていきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私がなぜこの質問を出したかということ、山田の一番目立つところが、11月中、セイタカアワダチソウがすごくて、何かもったいないなというふうな、美観も損なうし、というふうなことがあって、この質問をしようというふうになったんですが、ああいうふうな荒れて雑草が茂っている土地などは、町はタッチできないのかどうか。そこら辺、どういう対策をされているのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） このご質問のきっかけとなった山田農地についてお答えいたしますが、もちろん死亡された方、そして入院された方がいらっしゃるということで、こちらのほうでもちょっと苦労したんですが、親戚の方がいらっしゃるということで調べまして、その方と連絡をとらせていただき、そしてまた、地元の農業委員さん初め、土地改良の役員の方々、そういった方に交渉していただきまして、結果的に土地改良の方々の努力で、あそこは刈り払われたような形になっています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 草は刈り払われたんですけど、後の耕作は、また来年になったら草は生えますけど、後の耕作は誰かができるというふうなことにはならないのですかね。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 後につきましても、地元の農業委員さんがいらっしゃいますので、その親戚の方と連絡をとり合いながら、農業委員さんのほうでつくってくださる方を探すといた形を基本にしておりますが、先ほど言いましたように、農地中間管理事業というのが新しくできてますので、そちらのほうへかけていくことも考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 農地中間管理機構の仕組みというんですか、そういうふうなこれから先、食料生産をしてふやしていく、そういう農地を貸す人、借りる人、そのあたりをまとめる人、そういう機構じゃないかなと思うんですけど、本町の場合、今までの耕作放棄地に貸し渡しをしていった事例とか、それから、今、農業の土地が利用されているのか、そういう事例があったら、教えてください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 事例的には、今までは農業委員会のほうで借り手を見つけていただくという形をとっておりましたし、農地相談員というのも農業委員会の事務局の中におりますので、そちらの方が相談員の方が、町内の認定農業者なんかを中心に、頑張ってください方を探してお願いをして、利用集積という形で耕作をしていただいております。

現実的には、長田の山の中にある畑であったり、そういったところに樺山の方が行かれて、そこで甘藷をつくったり、そういったふうに改善されているところもありますし、市と町でつくっている協議会もございますので、そちらのほうでもいろいろやっておりますが、三股の方が有水の畑に行かれている例もございます。今まではそういうふうに担い手の協議会であったり、そういう農業委員会のほうで借り手を見つけてやっております。

今後は、農地中間管理事業という形になりますので、ほとんど似たような事業になるんですけど、一旦その地区を真っさらにしまして、その中で、この地区に対して借りる人はいますか、出す人はいますかというアンケートをとったり、公募をかけたり、そういった中で出てきた農地に対して、一旦、中間管理機構へ上げて、中間管理機構から誰に1ヘクタール、誰に1ヘクタールという形で農地集積をやっていくような形になります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） その場合、やはり一旦荒れた農地というのは、再生するにはやっぱりある程度費用がかかると思うんですけど、そのあたりはどうなっているのか、個人負担になるか、借り手負担になるか、そこら辺を。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 耕作放棄地という言葉ではなくて、遊休農地の再生事業というのがございますので、そちらのほうで事業に対して幾らという形で補助金が出ております。

ただ、定額制・定率制という2種類ございまして、三股町は定額制ということで、反当は大体10万円程度、あるいはその事業によっては20万円近くになる場合もありますけれど、それを再生される方に補助金として出して事業を行っていただいています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 都会から定年退職で帰ってきて、何かつくりたいとかいうふうな場合でも、面積はそんなにたくさんつくれんけど、というふうな場合がありますよね。それとか、耕運機がないとか、そのあたりの面倒とかいうふうなのはどうなっているんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） そういったことに関しては、農業委員会もそうですし、産業振興課の中の農業振興係のほうと一緒にしまして、土地を探したり協力をさせていただける方を探したりしております。

直近でも、今週の頭にも相談があったわけですが、公務員をされていた方が早期退職されて、県の農業実践塾に勉強に行かれまして、1年間そこでキュウリの栽培を習ってこられた方がいらっしやいまして、その方が三股町でどうしても農業をやりたいということで、農業委員会の農地相談員が中心になって土地を見つけられ、そこにハウスを建てるということで、今相談を受けている途中のもございます。

そういった形で、支援はしてきております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、遊休農地というんですか、その活用方法で環境美化の面での対策を、私なんかはちょっと素人なもんだから考えるんですけど、花いっぱい運動とか、そのあたり町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君） 環境水道課のほうの立場からあわせてご説明をさせていただければ、荒れて雑草が生い茂ったところについては、まず、住民の皆さんからの苦情相談が寄せられます。役場のほうに来ますと、うちの保全係が窓口となって、まず現場の確認に行くことになっております。現場の確認に行きまして相談者と協議し、そして何せ個人情報になりますので、その土地の所有者、そうしたものを役場のほうで調査しまして、それが農地である場合は、産業振興課のほうに連絡をとり、先ほどのような手続をとっていただく。そして、住居跡地等の空き地であった場合は、環境保全のほうで美化の指導、そして年に何回くらいは、そういう草の整理をしてくださいというような依頼をします。

ただ、これがそこどまりであることが今の1つの大きな課題ではあります。それ以上の強制力というものを発動できない部分もありまして、そこから、例えば異常発生のおもむきのある虫があるとか、ある

いは何かそういうものがあれば、また保健所なりとの協力というのがあるんだろうと思うんですが、現状としましては草が生い茂って蚊がふえるんじゃないかとか、見苦しいとか、そういったおしかりの部分で、勝手にそれをこちらで今度は中のほうに入って草を刈るとかいうことも、ご本人との了解なりがないとできない。

もう一方は、やってしまうと、今度は役場がやってくれるんかというような無責任な状態にまた陥りますので、根気よく所有者、関係者と詰めていく作業をしているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 子どもたちの農業体験実習の場とか、それから心身障がい者なんかの健康回復なんかに対して、野菜づくりをさせたり花を植えたりとかいうふうなことも、また有効活用の1つではないかなというふうに考えるんですけど、そのあたりのことは考えていらっしやらないのかどうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 食育の面では、地産地消に関する協議会がございまして、こちらのほうが主となって、例えば三股小、西小、梶山小なんかは、継続的にずっとですが、地域の方から農地を貸していただいて、その分を食育の活動という形で農作業等に使用させていただいております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、町として地主から返還を知れられれば、返すというふうなことを条件にして、町が、町だけではないんでしょうけど、美化の景観作物、私なんかは子どもころ、山田橋の向こう側に菜の花とかレンゲとか、きれいに咲いてた記憶があるもんですから、そういうふうなことを、花と緑と水の町という三股にふさわしく、春につつじヶ丘なんかに行ったり、長田に向かうときにそういう景色が山田橋あたりにあるといいのになというふうに昔から思ってたんですけど、そのあたり何かできないのかなというふうに考えるんですけど、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今おっしゃった景観作物等につきましては、以前は転作、生産調整の中で景観作物という項目がございまして、花を植えておけば反当幾ら出しますよという事業がございました。現在のところ、そういう事業は特にはないんですけど、ただ、切寄集落を例に例えますと、あそこは中山間地等直接支払交付金事業、中山間の事業において中期増進作物として県道沿いの水田に花を植えておられます。

このような取り組みのほかには、地元の土地改良区であったり、多面的機能支払交付金事業実施団体だったり。いわゆる昔の農地・水になりますが、そういう団体との相談によっては可能ではないかというふうに考えております。

ただ、あくまでも先ほど議員に申し上げましたように、所有者、あるいは継承者等との協議の上、承諾をとっていかなくてはいけないということになると思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私、ことしの5月の連休のときに、静岡県伊豆半島を娘の車でドライブしたんですけど、松崎町という、下田、伊豆半島の最南端のところに行ったときに、車がいっぱいとまっているから何だろうかなと思ったら、田んぼに花がいっぱい植えてあって、5月の連休の頃だったものですから、花がすれるから、観光客に自分たちでとって持って帰ってくださいと言われてたんですよ。その人に聞いたら、これは農地を荒らさないために、町が花の種をやって、そして花を植えて、観光客のために1つのサービスとしてやっているんだというふうに言われて、こういう活用方法もあるのかと思ったんですけど、伊豆半島は観光地だからそれができるのかなと思ったんですけど、そういうふうな景観にもなるし、また、通る人たちのサービスにもなるというふうなことで、そういう美化活動、景観。

鹿児島県の長島町か、花で町おこしをやってるところもあるわけで、そのあたりこれから先、いかにきれいな町をつくっていくか、そのあたりもこれから先考えてもいいんじゃないかなというふうに考えたもんですから、町長のちょっとそういう気持ちがあるかどうか、お考えを聞かせてください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 以前もこの新馬場地域のほうでもそういうふうな景観作物で、花いっぱい運動をやったらどうかという議会からのご意見等もございました。そういうときにも、やはり地元が中心になっているんな形で取り組むという、それに対する支援というのはいろいろあるわけですが、今の農業形態を見ますと、大体この契約栽培の中でジャガイモというのが非常に多くなってきてるんですよ。それが今、今新のほうでも、そしてまた樺山の方でも、そうなりますと大体1月に作付しまして、5月ごろに収穫するというようなことで、以前とちょっと作物形態が違ってきていますので、ですから田んぼにそのような花いっぱい関係ができるのかというのは、十分検討しないと取り組みは今のところどうなのかなと思います。

ただ、先ほど言いましたように、担当課長が答えましたように、農地・水関係の団体、あるいは中山間地域での直接支払交付金等もございますので、そういう中でこういう皆さん言われるような取り組みとかあれば、それに対する応援といいますか、何らかの町としての手立て、それができるのかというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私も花をつくれ、だけをつくれと言っているわけじゃなくて、ソバなんかも花きれいですよね。輸入が多いというふうなことも聞いているものですから、昔は結構ソバ畑もあって、きれいなソバの花が目についたんですけど、そういうふうないろんな作物があるわけで、今、きのうもNHKの料理でゴマで三股町が出てましたけど、ああいうふうなゴマなんかもすごくいいあれじゃないかなと。

だから、やはりいかに農地を有効活用していくか、そのあたりをやっぱり考えていかないと、先々、私たちの食料ということを考えたときに、やっぱり不安になるものですから、やっぱり本町は農業の町ですので、そのあたりも考えていってほしいなというふうに考えます。

それともう一つ、町長に聞きたいのは、きょうの新聞に載ってた農地のあれで政府が規制緩和をやってもいいというふうな方針を出すというふうなことが新聞に載ってたんですけど、そのあたり、農地外のことに転用してもいいような考えを政府が打ち出してたというふうなこと。きょうの宮日に載ってたものですから、そのあたり農地というふうなことを考えたときに、規制緩和に対して町長はどう考えますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今、国の方が地方創生ということで、地方の活性化、まち・ひと・しごと創生本部というような形での、その地域の活力をいかに取り戻すかということに取り組んでいます。その中の一環としまして、集落をネットワークで結ぶ、その中の中心集落について、例えば販売所、あるいはガソリンスタンド、そういうふうな集落生活利便施設ですねそれをつくる場合には規制緩和というのが考えられるというふうにありました。それも1つの方法だなと。それについて、具体的にどのような条件なのかまだ見えてませんので、それも今後の我が町でもそういう集落もございまして、全くガソリンスタンドもない、あるいはまたそういう生活利便施設がとぼしいと、そういうところにそういう土地があれば、そういうふうな農振がかかっておりますところを除外できる。そういう意味合いでは、有効な活用の仕方もあるのではないかとというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、2番目の質問に移ります。

平成27年4月、来年4月以降ですが、全ての福祉サービス利用者が、支給決定に先立ち、サービス等利用計画書提出を求められるようになると言われております。その利用計画が義務づけられる障がい者数をお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それではお答えいたします。

町の障がい者の数は何人ぐらいかでございますけども、平成26年12月1日現在の障害者手帳の保有者数でございますが、身体障がい者が1,341人、知的障がい者が186人、精神障がい者が112名でございます、合計で1,640人でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 障がい者の来年以降、4月以降、サービス等の利用計画書提出は、その人たちは全てつくらないといけないんでしょうかね。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） そのように聞いておまして、今、福祉課の社会福祉係のほうでかなりの残業をやっておりますけども、受け付けて計画をつくっております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 自治体による相談支援体制は地域格差があつて、多様化とか複雑化するそういう課題に対応するための人員体制が不足していると言われておりますが、本町の福祉課での専門相談員は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 町の専門の福祉相談員ということでございますが、障がい者の相談業務を行うに当たって、専任体制はとっておりませんが、福祉課におります看護師・保健師・社会福祉士、介護支援専門員等で、正規職員が8名、委託職員が11名でございます。全員が他の業務との兼務でございますので、町の相談窓口としては十分な体制とは言いがたいという状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 障がい者基幹相談支援センター設置はどう考えていらっしゃるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 先ほど、議員のほうが言われましたように、サービス等利用計画とかいろいろ制度が変わってきておまして、相談を受け付けたり事業所を指導したり、いろいろしなければいけない業務が出てきますので、障がい者基幹相談支援センターができればいいかなという、それを考えておまして、障害者総合支援法第2条第2項には、市町村等の責務としまして、障害者の福祉に関し必要な情報提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うというこの規定が設置されております。

本町の相談業務を適切かつスムーズに実施するため、また、障がい者の自立支援や社会参加支援を広げていくためのネットワークの構築や相談支援事業者への専門的指導・助言、人材育成のために専門職を配置したチームによります包括的な支援が実施できればと思っております。

このような観点から、平成27年度からは、社会福祉協議会に相談支援の中核的な存在として、障がい者基幹相談支援センターを設置し、行く行くは相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等配置した体制づくりができればいいかなというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、福祉課長が言われたことなんですが、その場合に精神保健福祉士、社会保険福祉士、専門の免許を持った職員が必要だと思うんですが、そのあたりの配置と人件費、やはり専門職ですので、そのあたりは社協にできたとしても町がそのあたりをきちっと支援していくのかどうか、そのあたり、町長お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、12月1日の会談だったと思いますが、そちらのほうで社協のほうに、こういう基幹センターを構築するから、そのための職員募集ということで、正規職員という形での募集をいたしました。社会福祉士、または精神福祉士の資格、そして実務経験のある方ということで、とりあえず1名を採用したいというふうに考えています。

それにつきましては、町の方から現在もそうですが正規職員につきましては、町のほうからの人件費については相当分を全額支給してますので、そのような取り扱いの方向で今検討しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 障がい者基幹相談支援センターというふうなのは、相談業務と、それからいろんな地域の人たちとのネットワーク、民生委員とかそれから病院とか、福祉施設とか、そういうあたり等のネットワークづくりが主になるんじゃないかなというふうに考えるんですけど、今考えていらっしゃる基幹相談支援センターのそのイメージっていうんですか、そのあたりをちょっとお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 基幹相談センターは、地域の相談者の拠点といたしまして、さまざまな事業を行うわけでございますが、先ほど言われましたように病院や関係機関福祉施設、専門家等との連携をとって、障がい者の方々の障がい者特性というのが一人一人違いますので、そういう方々にどういう支援をするのが一番ベストなのか等を協議しながらサポートしていくという事業やら、あと、施設での虐待とかもあつたりしますので、その権利擁護や虐待防止の取り組み方とか、あとは地域に障がい者も介護保険高齢者もですけども、地域で見守ろう、施設から地域へというふうな流れの中でございますので、地域の方々に障がい者をサポートしていただく体制をどうつくっていくとか、そういうのの協議をしていかななくてはいけないということ等がございまして、それとまた、基幹相談センターのみの、障がい者だけの相談ではなくて、社会福祉協議

会ですので地域福祉全体をやっていただこうということも考えておまして、そこら辺では高齢者、子どもの方々、いろいろな方々の相談にも応じていただきたいというふうに考えて、障がい者相談関係を中心になっていただければというふうには考えています。

役場は、どうしても職員の異動がございますので、その異動によって何年か空白期間が生じるということ。社協は、ずっと担当ができますので、携わった人を何十年もサポートできるということが大変なメリットだということでもございましたので、社協のほうにお願いできればということでも考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） わかりました。

今、国のほうは精神病患者を病院に閉じ込めておくのではなく、地域に帰って地域で生活しなさいというふうな方向づけをして、今、地域で見るというふうなことが進んできてますが、うちの、娘も静岡で精神保健福祉士でそういう就労、精神病の人たちの就労支援の仕事をしているんですが、今からそういうふうな精神病の人たちが地域に帰ってきたときの就労支援とか相談、そういうふうなことも将来は考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですね。静岡なんかは、行政がそういう作業所なんかに2,000万円ぐらい行政がお金出して、NPO法人でやって、就労支援でやっているみたいなんですけど、そのあたり国のほうなり県のほうなりに、やっぱり行政は働きかけていうんですか、予算的な。そのあたりを私は、こういう相談支援センターも立ち上がるわけで、これからもっともっとまたふえていくと思うんですね、今の世の中の情勢見ると。だから、そのあたり、行政の長としてどのようにお考えか、最後にお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 来年度から、障がい者の基幹相談支援センターを立ち上げます。立ち上げててもまた人的態勢含めて、まだまだスタートするだけで、以降の充実・発展のためには、やはり基幹センターでの資格等の、そしてまたその能力等を高めていく努力が必要だなというふうに思います。

国が、やはり支援といいますか、そういう財政的な支援がないと町単独ではなかなか難しい面もございますので、こういうこれからは障がい者の方々も地域でということでもございますので、そういう方向での取り組みができるように、国への支援のお願い、そういうところも一生懸命努力したいと思います。

○議員（7番 上西 祐子君） 終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで2時20分まで休憩いたします。

午後2時10分休憩

.....
午後 2 時 20 分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位 5 番、佐澤君。

〔2 番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2 番 佐澤 靖彦君） 発言順位 5 番、佐澤です。

通告に従いまして、質問をしていきたいと思ひます。

まず最初に、6 次産業についてということで、ことしで 3 年目を迎える特にゴマ、これは、みまたんごまというような名称で栽培され、また、アーモンドのほうも栽培されているということで、その取り組み方、また取り組みによってどのような成果・結果が出たか質問していきたいと思ひます。

残りは、質問席のほうでしていきたいと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 5 番、佐澤靖彦議員の質問でございますが、6 次産業についてゴマ・アーモンドを取り組んできたが、今までの結果はということでございます。

ゴマにつきましては、平成 24 年度あたりからゴマの中心的生産グループでございます霧島会で作付面積が広がりまして、現在では 12 ヘクタールの畑で生産されているところでございます。この面積規模は、市町村単位では全国的にトップクラスとなっているところでございます。

ゴマ、そしてアーモンド、これまでの取り組み、そして成果、今後につきまして、担当課長のほうから詳しく説明いたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ゴマの 6 次産業化への取り組みですが、ご承知のとおり、商工会の中に生産者、商工業者、大学、メディア、そして行政などの代表者からなりますプロジェクトチームが組織されまして、研究、町民アンケート、試験販売、ゴマ料理やスイーツなどの試食会などを繰り返し行っているところでございます。今年度は、生産者の中のお一人が、国の 6 次産業総合化事業計画の認定を受けられたところでございます。

アーモンドにつきましては、同じく霧島会で生産に取り組まれておりまして、町内のアーモンドの木は約 500 本が生育されているようです。これも全国の市町村では多いほうになるということでございます。

現在の本町のアーモンドは、つぼみから油を絞り、有機のオイルとして東京のスティック関係業者に引き取られているということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、霧島会、またそういう作付面積等をお聞きしたんですけど、ゴマ、この種類等をちょっとお知らせしていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 品種名については、ちょっとここに持ってありません。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、品種名ということなんですけど、よかもんやのほうに行くと、白ゴマ、黒ゴマ、金ゴマ、そういう意味。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） そういう意味。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） というのがかなりの高額な金額で販売されておる状態で、これを、よかもんやだけで終わらせるのではなくて、国産のゴマという名称をやはり全国に知らしめて、三股でじゃないとできないんだというような形で、そういう販売方法、これは商工会のほうも関係するんですけど、行政のほうの手助け、広報のやり方というのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ただいまありましたように、先ほど申しましたゴマについての国の6次産業総合化事業計画の認定を受けられた生産者の方、そしてゴマのプロジェクトチームが中心となりまして、6次産業化を目指していくことでは合意しております。

ゴマそのものの販売につきましては、既にみまたんごまとして、ただいま佐澤議員もおっしゃったとおり、物産館よかもんやで発売されておりまして、購入者の方々から高い評価をいただいております。

今後は、認定を受けた6次産業総合化事業計画に基づいて、洗浄・乾燥選別などの設備整備や流通の組織化ということを進めるとともに、町内の飲食業組合や菓子業組合の皆さん方のご協力をいただき、料理やスイーツへのゴマの利用を活性化しまして、みまたんごまの周知を図るというふうに考えております。

まずは、三股にゴマがあるということを町内の方々に知っていただきたいというのが私たちの考えでございます。町内から県内へ、県内から全国へというところを考えております。今、宮崎の山形屋のところにある、よかもんやという商工連のお店がありますが、そこでもゴマの評判が出てきておりますし、ゴマを使ったスイーツ、お菓子も相当品種できておりますので、そちらの販売も含めながら、それを絡めて三股町のPR、情報発信につなげていこうというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、課長が言われた情報発信ということ、やはりロコミのすごさというのを一番定着、底辺からのすばらしい右肩上がりになっていくというような考え方も物すごくあります。それに加えて、やはりテレビ・ラジオ・インターネット、この辺の発信も一緒になってやっていただければいいかなと思っております。

今後、そういうインターネット等、テレビ、そういうことを発信していく予定はあるのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） インターネット等についても、みまたんごまのホームページも持っておりますし、そちらのほうからも発信しておきますが、近々といいますか、本日も含めて昨日からなんですけど、NHKの宮崎放送局の中のニュースWAVE宮崎という番組の中で、宮崎を食べようというコーナーがございます。それが昨日から、きのう・きょう・あしたの3日間になります。18時10分から19時内の中の4分程度ということになりますけれど、みまたんごまということが放送されることになっております。ゴマの生産者へのインタビューも含めて、料理の紹介等もなされることになっておりますし、MRTのモーニングてらすという番組ですが、本日だったんですけど、本日、同番組の中でふるさとまつりでみまたんごまのPRブースをつくりましたけど、その様子であったり、試作品をつくった関係者へのインタビュー等も含めて放映されたところでございます。

このように、今後もメディアを使いながら、みまたんごまという発信をしていく考えではおります。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、メディア等を使って発信していくということで、この日本でも少ないゴマ生産地域を三股がどんどん発信して行って、三股といえばゴマというような位置づけもできるのかなと思っておりますので、どんどんやっていただきたいと思っております。

また、今後の取り組みというのも一緒に話をしたとこなんですけど、ここでいろいろ取り組みをということで聞こうかなと思ったら、宮日さんのほうが16日に、霧島版で三股産ゴマ、商品続々という新聞が出て、これを見たら一目瞭然で、この方向で進んでいくというのが明確でしょうかということで、これに沿ってどんどん発展していってもらうように、いろんなところで絡めて、ゴマをやっていってもらえればよろしいかなと思ひまして、これは発展していくようお願いしておきたいと思ひます。

続きまして、町内観光開発についてということで、1番の紅葉の開発はできないかというのが、以前にもこの11月ぐらいなると、九州内で紅葉をやっているところが、いろいろ大きなところ

がございます。その中で代表的なところを3つ、4つ挙げたいと思いますけど、まず一番有名なのが佐賀県の神埼地区にあります九年庵という、これは庭園なんですけど、これが建設されたのが明治のころということで、この建築に9年かかったというところから、九年庵という形の名前がとられたらしいです。その九にちなんで毎年11月15日から23日の9日間しかその庭園は開かない、開園しないということですね。かなり有名なところでございます、紅葉がもみじやいろいろなきれいなということで、9日間で大体一日2万から2万5,000人の紅葉を見にくる方がいらっしやると。

これは、一応神埼市の商工観光課が管理しているというような形であれしているんですけど、高校生以上は300円を取るという形で、9日間終わると、あとは門を閉めて中に入れないというような限定の紅葉の場所。

それと、その近くにあります武雄市の御船山楽園というので、これも昔の殿様、佐賀藩主の鍋島藩の大名が別荘みたいな形でされたところの御船山公園というところで、ここももみじが物すごくきれいなところでございます。今は、御船山観光ホテルというような形でできております。

あとは、皆さん御存じのとおり、大分県の中津の耶馬溪ですね。耶馬溪は、こういうふうなマップを使って、広く案内されております。その中でも、耶馬溪の中でも本耶馬溪、裏耶馬溪、深耶馬溪、いろんな耶馬溪がありまして、その中でも一番きれいだなというところは、深耶馬溪という、深い耶馬溪と書くところなんですけど、そこも観光客がすごいというようなところですよ。

それにちなんで、三股もこの紅葉、三股でも春は上米公園の桜、4月の末から5月になりますと椎八重とシャクナゲというような形で、公園があります。それを春は春、秋は秋で、春と秋と両方使えるような公園の開設はできないものなのかと思って質問したいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 議員仰せのとおり、この時期、各地で紅葉が話題となりまして、有名な観光スポットに多くの観光客が立ち寄るといって、ご承知のとおりでございます。

三股町の山々は、戦後からの人工林育成が主となった山でございます、大半が杉の人工林地帯となっております。そこで、本町でも自然の山への回帰ということを目指しまして、紅葉樹の植栽を推進し、動植物や土壌などの保護、自然環境の保全、水源涵養とともに観光まで視野に入れましたふるさとの森おこし事業というのを提唱してはおります。

この事業が広範囲にわたるようになれば、森林機能の活性化とともに、季節とともに美しく映えて、紅葉を目指す山々が生み出されるとは考えております。ただし、林業を営む方々もいらっしやいますので、全ての山の改造はできませんけれど、山沿いの椎八重公園、長田峡、矢ヶ淵公園や上米公園など、例えば椎八重公園では第一駐車場のほうの山に、数年前に企業の森としてもみじが100本ほど植えられた経緯もございますし、矢ヶ淵公園に行きますと、4地区分館の南

側の土手のところのイチョウであったり、めがね橋の上のもみじであったり、そういったいい紅葉もごさいます。その観光地の周辺、周りを重点的に推進していく方法はあるんじゃないかというふうには考えております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひ、その方向で進んでいてもらいたいと思います。というのは、やはり木を植えたからすぐ紅葉というのは無理でしょうから、年数をかけてでき上げていけば、この三股も春の桜、ツツジの観光、秋は紅葉の観光ということで、やはり、よそからの観光客でお金を落としてもらおうということにしていけばいいのかなと思いますので、ぜひともこれは長時間かかるかと思いますが、ずっと継続しながらやっていてもらいたいと思います。

続きまして、もう一つですね。観光外国船のツアー町内受け入れできないかということですね。これも11月1日、福岡の博多港に外国船7万トンの船が入ってきました。観光バスが岸壁に約70から80台バスを並べて、船からおりてこられたお客さんが40名ぐらいつ全部バスに便乗して、大宰府、キャナル、あとは、姪の香椎のほうの海の中道、あっちのほうに3カ所をぐるっと回りながら、全部一遍に70台、80台入りませんので、そういうふうな形でやられるという観光コースで行ってきたんですけど、その大宰府に修学旅行生も来たりするものですから、あの下の方のバス駐車場にやはり70台ぐらいの観光バスが全部並んで、駐車場から全部参道を通って本堂までずっと渋滞、人間の大行列というような形で、かなり大宰府も経済効果が生まれているというような。特に、中国・台湾の方もですけど、香港、あとは韓国の方たちは、とにかく今、テレビでも騒がれているように、メイド・イン・ジャパンと書いてあるものであれば、品質チェックはオーケーということで、全ての物を買いたさっていくという習性があるみたいで、そういうのを1つ三股でもできないかなというようなところで、11月10日も細島のほうに4万トンの船が入っております。これもバス30台ぐらいつあったんですけど行きまして、日向のあたりを3時間、4時間のコースしかなかったものですから、あとは船に乗って帰られるというような形でしたところ、食事をする場所も1カ所、買い物をする場所も1カ所というような形をとったら、その3時間ぐらいつの間に約300万円ぐらいつの土産品が売れたということで、これはすごい経済効果やなというようなところが見受けられました。

ことしの8月に商工会の会長会が北郷のジェイズホテルでありまして、そのときに日南の市長がおみえになられていろいろ話をしていたところ、来年、27年度は、やはり油津港に外国船をどんどん誘致しますというようなことを言われましたので、これはチャンスだなということで、この北郷の山を1つ越えれば、約1時間ちょいで来れるわけですから、そこで三股に外国のお客さんを招いたりいろいろして、見せるところを見せ、買い物するところを買い物をするというような方向でできないものなのか質問したいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 外国船の観光ツアーについてということでございますが、平成24年9月議会においてもお答えしておりますので重なる部分もありますけれど、お答えしたいと思います。

県内の港への外国船観光ツアーと申しますと、細島港と油津港で受け入れそのほとんどが中国からの観光だというふうには聞いております。海外から日本を訪れるインバウンド観光につきましては、さまざまな問題もあると聞いていますが、三股町を観光してもらうことはありがたいことだと思っております。

ただ、そのためには、よその市町村に負けない魅力ある観光地を持つことも必要でございますし、まずは観光ルートの整備、これは今おっしゃるように、油津港に入るのでは一緒につくっております日南・大隅観光推進協議会というのがございますが、そういった広域的なつながりも必要だというふうに考えておりますし、そのルートの整備というのは重要だと考えております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひとも、これも近い将来というか、来年、目の前にアメがぶら下がっておりますので、これを獲得できるように、ひとついろんな日南やらそういうところともお話をして、どんどん進めていってもらって、実績が上がるようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 発言順位6番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） 発言順位6番、福永でございます。

私は、町民の自治公民館への加入率向上についてということでお伺いしたいと思います。町のインターネットに、地域みんなでまちづくり、自治公民館に加入して住みよいまちづくりを一緒にきずきませんかというのがございます。この中に、自治公民館とはということで、同じ地域に住む方たちが、よりよい地域社会にするためにお互いに助け合い、支え合ったり、また親睦を深めながら住みよいまちづくりを目指して活動する皆さんに一番身近な自治組織です。その活動は、自治公民館会員の会費、町からの交付金、資源、ごみ回収等で得られた収入などで支えられています。

また、自治公民館の役割については、きずなを深め親睦行事、祭りや運動会などを開催して、地域の清掃や快適な生活環境を守る活動を自主的に行っております。

また、地域の問題を解決したり、地域の要望などを地域全体の声として発信するなど、町とのパイプ役としての役割も担っております。

また、自治公民館活動によって、地域内の連帯意識が生まれ、不審者などの情報共有が図られ、空き巣や幼児・児童を狙った犯罪を未然に防ぐことができるなど、安心・安全な地域生活の環境づくりにも役立っておりますと、非常に有意義なことが書いてあります。

現在、町内には30カ所の自治公民館がございますが、戸数においても30数戸という公民館から500戸数を超える公民館まで、多様な形態がございます。現在、加入率についてはどのような状況になっているのかお伺いいたします。

以下につきましては、質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 自治公民館加入率の現状についてのご質問ですが、回答させていただきます。

町で把握しているのは、加入している戸数だけなので、加入率の正確な数字はわかりません。町で算出できる加入率は、住民基本台帳の世帯数を分母としまして計算したもので、この方法で算出した場合は、現在約66%であります。

しかし、この分母の数値、住民基本台帳の世帯数、この世帯数は2世帯住宅や同じ敷地内の隠居などで世帯分離している場合も含まれますので、加入率としては正確な数値ではありません。そこで、町では平成23年度に各自治公民館や各支部に依頼して実態調査を行いました。その結果では、約79%の加入率との調査結果が出ているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 今、各自治公民館の加入率の平均、住民基本台帳によるものからと、各支部の調査によるものからの比較がございました。約10%ぐらいの差がございますけれども、先日、私の質問の中で提起しました串間市における自治公民館加入の割合というのが、全体的に九十何%を占めるというのがございましたけれども、この件については把握しておられますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 把握といいますか、資料をいただきましたので読ませていただきました。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） この加入率につきましては、過去にもいろいろな場で論議なされたりいろいろ勉強会があったりしたかもしれませんが、串間の状況を新聞で見まして、一地区の公民館長が、うちは92%ぐらいで非常に加入率が問題なんですよねというような発言をされておりました。

三股で考えたら、それこそすごい数字だなというような気がいたしますけれども、現実にはこういう公民館があるということが載っておりますので、町として公民館加入者と未加入者等、いろいろな情報提供とか、公民館を通じて行ういろいろな活動で、加入している方と加入していない方に対して、町の財政的なことを考えたときに、どれぐらい差が出るものだろうかというのを計算できないでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） 加入者と未加入者で町の財政がどのくらい差があるかということですが、自治公民館加入者と未加入者で町の差はないというふうに考えております。こちらの受けとめ方ですね。以前は、納税貯蓄組合というのがございまして、そういういろんな資料を公民館を通じて配布していただいていたんですね。そのころには、入っている方に対してはお金は要らないけど、未加入者には全部直送でしたので、それに郵送料とかが必要でした。今現在も全ての方に郵送しておりますので、そういう町の財政での負担の差はないのかなというふうに考えているところです。ちょっと質問の意味がまた違うかもしれないですけど。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 私が考えるには、公民館を通じていろいろな情報等を公民館の加入者には班長、支部長さん使ってずっといろいろ行きますよね。入っていない方に関しては、どうしても町から知らせるべき要項につきましては、直送するかまたは職員が配布するか何かしないといけないような気がしますけれども、そういう案件というのはないということでしょうかね。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 自治公民館は、町のほうとしては同じような形で行政事務連絡員ということで委嘱しておりますので、この行政事務連絡員制度を活用して、各集落への回覧物の配布とかお願い事をしているところでございます。

基本的には、各戸配布のものにつきましては、もちろんこの行政事務連絡員を通じてお願いするものもございまして、基本、自治公民館に加入されていない方は、この組織の中での回覧等はございませんので、役場に取りに来ていただくという形をとっております。直接というものはほとんど、その回覧等で戸別に郵送するというのはございません。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） わかりました。

先ほど申しました申間の状況を考えたときに、現実にはそういう公民館の加入率を保持している行政もございまして、できましたらどういう状況でそれだけの加入率を維持しているのか、町内の現在の先ほど町長が申されました、加入率が基本台帳で見ると66%、約3分の2ぐらいの加入率。各支部長への調査だと78から79か、約10%ぐらいの上昇でございまして、申

間の状況を考えたときに、まだまだ差があるような気がいたしますので、できましたら加入率向上のための委員会を設置して、そういう加入率の非常に高い地域の現状を、どういうふうにやっているのかを調査して、できましたらそれを100%になることは無理でございましょうけれども、幾らかでも上げるためにできないものでしょうか。

そういう委員会を設置して、できますればそういう加入率の高いところの調査等をぜひお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 自治公民館加入率につきましては、それぞれの地域での率が23年度調査しまして出ております。中原自治公民館、あそこも大変よそからの転入者が非常に多いんですけども、この自治公民館長の大変な努力と申しますか、粘り強い説得という形で加入率が95.3%と。本町の中でもすばらしい、先進地に行かなくてもわかる、やってらっしゃるところがございまして。そういうところのお話を聞きながら、やっぱり行政事務連絡員会議の中でも十分加入促進に対するそれぞれの自治公民館の努力をお願いすると。

また、もちろんこの23年度にも、各公民館と連携をとりながら、一戸一戸、未加入者宅を訪問させていただきまして。そしてまた、今後ともそういう自治公民館と連携しながら、もしそういう要望があれば、こちらとしても一緒になって加入促進に対する取り組みをさせていただきたいなと思います。

言われるように、自治公民館加入というのは、地域のこれからの防災含めて、安全・安心なまちづくり、また福祉関係含めてで大変重要な、自治公民館の役割は大きいというふうに考えていますので、自治公民館加入率を高める努力はさせていただきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 各自治公民館におきましては、三股町内でも90%以上の地域がたくさんございまして、全体でやっぱり、先ほど申しましたように、串間の93.4%ということはずいぶん数字だなというような気がいたします。

ぜひとも町内はわかりますけれども、そういう全体の加入率が90%以上を占めるようなよその町村は、やっぱり1回参観なり勉強に行ったらいいんじゃないかという気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この実態を見ていただければ、どこが悪いのかというのはよくわかると思います。やはり人口が今集積されております西植木なんかは、5割を切っておるといような状況ですね。

また、稗田、花見原は6割ですか。いろいろあります。そしてまた、稗田のほうも5割を切っ

ておるといふ状況で、やはり、ひとり住まいとかアパートとか、そういう単身での生活されておる部分とか、いろいろと事情もございます。そういうところをなかなか加入させるというのはなかなか難しい問題であります。

やはり、人の移動がないところ、人が結構移動するところ、いろいろなところ作戦を練りながら、今言われる先進地も見ながら、いろんな勉強をさせていって、より効果的な加入方法というのを検討させていただきたいと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） 実は、この公民館の加入の問題については、ちょうど平成23年に私が地域政策室にいるときに実施したんですが、当然、先ほど言いましたように、各支部にお願いして、加入率を調査して66が77になったんですが、町長が言いましたように、例えば中米が99%、谷が97%、寺柱97、高畑100ということにして、町の中心、中心から東がほとんど90%以上ということで、当然100にはちょっと無理なんですけど。

何で77なのかというのが、先ほど言いましたように稗田、西植木なんですね。よその自治体も調べました。一番の原因は、この77%、79%の中の特に稗田、西植木のアパート、マンション、貸し家、これが実は12%あります、全部入ればですね。

ですから、78%と貸し家、マンションの12%が入ると90%ということで、やっぱり三股の一番の原因は、そういって。アパート、マンション、貸し家というのは、どっちかという若い世代、独身者、夜しか帰ってこないというのが多いということですね。そこが原因だというのは調べたところですよ。

ですから、先ほども町長が言いましたように、そういうアパート、マンション、貸し家等の方たちが、もし7割でも8割でも入れば非常に高いのかなと。ですから、例えば串間じゃなかったんですけど、県北のほうなんですけど、ちょっと公民館で加入率調べてみると、ほとんどが串間と一緒に97.98%なんですね。そうすると、そこの担当に話を聞いたところ、昔から住んでいる人だよと。

だから、その状況は、役場の東側、当然そのとおりでと思うんですね。高齢になってどうしても入れない人は当然いらっしゃいますけど、だからそういうことで、やっぱり三股町の場合は、都城と隣接して都市化になっていると。都市化になってる若い世代、単身の方たちをどう取り込むかが課題なのかなと、そのときはたしか議会でも報告したとは思っているんですが、そういうような結果は調べております。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） わかりました。

蓼池の自治公民館の館長は1年交代ということで、ことしの館長は今まで16支部あったんで

すけども1支部追加して、新たな三原の手前を1支部また追加いたしまして、蓼池17支部となっています。

その時々館長の考え方、はまり方で、やっぱり加入率というのは上がり下がりがあると思います。ぜひとも、地域によっては何年も継続される方いらっしゃいますけども、年度がわりにはぜひとも公民館の加入率のアップについて、行政のほうからも館長さん方にぜひとも強く発言していただきたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 本日の一般質問は、これにて終了します。

残りの質問は、あす行うことにします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時57分散会

議事日程(第4号)

平成26年12月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木佐貫辰生君	副町長 ……………	西村 尚彦君
教育長 ……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長 ……	大脇 哲朗君
税務財政課長 ……………	山元 宏一君	地域政策室長 ……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長 ……………	上村 陽一君	福祉課長 ……………	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 内村陽一郎君 教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

発言順位7番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） おはようございます。

質問の前に、一言皆様におわびを申し上げます。

9月議会におきまして質問を通告いたしておりましたが、体調不良のため急遽取り下げをいたしました。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございませんでした。心よりお詫び申し上げます。つきましては、前回と同様の質問となりますが、ご容赦いただきたいと思っております。

それでは、質問に移ります。通告いたしました、（1）がん対策について、（2）小・中学生の健康対策について、（3）消費者の被害防止対策についてそれぞれお尋ねいたします。

まず、第1点目のがん対策についてであります。

9月1日から30日まではがん征圧月間でありました。がんは昭和56年に脳卒中を抜いて死因のトップとなって以来、年々ふえ続けております。平成24年にがんで亡くなった人は約36万人で、死亡総数の28.7%を占めます。今や国民の2人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があると言われております。本県でも約3.7人に1人ががんで亡くなっており、がん対策推進は重要な課題となっております。

そこで、①についてお尋ねいたします。国は、がん検診の受診率を50%と定めておりますが、当町での各種がん検診受診率向上への目標と取り組みについてお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問は終わり、あとは質問席にて行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

池田議員からがん対策について、各種がん検診受診率向上への目標とその取り組みについてというご質問でございますが、回答をさせていただきます。

まず、基本的な部分から触れますけれども、三股町のがん検診は、がん対策基本法、国、県のがん対策推進計画等に基づき、健康増進事業として実施しているところでございます。地域の特性に応じた施策として三股町健康づくり計画、いきいきげんきみまた21を策定いたしまして、目標達成に向け、家庭、個人、地域、行政など地域全体で連携、協働して推進しているところでございます。

目標と取り組み状況につきましては、担当課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） それでは、お答えします。

各種がん検診受診率の目標値ですけれども、検診ごとに申し上げます。まず、胃がん検診ですが、40歳以上の対象者に対し10%以上、大腸がん検診が40歳以上の対象者に対し50%以上、子宮がん検診が20歳以上の女性に対し15%以上、乳がん検診が40歳以上の女性に対し15%以上ということで、いきいきげんきみまた21の中で27年度目標値として掲げてあります。

それで、目標に対する個々の25年度の実績ですけれども、肺がん検診が20.8%、胃がん検診が0.45%、大腸がん検診が16.2%、子宮がん検診が5.0%、乳がん検診が6.7%となったところであります。肺がん、大腸がん検診につきましては県の平均を上回っているんですけれども、胃がん、子宮がん、乳がん検診の受診率が低い状況にあります。

特に、胃がん検診につきましては、受診率が個別検診だけでは極端に低いということから、24年度までは一桁の受診者数にとどまっておったんですけれども、これを上げるために集団検診を25年度から開始しまして、25年度、二桁の65名の受診者になったところです。26年度につきましては、まだ年度途中でありますが、既に100人を超えております。集団検診が受診率向上に有効であるということから、ほかのがん検診についても集団検診を取り入れていきたいというふうに考えています。

若干、率について補足申し上げますけれども、この率は町が行った率、分母は対象数は入っているんですが、分子のほうについてですけれども、これに職域、職場での受診、あるいは人間ドックとか、個別に受診された方が捕捉できておりませんので、率が低いというのはその点も要素として入っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ただいま目標と取り組みについてお聞きいたしましたが、早期発見できれば完治できるがんもございます。私ごとでございますが、私の夫が6月下旬に耳下腺腫瘍と診断されました。一時心配いたしましたが、しかし、早期発見早期治療で、今は何の心配もなくなりました。がんの早期発見への意識づけを町民の皆様にはぜひ浸透させていただきたく、一層の取り組みをお願いしたいと思っている次第であります。

ところで、目標を立てれば結果が必ず出るはずであります。結果についてどう分析され、次の目標につなげるか、これらについてどうお考えになるか、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町のことも、この受診率向上につきまして、先ほどありましたように個別検診から集団検診、また特定健診等、健管センター中心ではなくて各集落での取り組み、いろんな形で、手段でこの受診率向上に結びつけたいというふうに考えています。

そのあたりの取り組み等をより強化しなければならないというふうには認識してるんですけども、また、いろいろヘルスメイトとか、いろんな推進の方々もいらっしゃいますので、そういう方も含めて一体的な取り組みということで、より強化させていただきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひぜひ、がん撲滅っていうのが大事でございますので、取り組みをしっかりとさせていただきたいと思っております。

次に、②を質問いたします。特定健診の血液検査でピロリ菌検査の導入が図られたのかという質問であります。

平成24年9月と平成25年6月にもこれに関連する質問をいたしました。その中で、ピロリ菌の除菌が胃がん発生を防止するのに有効だと答弁いただいております。また、宮崎市では平成25年度より、個別検診で、バリウムによるエックス線検査とあわせて、血液検査による検査の実施に踏み切ったと申されました。

当町では、人間ドックを受ける際に検査項目に組み込みたいとのことでありましたが、その後どのように実施されているのかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただ今、議員からのご質問がありましたように、昨年の6月にも一般質問で出された項目ですので、その後の取り組み、導入状況を担当課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） それでは、お答えします。

市町村のがん検診につきましては、国が定めた指針、これにより行うべきものとされております。

す。それで、指針に従いまして、胃がん検診は問診及び胃部エックス線検査、バリウムを飲んでの胃の透視検査になるんですけれども、これで集団検診と個別検診を行っております。

昨年の質問の趣旨が、これにピロリ菌の検査も一緒に組み入れて導入できないかということの趣旨の質問でしたけれども、今回は特定健診の血液検査でピロリ菌検査はできないかと質問が違ってきておりますので、まずは特定健診の状況についてお答えします。

特定健診は、現状の制度は生活習慣病、いわゆるメタボに関する特定健康診査及び特定保健指導の実施を、保険者である国保、あるいは後期高齢者健診ですけれども、に義務づけられております。町はその基本的な検診項目を実施しているところであります。それで、ピロリ菌検査は検査項目に入っておりませんので、現状実施しておりません。

各地域で行っております集団検診の実施状況を申し上げますと、毎年改善を図ってきているものの、検診項目が多いといったことのため、待ち時間が長い、あるいは流れが悪いといった安全でスムーズな体制を維持するのが難しいといった状況にあります。

次に、そういった現状を踏まえまして、先行する自治体の実施状況を見ますと、数は少ないんですが、人間ドックの中で、あるいはほかのがん検診と同時検診の中で、ABC検査、いわゆるリスク検査を導入しているというところがございます。先ほど池田議員の言われたとおりでございますけれども。

本町の場合、人間ドックにかかる費用の助成を30歳から70歳までの5歳ごとの節目の人を対象に行っておりますが、要綱を改正しまして、26年度からこの検査項目にピロリ菌検査を追加しまして、そして、さらに費用の助成、これは従来2万円でしたけれども、これを3万円に上げたところでありまして、6月2日から受け付け、受診券の交付をしたところ、1週間で予定人員に達しまして、現在キャンセル待ちの状況にあります。

現時点、6月から10月までの5カ月間の実績ですけれども、ドックの実施状況を見ますと、受診者53名中ピロリ菌検査希望が37名、それで陽性が9名、陰性が28名という結果が出ております。今後の方向としましては、本年度の状況を見ながら、まずは国の指針で示されたがん検診の受診率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） やはり検査の結果、陽性であったという方が出ておいでになるということは、やはりこの検診をすることによって重症化を防いでいくという本当に大事な役目があるんじゃないかと思っております。

一番最初にやはり胃がんの受診率を見ますと、やはり一番低いわけでありましてね。なぜこの胃がん検診がこういう、受診率低いのかといたら、やはりこのバリウムでの検診がなかなか皆さ

ん苦手だということではないのでしょうか。

そこで、宮崎が行っている状況を申し上げます。これはさっき課長が言われた胃がんのリスク検査、ABC検査の実施状況であります。昨年6月から実施して本年11月までの受診者の集計であります。6月が933人、7月が1,192人、8、9、10、11とずっとありまして、合計で5,845人でありました。受診対象者は11万3,440人に対して、約5%強となっております。半年間でこれだけの受診ですから、今後もっとふえることは期待できますということでもあります。

宮崎市郡の医師会胃がん検診読影委員会委員長もこう言われております。やはりどこも受診率が、胃がん検診の受診が低いということで、低いために、やはりそういう検診を受ける側もそれがまた財源不足になっているということですね。そしてまた、今は胃のエックス線機器の更新が困難となっていると。どんどん開発されてというかですね、新しいものに取りかえられて、このエックス線機器が更新が難しいと。そして、そのエックス線を使った検査医、この検査をする検査医も不足であるということをおっしゃっておられました。今回、宮崎市から委託事業としてABC検診を受託された背景にはこういう理由もあって、非常にここの医師会にとってもこのABC検診は大変ありがたいという方法であるということをお聞きしております。

また、さっき申したように、健康管理、あるいは重篤化を防ぐための早期発見、そのために、早期発見されると医療費が削減されることとなります。

ということで、さっき特定健診は決められたコースしかないんだということをおっしゃったんですけれども、健康診査のときの血液検査でこのABC検査の導入を何とか図ってもらえんのやろうかと思っている次第ではありますが、もう一度答弁をお聞きしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） ただいまの質問ですけれども、これについては、内部で検討したんですけれども、要するに特定健診と一緒に今言われたような検診、血液検査ですね、こういったことができないかというようなことなんですけども、今、特定健診のほうは国保の被保険者を対象に行っております。検診機関は県の健康づくり協会に委託して実施しているわけなんですけども、この国の指針にこのピロリ菌検査というのがまだ指針に入ってきてませんので、検査機関としてもこれはまだやっておりません。

今後、そういったことで、国の方針の中でピロリ菌検査ということが入ってくれば、そういった体制的なことも含めまして、そういう推奨等が盛り込まれるようになれば、各検査機関も対応していただけるのかなというふうには思っております。宮崎市の場合は、宮崎市には保健所がございますし、福祉センターとか集団で10日間位まとめてされているという話を聞いておりますので、そういった条件等もございますので、将来的には、充実してくれば現在の体制の中ででき

るようになるのではないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 何とか早期的にそれを実施していただける方向でやっていただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。③でございます。学校での保健教育にがん教育を実施されていくかについてお尋ねいたします。

文部科学省では、小中高でのがんに関する保健教育を2014年度から強化する方針を決めました。まず、モデル校でのがんに対する先進的な授業や教員研修が実施されます。また、学習指導要領の次期改訂時には、新たな記述を盛り込み、教科書の内容充実が図られるようであります。

現在、がんは保健体育の授業で生活習慣病の予防や喫煙などの有害を学ぶ際、ほかの病気とあわせて紹介される程度ではないでしょうか。平成12年度、国が定めたがん対策推進基本計画では、がん教育について、子供たちが健康と命の大切さを学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目標に掲げております。

本年度には全国の学校でどの程度がん教育が行われているかを調査すると言われておりますが、当町での保健教育にがん教育がどの程度盛り込まれているのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 現在の学校におけるがんに関する学習についてということで答弁したいと思いますが、現在、学習指導要領にのっとりまして、小学校6年生の体育科や小学校3年生の保健体育科の学習の中において、心臓病や脳卒中などの生活習慣病の一つとしてがんを取り扱っております。その内容は、がんを含む生活習慣病についての理解を深めさせること、また、飲酒や喫煙等の行為が体に影響を与えたり病気にかかるリスクを高めたりすることを理解させることとなっており、病気の予防という観点から、児童生徒の発達の段階に応じながら計画的な指導を行っているところであります。

また、教科以外におきましても、道徳で、生命の尊さを知り、自他、自分や他人の生命を尊重すること、また特別活動の時間に、心身ともに健康で安全な生活態度や、心身の健全な発達や健康の保持増進に関する内容について指導をしております。

また、さらに中学校では、外部講師を招いて薬物乱用防止教室を実施し、生徒が喫煙や飲酒などが健康に及ぼす影響について学習する機会を設定しているところであります。

現状としてはこういう状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にかん教育というのは、子供たちが大きくなるに従ってリスクが大きくなるのではないかと、非常に懸念されている部分でありまして、子供たちが自身の健康の大切さを学び、と同時に病気の人に対する偏見や差別をなくするという意味では、本当に重要な機会になっているのであります。

さっき、外部講師を招いてというようなことを答弁なさいましたので、私も医師とか看護師、保健師の方々を、あるいはがんの経験者の方も含めて協力を得て、そういう子供たちへ講義をしていただければというのが希望であります。

本当にそれを実施されているということで、安心いたしますけれども、やはりかん教育が重要だという意味を当然考えていらっしゃるんでしょうけれども、教育長としては、今そういうのをやっているとは答弁いただいたんですけども、教育長自身の取り組み、姿勢、そういうものをちょっとお聞かせ願えればと思います。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 現在の学校での取り組みというのは先ほど答弁しましたとおりなんですけども、しかし、先ほど議員がおっしゃいましたように、国のがん対策推進基本計画では、現在の学校における教育では不十分であるという指摘がなされておるのは承知しております。おっしゃいましたように、文部科学省におきましてもこのがん教育の基本方針と学習指導要領の改訂も今後検討されておりますし、モデルで取り組んでいるところも実際にございます。

そういったことを十分に今後、私たち教育委員会といたしましても国の動向とかモデル事業を注視しまして、いわゆる病気の予防という観点からだけではなくて、がん患者に対するいわゆる接し方というところを含めて、そういったところのケアあるいは理解ということが大事だろうというふうに考えておりますので、こういったことを積極的に取り入れていきたいというふうに思っているところです。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に大事な視点であるかと思っておりますので、さらに取り組みを強化していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

では、次にまいります。次が、小中学生の、これも健康対策についてでありますね。

学校病の主な有病率という県が出した統計がございます。平成20年度の学校保健統計ではありますが、これがまた断トツに高いのが虫歯であります。そして次に裸眼視力1.0未満、で、鼻・副鼻腔・口腔疾患というのが続いております。

虫歯の有病率を見ますと、小学校において全国では63.8%、県は69.7%。中学校では全国が56.0%、県が64.4%となっております。そしてまた、県内の各市町村ごとのデータもあります。平成23年度における統計でありますので、そしてまた12歳児の1人平均の虫歯

有病率の統計であります。三股町は73.3%となっております。27市町村の6番目に高い数値であります。参考までに、都城市は66.6%の11番目となっております。これらのデータから考えてみますと、学校での虫歯予防対策はどのようにとられているのかなと疑問に思っている次第であります。

そこでお尋ねいたします。各小中学校での虫歯予防対策はどのようにとられているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 現在、各小中学校におきましては、1学期に歯科検診を行いまして、その検診の結果を保護者に通知し、治療の勧告を行っております。

虫歯予防の対策といたしましては、毎日給食後に歯磨きを実施しているところであります。また、小学校におきましては、学級活動等の授業の中で正しい歯磨きの方法等について指導しているところです。中学校においては、1年生を対象に学級活動の中で専門家による歯科保健指導を行っております。また、そのほか、保健だより等で啓発、歯と口の健康週間にあわせた標語やポスター制作などの取り組みで意識の向上を図っているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） なぜ子供たちの虫歯予防が必要なのか。言うまでもありませんが、学校保健での疾病として虫歯は有病率の第1位であり、ひとたび虫歯にかかった歯は生涯もとの健康な歯には戻せないのであります。また、永久歯の虫歯予防で最も重要な時期は4歳から15歳までの11年間だと言われております。先ほど申し上げましたが、市町村ごとの統計を見ましても、明らかに三股町は現状の虫歯予防では効果がないという結果ではないでしょうか。

教育長は今、統計的ないろんな、あるいは取り組みをおっしゃっていただいたところでありますが、これは改善すべきではないかと思われませんが、このような現状をどのように思われますでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 学校の取り組みにつきましては、先ほど申しましたように、いろんな啓発、あるいは毎日の歯磨き等で取り組んでいるところでございますが、治療勧告等もしておりますが、この治療勧告に対する、いわゆる病院に行って治すというこの治癒率が非常に悪いというのにも気になっておるところです。よって、保護者への啓発ももっと必要かなというふうに思っておるところです。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） このままを、現状のまま推移していけば、統計的には改善され

ないということになりかねないかと思っております。それで、私が申し上げたいのは、改善するのに最良の方法は、私が今から申し上げます集団フッ化物洗口の実施であります。

虫歯の予防には3つの方法があると言われております。1つが、虫歯菌の除去と、いわゆる歯磨きです。2つ目が、おやつの上質な食べ方です。ジュース類とか、スポーツ飲料を含めますが、これに注意することによって、よく言われます、ジュースは甘くて一番だめだよとかいって、私なんかも余り飲ませてもらえなかった経験があったんですけども、こういうスポーツ飲料ですね、ジュースですね、そしてまた、虫歯になりにくい甘味料を使ったおやつ工夫。そして3つ目が再石灰化の促進と、歯質、歯の質の強化であります。いわゆる上水道のフッ素化やフッ化物洗口の実施であります。

世界保健機構や国際歯科連盟も虫歯予防法の順位を、第1位が、まず、水道水はもう既にフッ素を入れて家庭で飲んでもらうという対策ですね。そして2つ目が、学校、幼稚園でのフッ化物洗口、で、3つ目が砂糖の摂取の制限ですね。そして4番目に歯磨きとなっております。フッ化物洗口は学校保健安全法の中にも、第5条で、学校保健計画にこれは位置づけられております。第14条には、疾病の予防措置としても既に認められておるわけなんですよね。

そこで、当町でも各小中学校において集団フッ化物洗口の実施ができないかということをお尋ねしたいのでありますが、教育長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 現在、本町におきましては、小中学校のフッ化物洗口は実施はしておりません。実施につきましては、国とか県の動向を注視しながら、あるいはまた学校歯科医との連携を図りながら、今後また検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 厚労省も10年も前からフッ化物洗口を推奨しておるんです。また、日本歯科医学会も、虫歯予防に使用されるフッ化物量によって全身の健康状態に悪影響を及ぼすことはないというふうに見解を示しております。フッ化物洗口で口に残る量は約0.2グラムと言われております。この量は紅茶を1、2杯飲んだときの中に含まれるフッ素の量と同じであると言われております。

そしてまた、県の教育委員会も、学校でしっかり取り組みを積極的に紹介していくと本年6月の県議会で答弁しておられます。これがまだ各市町村に届いてないというのはちょっといかなものかなと思っております。どうでしょう、これは県のほうから何の通達もありませんでしたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 現在のところ、県教委からフッ化物洗口についての指導、あるいは指

示等はございません。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ことしの6月のことですから、まだ届いてないと言えそうですがもわかりませんが、やはり県の教育委員会の委員長もしっかりそういうふうに答弁されているわけですから、今後の取り組みの中でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

子供のころの虫歯予防が生涯を通じた歯と口の健康づくり、健康になるというのが基本にありますね。歯が健康なことによって、運動能力とか、あるいは学力の向上につながるということは、これはもう言うまでもありませんし、このことの虫歯への取り組みへの重要性、こういうものはしっかり認識していただいて、ぜひ学校内での取り組みを教育長を中心にしていま一度再考していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。次に、（3）の消費者の被害防止対策についてお尋ねいたします。

近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでおります。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化しております。最近では、ある例でどうか、実際起こった例ではありますが、子供が親のクレジットカードを無断で使用してゲームのアイテムを高額購入していたという問題もありました。早期からの消費者教育を実施、充実させることが喫緊の課題となっております。

2012年に消費者教育に関する法律が施行されました。そこでお尋ねいたします。消費者教育の充実についてどのように推進しているのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 消費者教育についてのご質問ですが、答弁させていただきます。

食の安全・安心に関する問題や環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題が深刻なものとなっております。このような状況の中、ただいま言われましたように、平成24年に消費者教育の推進に関する法律が施行されたところでございます。この法律では、消費者教育を推進する多様な主体の連携を確保しつつ効果的に行うことが定められ、消費者教育推進地域協議会の設置等が都道府県、市町村の努力義務と、そうされました。また、平成25年には消費者教育の推進に関する基本的な方針が閣議決定され、地域における消費者教育の推進体制づくりが求められているところでございます。

本町における消費者教育の推進については、平成22年度に設置しました消費生活相談センターを核として、県や都市市との連携を図りながら、消費生活に関する相談、啓発のための出前講座や回覧への掲載等に取り組んでいるところでございます。

なお、今年度、県において消費者教育推進計画が策定される予定であり、この計画に基づき、教育委員会と連携を図りながら本町の消費者教育を推進してまいりたいというふうに考えており

ます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先駆的にプログラムで掲げている例を見ますと、これが要するに金融分野、それはもう全部金銭的なものが絡んでくるわけですから、そういう分野を題材とした案を作成して、小中高の家庭科の授業に取り入れているところもあるようです。一般については、消費者トラブルや多重債務の未然防止につなげるための講座を実施して、成功している自治体もあります。この、要するにトラブルに巻き込まれる前の未然防止が肝要ではないかと思いません。

そこで、いろいろ推進計画、あるいはいろんな方との連携をとりながら対策をとると、体制的にはとっていただいているようでございますが、先ほど申したように、やはり講座等を開いて消費者への教育、これをさらに充実していただきたいと思いますが、どうでしょうか。いま一度、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今、町長の答弁にもありましたけれども、出前講座とか、それから研修等に今、相談員のほうが行って、そういうのを実施しているところなんでございますけれども、今回の法律の施行に伴いまして、市町村はじゃあ具体的にどんなふうに動けばいいんですかということに対して、県のほうからの回答といたしましては、今のをさらに充実してくださいと。国のほうが方針を定めたわけですが、その方針に沿った形で、今回、都道府県の県のほうで消費者教育の推進計画というのをつくるんですけれども、それができ上がった後、市町村は市町村の計画をつくるなり、それから協議会を設置するなりして、今、三股町がやっていることをさらに拡大してくださいという形で、特段新しいものについては取り組む必要はないんですけれども、今のを充実させてくださいというようなやり方で県からも来ておりますので、そういう形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 何か指示待ちというような感じかなと思いますが、本当にテレビ等を見ますと、非常に今、いろんなトラブルがめじろ押しになって、心を痛めるわけですが、やはりさっき申した、先駆的プログラムって私は申し上げましたが、実際実施している自治体もあるわけですね、指示待ちじゃなくて。

だから、自分たちも町民の皆様を守るために行政としては何がどうできるのかというものを、やはりこの部分でも、自分たちでできる範囲というか、できる範囲というよりか、実施しようという努力の中にそれはできるんであって、やはり消費者を守るためのそういう知恵を出していただいたときには、答えがおのずと出るのではないかなと思うわけですので、やはりそういう講座、

消費者一般の方へ向けても講座を開いていただくとか、あるいは小中高においては家庭科の授業の中にそういう題材を自分たちでつくって、消費者トラブルに巻き込まれたらこうなるんだよというふうな意味では、やはり子供たちにもトラブルに巻き込まれないような、そういう授業を取り入れていただければなおありがたいかなと思う次第であります。教育長と課長にもう一度お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 学校におきましては、学習指導要領にのっとりまして、小中学校の社会科、あるいは中学校の技術家庭科を中心に消費者教育に取り組んでおります。

例えば、小学校の家庭科におきましては、物や金銭の大切さに気づいて、計画的な使い方や身近な物の選び方、あるいは買い方などについて学習をしております。さらに、中学校の技術家庭科におきましては、自分や家族の消費生活に関心を持たせながら、消費者の基本的な権利と責任について理解させるために、消費者基本法などの法律や消費者トラブル防止のための注意点などについて学習をしております。また、販売方法の利点や問題点などについて知り、電子マネーやプリペイドなどの支払い方法などについても学習をしているところでございます。そのほかにも、中学校の社会科、公民的分野でございますが、社会科におきまして、金融の仕組みや消費者の自立の支援なども含めた消費者行政について学習しているところでございます。

そのほか、一般町民向けに対しましては、生涯学習講座というものの中で、さつき学園、高齢者学級がございますが、その中で、つい先日、12月9日のさつき学園の学習会の講話は、タイトルが悪徳商法から高齢者を守るというタイトルで、県の宮崎地方消費生活センターから講師を招聘しまして、そういった学習の講座もやったところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどちょっと私の説明で足りなかった部分がございますので、現在も出前講座とか研修会に出向いて、ここにありますけれども、我が家の悪質商法撃退マニュアルという、こういうものを使って、高齢者とか民生委員さんとか、いろんな形で出前講座をもう既に実施しております。

今回、法律ができたことによって、協議会、そして計画が努力義務とされたものですから、そのマニュアルを今度は持って、さらにこういうのを推進していきなさいよという形で来ておりますので、町といたしましても今まで以上に積極的に取り組んでいくという形でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） それぞれ再度お聞きしたところ、しっかりと取り組んでくださ

っているということで、一安心いたしましたところでもあります。ぜひぜひ、これが、決してみんながトラブルに巻き込まれて、本当に家庭の破滅、人生の破滅につながらないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

じゃあ、最後になりますが、次にまいります。次が、消費者の生活相談センターの有効利用についてであります。

私も何度か相談者の方と一緒に相談センターに行ったことがございます。その中で、本当に的確なアドバイスで、相談者も安心して、相談してよかったというふうに言われておられます。

この重要な消費者センターであります。この件をもっと有効利用できないかということで、私は今回、質問をいたしているところではありますが、この件について何か有効利用のアイデアがないか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 県内の消費生活センターが、まず県のほうで宮崎市、都城市、そして延岡市に3カ所設置しております。そのほかに、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、そして本町の5市1町が県の消費者生活活性化基金等を活用してそれぞれ設置しておりまして、県内で県も含めて9カ所の消費生活センターがございます。

本町では、平成22年度に交番の東側にあります旧シルバー人材センターにおいて、三股町福祉消費生活相談センターとして、福祉の自殺予防相談員とともに消費生活相談員1名を配置しているところでございます。平成25年度の相談等の件数が合計28件、延べ370回ということで、内容は、多重債務、訪問販売、インターネットによる不当要求、健康食品などの送りつけ商法と、さまざまな相談に対応しているところでございます。

また、先ほど言いましたけれども、地域に出向いて高齢者を対象とした出前講座を開催いたしまして、悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供を行いまして、自立した消費者の育成を図っております。

今後、県は県の消費生活相談センターと同等の機能を市町村センターに持たせていく計画でありまして、より専門的な対応が求められていくこととなります。県や都城市との一層の連携を、情報の共有化とともに図りまして、消費者の身近な相談所となることが期待されているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に多岐にわたってこのセンターには皆さんご相談に来られていると思います。その中で、やはり相談はして、一応納得できるような相談で回答いただいたり、こうしたらいいですよってアドバイスはいただいたりするんですけども、その後がなかなか、

個人でそこまでとり着いて解決につなげていけるかなと思ったら、大変厳しい部分も実はございます。

その中で、やはりこの多重債務者が一番大きな、一番というか、大きな問題を占めているわけですし、これはその影響下といたしますか、当町においての税金の滞納、そういうものにもつながっているのではないかと思います。こういう方々はなかなか1人ではアドバイスを受けても解決の糸口が見つからないと。行動するのがなかなか厳しい部分もございまして、そこで、私が今回、このアイデアというのを申し上げたのが、実は、多重債務相談専用の窓口、これをそのセンターに置いていただいたらどうなのかなと。

実はそういう相談窓口のある自治体では設置されていて、非常に皆様が喜ばれて、そして多重債務の方々がどんどん減って行って、そしてその方々が、もう納税も当然されるようになって、収納率も回復したという、そういう経緯の自治体もございます。

さっき申したように、多重債務で苦しんでいる人とか、いろんなご相談の方はそうなんですけれども、ここの窓口というものが、もちろん弁護士の方、この紹介するだけでなく、もうその人に何月何日この弁護士に相談に行ってくださいと、連携もとってあげて、日時まで設定してあげるとか、あるいは、その方が例えば納税で滞納していると。その件でやはり自分ではなかなか、督促状は来るけど、自分で行って話し合いの場を持てる、そこまでいかない。もちろんすごい今は収納率をアップしていただいて、職員の皆さんが努力なさっている部分は十分承知しておりますけれども、これをもっと収納率を上げるためのまた窓口もあるということであれば、そこの窓口で連携とっていただいて、本人としっかりどういう方向で納金をしていくという、そこまで細かく解決につなげていける窓口、そういう専用窓口をこのセンターに設置していただいたらいかがかなというのが私の思いでございますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどちょっと説明しましたけれども、今の業務の内容としては、やはり窓口で相談を受けたり、そして出前講座とか、そういう形の研修に参加して、予防、こちらのほうが主なんですけれども、やっぱり専門的な相談も確かにございます。そういったときは、法テラスとか、そして弁護士を紹介したり、それから消費生活相談センターのほうで、2カ月に一遍なんですけれども、弁護士を招いて、6名という限定になるんですけれども、相談窓口を設けておりまして、相談員とともに弁護士の3者で相談を受ける体制はつくっております。

今後、多重債務専用の窓口を設置したらということでご提案があったわけなんですけれども、県のほうからの、法律の制定に伴いまして市町村の相談センターも県レベルに引き上げなさいというのが来ますので、その内容をもう少し精査いたしまして、実際は来年の4月にその計画ができますので、そこから市町村もそれにならった形で動きなさいというのが来ておりますので、

そういう形の中でもまた検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひ検討方よろしく願いいたします。

最後の最後になります。高齢者に対する悪質商法への対策についてであります。

さきの通常国会で改正消費者安全法が成立いたしております。自治体ごとの被害防止対策の強化が目的であります。特に高齢者を地域で見守る体制の構築を大きな柱としております。高齢者を狙った悪質商法というのは、先ほどから申し上げてはるんですが、本当に巧妙になりまして、被害総額は前年度を今年度はもう上回っているというふうなニュースが流れておりました。

この悪質商法に対しての防護策、これに対して、先ほどいろいろ答弁の中で含まれたようなこととおっしゃったんですけれども、当町としてのもっと具体的な策としてはどのようにとられているのかということで、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） ひとり暮らしの高齢者が増加しておりまして、地域社会の連帯意識の希薄化が進行する中、高齢者を狙った詐欺的商行為や振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺が増加しており、その被害額も多大な額となっております。

悪質商法は商取引にふなれな高齢者等を狙って組織的、反復的に行われ、未公開株、社債、外国通貨の取引、ファンドへの投資勧誘、投資被害の救済を装って金を集める利殖勧誘事犯や、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等による特定商取引等事犯、被害者に占める高齢者の割合が70%から80%と非常に高い状況となっております。

高齢者の消費者被害や巧妙化する悪質商法への対策は、消費者行政における対策強化が必要不可欠でありまして、中でも消費者からの多様な相談や苦情処理に対応できる消費生活相談員の設置が大変重要であると言われております。悪質商法への対策につきましては、消費生活相談員の活用とともに、主な手口を住民に周知し、注意を喚起することが効果的とのことから、今後も出前講座の開催や回覧への掲載、パンフレット等の配布等により呼びかけていきたいと考えております。

ちなみに、警察のほうに問い合わせをしたんですけれども、三股町の場合は、今のところこういう特殊詐欺の被害者はいないということで聞いております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今回の法整備で地域協議会を各自治体に設置するというようなものが盛り込まれているようですけれども、さきの通常国会ですから、まだできてないかなと思いつつながら、構成が自治体、警察、病院、民間ボランティア等々となっておりますけれども、この協議会は、地域協議会という名称であります。まだ設置されていないのでしょうか、お尋ねいた

します。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） これにつきましても、先ほどの消費者教育推進計画と並行した形で地域協議会を設置することが努力義務という形になっておりますので、県を追ってからという形になってしまいますけれども、県が今、来年の4月に計画ができますので、その後に協議会を設置すると。市町村もその後を追ってそういう形になるのではないかなというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひぜひ、この地域協議会を立ち上げていただいて、対策をしっかりとっていただきたいと思っております。

そしてまた、高齢者の方々は事が起こってから、例えば警察が動く、あるいはいろんな体制的にフォローするというケースになりがちかなと思ったときに、やはり高齢者は自分でしてくる方、自分で、例えばいつも見守りに来てくださる方、そういう方々には安心して相談ができるという部分もございますので、しっかり地域の方々、もう特に民生委員さん方、あるいは公民館関係の方々、そういう方々との連携、これもしっかり高齢者の方々を見守っていただいて、悪徳商法には巻き込まれないという体制をぜひとっていただきたい。そういう意味では、いろんな協議会等におきましても、そういう方々へぜひ一言添えていただければと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

これで私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） これより11時15分まで本会議を休憩いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順位8番、桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 私は3つのことについて質問したいと思います。まずパークゴルフ場、それから堆肥工場、それから校区の問題、その3つについて、質問席から質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） まず、パークゴルフ場ですが、パークゴルフ場ができてから何年になりますかね。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 前回、今の既存のパークゴルフ場がオープンしたのが平成18年4月になります。ですから、来年の3月で9年ということになります。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） そうすると、パークゴルフ場の運営補助金は毎年200万円でしたか。どうでしたかね。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） おっしゃるとおり200万円で、三股町パークゴルフ協会に、指定管理者に管理をお願いしております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） こういう補助金というのは、その団体がだんだん自立していくと、そしてそれに応じてやっぱり補助金は減っていくということでなきゃいかんだろうと思うんですよ。それがいつまでもずっと200万円出し続ける、もう既に来年で9年となれば、1,800万円出してるわけですよ。運営費を、1,800万円出して、当初のパークゴルフの会員と、現在は何人ですか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 現在のパークゴルフの会員は105名となっております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 当初は何名だったですか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 当初のほうはありませんが、24年が131名、25年が117名、そして26年が105名という推移をたどっております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 200万円の効果が何もないわけですよ。会員が減ってるわけですよ。105名。で、実際にパークゴルフ場関係者に聞いてみると、実際にふだんにそのプレーをしている、プレーに来る人は5、60人だと言うんですよ。そうすると、今度パークゴルフ場つくろうということになっちゃるわけやけど、1億2,000万円もかかると聞いてびっくりしたんですよ。だから、あつどんがですね、遊ぶ場所、1億2,000万円も突っ込みますか。5、60人が遊ぶ場所に。考えてもみなさいよ。費用対効果を考えても、あれは全くナンセンスだと思うんですよ。

で、大体公共事業というのは、一旦走り出すととまらない癖があるんですよ、最後まで。で、こりゃいかんがったち思ってんとまらん。できてしまうと。そしてあと後悔するということ。こ

の上米公園の場合も、当時、溝口課長が上米公園につくると言うから、それはだめだと。2コースしかでけんと。それで、広げざっもねと、こっちは谷やし、こっちは山やし。だから、必ず2コースじゃいっき安堵して、またコースをふやしてくれというのが来るのはわかちよと。だから、場所を変えろとさんざん言ったんだけど、やっぱりそのまま、見通しもなく提案して、議会はまたそれを通して、できたわけです。

だから、よく考えて判断しないと、行政が1回判断ミスを犯すと、後々までずっと損害を与えるわけですよ。校区問題もそうですね。校区問題も教育委員会の明らかな判断ミスですよ。ふえるほうと旧部落の減るのを横に割って、今、子供が同じ数だから。すぐ3、4年したらもう西はプレハブをつくらなくちゃいけない。5,000万円もかかる。最近はまだ信号機のある場所を、路面をまた改造しなくちゃいかん。そういうふうは無駄遣いですよ。無駄なお金。

校区を、ふえるところを縦に割って、植木を三股小にやったら、金は1円も要らなかつたんです。1円も要らんわけです。で、植木は当時三股西小に行くのは反対だったわけですから、反対してたんですよ。あつちはもう距離は同じだと。都万道路と都三道路、鉄道、早水線を越えて行かなくちゃいかん。植木から三股小へは1本道だと、通学路は。交差点もないというような、いろんな理由で反対してたんですが、当時の教育委員会が愚かにも横に割ってこういう校区をつくったおかげで、今日、このような状況になっているわけです。

で、パークゴルフ場ですが、一体、今度1億2,000万円かけて何コースつくる予定ですか。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今回、今、上宮田池跡と生環林の整備の跡の部分に、約1ヘクタールほどあるんですが、そこに9ホール建設する予定でございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） やっぱり私は、パークゴルフをやっている連中のために、あれが遊ぶところですよ。1億2,000万円もかけるのはどうかしてると。もっともっと、その1億2,000万円もあれば、金の使い道は幾らでもあると。例えば、佐澤議員がごまの問題を取り上げてましたが、ごまの油をつくる、油にする工場ですね、油搾り機を入れて、2,000万円もあればできるんですよ。2,000万円もあればできます。まだ1億円余ります。

そういう、生産的で所得も上がる、付加価値がつく、非常に有効な使い方だと。そういうことにこそ金を突っ込むべきで、パークゴルフなんかは、上米公園が1段、2段、3段となってますが、ああいう地を有効利用して、我慢してもらおうと。それで十分だと思うんですよ。それでまた、将来的には梶山公園もまた公園化します。梶山公園の跡地を見ると、昔の建物跡やいろいろあって、広場がいっぱいとれますわね。でらがな、でらがいっぱいある。

だから、ああいうところに将来つくるならつくるとして、そういう、今は5、60人ですから

我慢してもらおうということがいいと思います。パークゴルフ場の建設は取りやめるべしというのが私の主張です。

次に、校区問題に移ります。

内村議員の質問に対して、横に調整区域をつくと教育長が答えました。審議会の決定であり、教育委員会の決定であると言いました。私は、教育委員会はまた再び過ちを犯すのかと。何で横に割るんだと。何で縦に割って、植木を部落ごとこっちやらんのかと。そうすると一発で解決するじゃないかと。調整区域というのはよろしくない。同じ下新部落を二つに割るんですが、そうすると、片や隣近所で三股小に行く子、西小に行く子、どうなりますか。やっぱり学校が同じ、同級生、そして親子会もやっぱり下新親子会で一緒、そして学校と地域でともに子供を育てると。いい子を育てることが大事だと思うんですよ。

部落は歴史があります。下新も江戸時代からの歴史がある。そこには人間のきずながあり、地域社会があります。学校が違ってくると、するとその子たちが大きくなると、全然別ですよ。同級生じゃないから。おいがわいがちゅう仲にならんわけですよ。近藤勇と土方歳三、西郷と大久保、そういった関係ができてこないんですよ。

だから、教育長が調整区域をつくとするのなら、全町学校区域をなくしたらどうだ。要らんじゃないか。親が近く、三股小に希望者がいるから調整区域にするんだというのなら、校区なくしてしまえば。全町行きたい学校へ行くと、それでいいじゃないですか。それで理屈になるじゃないの。何のために校区があるか。私はそう思いますよ。いいじゃないの、校区なくせば。全部なくすの。行きたいところ希望するほうが、親が希望するところにやるようにすれば。

そうじゃないでしょう、校区というのは。近かろうが遠かろうじゃないんですよ。そんな問題じゃないの。だから、私は教育委員会の今回の判断は間違いだと思いますが、どうですか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 通学区域の問題につきましては、内村議員の質問にもお答えしたところですが、この通学区域制度ということにつきましては、文部科学省より、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行い、調整区域の拡大、学校選択など弾力的に運用することというふうに行われているところではございます。

そういったことで、本町の通学区域審議会では9月、10月、11月に審議会を開催しまして、今検討されているところではございます。11月にこういった国の臨時教育審議会の意見を参酌しまして、調整区域を導入するという内容の中間答申が出されました。これを受けまして、教育委員会では規則改正を行って、27年度から実施しようという運びにはなっているところでございます。

地区を切るというようなものではございませんで、今後、県道12号線の切るというラインの

見方とか、植木地区を視野に入れたことにつきましては、今後審議がなされることになっておりますので、議員の意見等もまた反映させていきたいと、述べていきたいと思いますが、まだ審議会は継続されておるといふことでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 大体、文科省なんていうのはですね、ろくなもんじゃありませんよ。ゆとり教育がどうじゃの、何がどうじゃの、文部官僚の連中に対する、あれが、やつらが日本の教育をだめにしてるんですよ。そうじゃないですか。

何でもかんでも、文科省の通達がある、県の通達があるって、それを振り上げて、それで一番良か物んのごと言っちゃだめよ。自分たちで決めるということが大事ですよ。あれがですよ、例えば内村議員のいる中米を調整区域にしたと、宮村小と三股小の。どうなりますか。隣の子は宮村小、隣の子は三股小、それでこっちはまた宮村小、そういうことでしょう。親の希望で。それでもって人間が育つと思いますかね。私は思わない、そんなもんじゃ。

じゃあ、それを、親の希望をそんな大事にするなら、校区はなくしましょうと。三股町内どこの学校に行ってもいいと。親の希望で。それは許さない、しかし調整区域は設ける中途半端な。今度は植木なら植木を一部落、部落ぐるみどんと三股小にやれば、それで解決するわけやがな、この問題は。もうちょっと、弱気になっちゃだめよ、強気でいかなきゃ。そう思いますよ。町長、どう思いますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この校区見直しにつきましては、ことしの7月、8月ごろに教育委員会と協議をいたしまして、教育委員会の中に審議会を立ち上げて、そしてまたその中に関係者を集めて、まずはその意見聴取ま、一緒のところでも議論していただくということで、今回3回の審議をやって、中間答申みたいな形で報告があったということでございます。

言われるように、この区域を自治公民館単位で見直すというのも一つの方策だという、抜本的な解決につながっていくだろうと思いますが、それをするためには十分な地域の合意形成というのが大事でございますので、限られた時間の中でできるかとなると、大変、この27年度に向けては厳しい環境ではないかなと思います。ですから、言われるような方向に向かって、教育委員会でも、これが最終結論ではございませんので、これからの検討にかかっているというふうを考えています。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 調整区域を設けて一旦出発すれば、それが定着していくんですよ。そうなるんですよ。最初からせんまひよ。最初からせんまひやっど。もうどうするかと、植木をやるのかと。下新を三股小入れるんだったら、下新をすっばい入れんと。そういうことです

よ。これはまた私の部落の総意でもあります。よく考えていただきたいと思いますね。

次に、堆肥工場についていきます。クリーンセンターがこの盆地の一番西のはずれにできました。山田ん山の中へ。そうすると、今までは郡元で焼いてたわけですね。そこですね。すると、山田になったおかげで、どのくらいコストがかかるようになりますか。ここから山田の距離は幾らありますか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君） 今現在の清掃工場まで行くのと比べると、あそこまで山田は往復で約片道40分、最低ですね。作業とか入れますと2時間近くかかるというふうに見ているところです。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） だから、回収車もふやさなくちゃいけない。人もふやさなくちゃいけない。これが永遠に続くと、コストが。だからね、長峯誠をばかだと思うんですよ。ああいう施設はこの盆地の真ん中につくらないかんのですよ。それを端っこにつくって、あとのコストも考えんでですよ。都城やってん中郷やらこっちは大変ですよ。持って行くのは。もっと都城はお金がかかるんじゃないですか、コストがな。

だから、そういうふうに政治が一度判断を間違うと、将来にわたって損害を与えるということです。だから、執行部の皆さんが議会に案を出すときはよく考えて練って、しっかりした案を出してほしいと。そうしたら、議会は大概賛成議員でしょうから、通るでしょう。問題は、しっかりした案を出すことですよ。それが三股の生命線だと思っています。決して上米公園にパークゴルフ場をつくるとか、あるいは何だとか、そういうおろいことにならんごっしてもらわないかなんと思っています。

で、そういったふうにコストがかかる。すると、それを対抗するには、もはやごみの減量化しかないんですよ。ごみの減量化。ごみを減量化するしかない。その中でも問題なのは残菜ですよ。家庭残菜。これが大きいですよ。だから、私は堆肥工場をつくれと言っています。上米公園の5、60人のパークゴルフの遊ぶ場所に1億2,000万円も突っ込む金があれば、ごま製油工場とこの堆肥工場なんか簡単にできますよ、その金で。

まず学校給食、まず回収が大変だと言いますね、個人の家から出た残菜の場合は。特に夏は毎々日回収しに行かなくちゃいけないとか、いろいろ言いますが、まず学校給食、それから病院、老人施設、幼稚園、保育園、そういったところの残菜をまず回収すると。これは簡単ですよ。それで、堆肥工場で堆肥をつくと。それで有機農法の町につながるんだと思います。

それで、小さく始めて大きくしていけばいいんですよ、最初は。最初はそういう学校あたり、学校とかそういうところから始めて、それでやがてはモデル地区を決めて個人の家もやると。あ

るいは牛、豚、鶏のし尿もやるというふうに、徐々にやっていけばできるんだと思います。だから、町長、ぜひつくっていただきたいと思います。それで、肥やしを作っ、そん肥やしを安うで、俺に売っくいやん。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） パークゴルフ場について、それと堆肥工場も絡みますけれども、答弁を求めていらっしゃらなかったもので、私はちょっとこのパークゴルフ場について説明をさせていただきたいなど、報告させていただきたいなどと思います。

このパークゴルフ場の増設につきましては、平成23年9月に陳情が出されまして、その年の12月議会で趣旨採択されたということをまずご記憶だろうと思います。当時、桑畑議員からの提言がありました上米公園の桜ゾーン、あちらのほうのコース設置も検討いたしましたが、既設平面部分の距離及び幅では最大6ホールが限度であることや、クラブハウスから遠いと、離れているというために管理に支障を来すということから、断念したところでございます。また、既設のパークゴルフ場の周辺の斜面の活用についても、県といたしましては、斜面がきつく、距離、幅の確保が困難という結果でございました。

その後、平成25年3月議会の一般質問で今後の対応についてご質問がございました。要するに、議会のほうで趣旨採択しているが、その後町はどういう対応をしているかというような質問でございましたが、町としては、言われるように多額の費用がかかるため、25年度に策定するアグレッシブタウン基本構想の中で検討するというふうに回答したところでございます。

そして、そのアグレッシブタウン基本構想の中で、おおむね5年間に実施を目指す事業の一つとしてパークゴルフ場の増設が上げられましたので、平成26年度、ことしに、実施設計と流路工の工事を、そして平成27年度に造成、施設整備の工事を、平成28年度にオープンということで取り組んでいるところでございます。

今回増設する箇所は、上米公園の中心部に位置する宮田上池周辺で、この地域が未整備のため、周囲に竹、雑木等が生い茂りまして景観や安全等危惧されている現状から、宮田上池を埋め立て、造成整備をいたします。また、平成7年度から平成13年度で整備しました南側の、ちょうど今度整備する南側ですけれども、そちらのほうの生活環境保全林との一体性を確保するため、谷川から河川、流路工の整備もあわせて行います。このため、総事業費が約1億2,000万円となっているところでございます。ただ、今回は国の都市再生整備事業約3,900万円と地域活性化事業債約7,200万円を活用することができましたので、一般財源としましては2カ年で約900万円の支出を予定しているところでございます。

大変工事費が高いということですが、上からの、谷からの流路工、これが約5,00

0万円かかります。そしてこのパークゴルフ場だけは7,000万円と。これには全部、補助と起債事業で対応しているということでございます。

そしてまた、利用者は平成25年度が1万1,000人です。24年度は1万1,175名ということで、大体月1,000人近くの方が利用されていると。会員だけが利用しているわけじゃなくて、よそからもたくさん来られます。そしてまた、ここが公認のパークゴルフ場ですので、いろんな大会等も開催できるという状況でございます。

そしてまた、ご提案のありました梶山城につきましては、これからということで、そして梶山城は、どちらかと言うと遺跡という部分がありますので、どちらかというとなかなかそういうパークゴルフ場には非常に難しいというふうに理解しているところでございます。

それから、堆肥工場についてでございますけれども、これについて、以前から桑畑議員のほうからこの堆肥工場についてのご質問がございましたので、一応、循環型社会の形成という、そういう見地から大変重要なことでございますので、その必要性、そしてそれが意味があるかどうか、そして採算はどうか、費用対効果などを総合的に検討するという、この必要性から、担当課のほうで検討するようにと指示していますので、課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君） 本件は生ごみを資源とする堆肥工場の建設についてのご質問ということで、堆肥工場を建設し、生ごみを減量化とその有効活用を図る試みは、循環型社会の形成のモデル的なケースとして言われるとおり取り組んでおられる自治体もございます。

その際の大きな課題の一つが、分別の徹底と収集場所の確保、そういったものでございます。ご提案のとおり、給食センター、病院、老人施設、保育園等の施設であれば、その施設の責任者のご理解とご協力を得ながら、分別の徹底と収集場所の効率的な確保が可能となって、生ごみの収集運搬作業についての合理化が図られるというふうに理解しています。

ただ、この堆肥工場の建設及び適正な活用については、幾つかクリアしないといけないハードルがございます。堆肥事業に取り組んでおられる各自治体の現状を見ますと、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみといったごみの収集運搬とは別に、堆肥化目的の生ごみ専用の収集車両を用意したり、あるいはご提案以外の一般住宅からの生ごみを収集するための施策を打たないといけないということがございます。

おっしゃるとおり、小規模からのスタートということではございますが、将来を見越した堆肥工場の建設というものについての経費等も試算が必要になろうかと思えます。そしてまた、その維持管理費、そして、堆肥ができるとはいえ、到底やっぱり安価なコストのものになろうかと思えますので、採算性というのは厳しい状況にもあろうかというふうに感じております。

現在、本町は、さきの議会でもあったようですが、電動生ごみ処理機の導入について補助をい

たしたり、家庭用のコンポスト、そういったものの賃貸というものの制度を取り入れて、これは思った以上の反響を得まして、地味ではありますが、希望者について学習会などを開きながら啓発活動をしているところでございます。今後もこういった啓発活動を継続的に行っていくことが将来のこういった大きな取り組みにつながっていく、ごみの減量化につながっていくというふうに感じているところでございます。

それからあと、また都城の緑豊苑ですね、あそこが現在、生ごみを無料で受け入れをしまして、堆肥化をして、それを軽トラ1台分ぐらいを約、詰め込み作業まで入れて1,000円と、自分で積み込む場合は500円程度ということで聞いております。そういった既存のそういう施設との連携、そういったものも視野に入れながら減量化に向けた取り組みをしていくというのも一つかなと考えているところでございます。

最後になりますけど、来年3月から本格稼働をしますクリーンセンター、こちらのほうが生ごみを処理する施設として建設をされておりますので、それについては本町も多額の投資もしております。この施設の適正な運用を見守りながらごみの減量化問題も懸案しながらやっていくというような状況が、現在の本町の環境施策の一つと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） やる気になればできるんですよね。やる気になれば。だから、ごみの減量化がこれから大事なテーマになるということを確認しておいてもらいたい。

そしてまた、パークゴルフ場に1億2,000万円突っ込むというのはどうかなと。もう少し時間があるようだから、よく考えてほしいと思います。

で、校区再編は調整区域はだめだと。これはナンセンスと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終了します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時45分散会

議事日程(第5号)

平成26年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案第106号及び追加議案107号の取り扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑
日程第4 討論・採決
日程第5 議案第106号及び議案第107号一括上程
日程第6 質疑・討論・採決(議案第106号及び議案第107号)
追加日程第1 意見書案第7号上程
日程第7 やまびこ会調査特別委員会調査報告
日程第8 常任委員会の視察研修報告
日程第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案第106号及び追加議案107号の取り扱いについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 質疑
日程第4 討論・採決
日程第5 議案第106号及び議案第107号一括上程
日程第6 質疑・討論・採決(議案第106号及び議案第107号)
追加日程第1 意見書案第7号上程
日程第7 やまびこ会調査特別委員会調査報告
日程第8 常任委員会の視察研修報告
日程第9 議員派遣について

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 池邊 美紀君 | 2 番 佐澤 靖彦君 |
| 3 番 堀内 義郎君 | 4 番 内村 立吉君 |

5番	福永 廣文君	6番	指宿 秋廣君
7番	上西 祐子君	8番	大久保義直君
9番	重久 邦仁君	10番	池田 克子君
11番	山中 則夫君	12番	桑畑 浩三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	重信 和人君	補佐	久寿米木和明君
		係長	山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木佐貫辰生君	副町長	……………	西村 尚彦君
教育長	……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	……………	大脇 哲朗君
税務財政課長	……………	山元 宏一君	地域政策室長	……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長	……………	上村 陽一君	福祉課長	……………	岩松 健一君
産業振興課長	……………	丸山浩一郎君	都市整備課長補佐	……………	瀬尾 靖弘君
環境水道課長	……………	内村陽一郎君	教育課長	……………	山元 道弥君
会計課長	……………	財部 一美君			

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第106号及び追加議案107号の取り扱いについて

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第1、追加議案第106号及び議案107号の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） おはようございます。

それでは、15日の委員会終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

本日追加提案されます議案第106号「工事請負契約の締結について」及び議案第107号「工事請負契約の変更について」の取り扱いについて協議を行いました。その結果、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体会議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本日追加提案されます議案第106号及び議案第107号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案第106号及び議案第107号は、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 佐澤 靖彦君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） おはようございます。

総務厚生常任委員会に付託された案件を説明、報告いたします。

議案第90号「個人の町民税に係る三股町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例」、91号「固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を廃止する条例」、92号「固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を廃止する条例」につきまして、関連ありますので、一括して報告いたします。

本3案は、本来、時限的条例であり、今回廃止条例として上程するものです。

議案第90号の個人の町民税に係る三股町税条例の臨時特例に関する条例は、昭和59年分の個人の町民税について特別減税の特例措置を定めたものです。

議案第91号並びに第92号の固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例は、昭和51年度分と昭和60年度分の固定資産税の納期中、第1期分について、三股町税条例の規定にかかわらず、5月1日から5月31日までとしたものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について。

本案は、出産育児一時金の見直しに伴う関係法令等の改正に伴い、所要の条例改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第95号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額3億7,152万3,000円に歳入歳出それぞれ1,429万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,581万4,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費の療養諸費と高額医療費をそれぞれ増額補正し、予備費を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第96号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額2億4,144万4,000円に歳入歳出それぞれ413万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,558万3,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第97号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額20億8,741万4,000円に歳入歳出それぞれ3,754万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,495万8,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金を増額補正し、歳出の主なものとしましては、保険給付費及び介護保険システム改修業務委託料を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第98号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額1,278万7,000円に歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,296万6,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、雇用契約職員委託料と包括支援センターシステム賃借料を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第101号「都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について」。

本案は、平成21年10月に都城市と締結した定住自立圏の形成に関する協定に、防災及び消防などの項目追加等を行い、協定の変更をしようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第102号、103号は関連がありますので、一括して報告いたします。

議案第102号「市道の路線の廃止について」、議案第103号「市道の路線の認定について」。

都城市の道路台帳整備に伴い、既に市道の認定を行っております2つの路線について一旦廃止し、路線番号等を変更した上で再度認定することについて、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第104号「都城救急医療センター利用協定書の変更に関する協議について」。

本案は、都城救急医療センターが都城地域医療ゾーン整備により大岩田町から太郎坊町へ移転することに伴い、施設設置者の都城市と利用協定の変更を行うものであります。主な内容は、施設の所在地及び名称を変更するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

請願第6号「地域住民の健康を守り、ドナーの骨髄提供しやすい社会づくりを図る「骨髄バンク・ドナー助成制度」創設を求める請願書」。

日本骨髄バンクは設立から23年、ドナー登録者44万人を超え、宮崎県でも3,000人を超えました。しかし、多くの患者が移植を受けられず、厳しい闘病生活に追いやられています。

このドナー候補者が実際、提供するに当たって、家族や職場の理解と協力が必要です。中央官庁、大手企業の一部ではドナー休暇制度があるものの、地方中小企業、自営業者にあっては経済的負担も大きいという現状があります。

そこで、骨髄バンク・ドナー助成制度として全国の自治体でも導入が始まっており、都城市も2014年4月から導入しており、三股町においても同制度の早急な創設を求めるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務厚生に付託された案件の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

[建設文教常任委員長 内村 立吉君 登壇]

○建設文教常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。

それでは、建設文教常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第99号、100号、105号の3件でございます。

議案第99号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について。

本案は、歳入歳出予算の総額3,867万6,000円に歳入歳出それぞれ31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,899万4,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものです。

歳出につきましては、光熱水費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第100号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」について。

本案は、歳入歳出予算の総額4億2,222万9,000円から歳入歳出それぞれ7,190万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,032万9,000円とするものです。

歳入につきましては、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額補正するものです。

歳出につきましては、工事請負費を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第105号「三股町と都城市との境界付近における下水道施設を相互の住民に供させることについて」。

本案は、都城市と協議の上、協定を締結し、境界付近における下水道施設について、互いの下水道施設を相手方住民の利用に供させようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長(山中 則夫君) 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

[一般会計予算・決算常任委員長 池邊 美紀君 登壇]

○一般会計予算・決算常任委員長(池邊 美紀君) 一般会計予算・決算常任委員会の報告を行います。

議案第94号「平成26年度三股町一般会計補正予算(第6号)」についてです。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正を行うものです。

歳入歳出予算の総額103億4,462万8,000円に歳入歳出それぞれ1億5,185万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,648万2,000

0円とするものです。

まず、歳入の主なものについて説明します。

分担金及び負担金は、常設保育所の保育料を増額補正するものです。

国庫支出金は、国庫負担金において、国民健康保険基盤安定負担金、常設保育所運営費負担金を増額補正するものです。また、国庫補助金においては、社会資本整備総合交付金などを減額し、保育緊急確保事業補助金などを増額補正するものです。

県支出金は、県負担金において、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定負担金、常設保育所運営費負担金を増額補正し、県補助金においては、安心こども基金補助金、みやぎきの園芸産地強化支援事業費補助金などを減額補正し、県単かんがい排水事業補助金を増額補正するものです。

寄附金は、ふるさと納税による指定寄附金を増額補正するものです。

繰入金金は、財政調整基金からの基金繰入金を増額補正するものです。

諸収入は、地役権収入に係る雑入を増額補正するものです。

町債は、都城地域健康医療ゾーン整備事業に係る衛生債を、上米公園パークゴルフ場整備事業に係る土木債を、三股西小学校校舎屋根整備事業に係る教育債をそれぞれ増額補正するものです。

次に、歳出について主なものを説明します。

総務費の総務管理費は、一般管理費において、台風等で職員の時間外勤務がふえたため、時間外勤務手当に係る職員手当等を、企画費において、ふるさと納税推進事業業務に係る委託料、過疎地域定住促進奨励金に係る負担金補助及び交付金をそれぞれ増額補正し、電算管理費においては、システム変更委託料を増額補正し、番号制度構築事業に係る備品購入費を減額補正するものです。また、選挙費においては、町長選挙及び農業委員会委員選挙の未実施により、それぞれ減額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において、社会福祉協議会補助金に係る負担金補助及び交付金を減額補正し、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計に係る繰出金を増額補正するものです。また、児童福祉費において、保育所運営費に係る負担金補助及び交付金を増額補正するものです。

衛生費は、特定不妊治療費助成に係る扶助費、塵芥収集運搬委託料に係る委託料をそれぞれ増額補正するものです。

農林水産業費は、みやぎきの園芸産地強化支援事業に係る負担金補助及び交付金を減額補正し、台風被害により県単かんがい排水事業による工事請負費を増額補正するものです。

商工費は、ふるさと納税物産品発送に係る委託料を増額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において、設計業務に係る委託料を減額補正し、都市計画費においては、

公共下水道事業に係る繰出金を減額補正し、修繕料に係る需用費を増額補正するものです。

消防費は、台風等の出動回数増により、費用弁償に係る旅費を増額補正するものです。

教育費は、小学校費において、小学校教師用教科書・指導書購入のための需用費を増額補正し、社会教育費においては、第1地区分館屋根外壁等改修工事執行残により工事請負費を減額補正し、文化会館の光熱水費に係る需用費を増額補正するものです。また、保健体育費において、旧弓道場解体工事のため、武道体育館耐震改修工事監理業務の委託料から工事請負費に予算組み替えを行うものです。

諸支出金は、ふるさと未来基金積立のため積立金を増額補正するものです。

最後に、第2表、地方債補正について説明します。

三股西小学校屋根整備事業については、全国防災事業債において、財源の一部を地方債で補うものです。また、地域活性化事業債については、限度額を2億1,870万円に補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員会から要望として意見がありましたので、2件報告いたします。

1件目は、旧弓道場を取り壊す計画になっているが、倉庫などの利用法があるのではないかと、取り壊すのは簡単だが、検討すべきだという意見です。

それから2件目、駐車場の臨地対策、武道館の横のほうの、弓道場を取り壊すという予定になっていますが、その駐車場の臨地対策です。考えられることとして、騒音、ヘッドライト、転落防止の車どめやフェンスなど、そういったものをトラブルにならないように協議を重ねて対応すべしとの意見が出ております。

以上、報告を終わります。

日程第3. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第90号「個人の町民税に係る三股町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第90号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり決しました。

議案第91号「固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり決しました。

議案第92号「固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり決しました。

議案第93号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり決しました。

議案第94号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第94号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり決しました。

議案第95号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第95号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり決しました。

議案第96号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第96号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり決しました。

議案第97号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり決しました。

議案第98号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第98号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり決しました。

議案第99号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第99号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり決しました。

議案第100号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第100号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり決しました。

議案第101号「都城市との定住自立圏の形成に関する変更協定の締結について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第101号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり決しました。

議案第102号「市道の路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第102号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり決しました。

議案第103号「市道の路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第103号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり決しました。

議案第104号「都城救急医療センター利用協定書の変更に関する協議について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第104号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり決しました。

議案第105号「三股町と都城市との境界付近における下水道施設を相互の住民に供させることについて」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第105号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり決しました。

次に、請願第6号「地域住民の健康を守り、ドナーの骨髄提供しやすい社会づくりを図る「骨髄バンク・ドナー助成制度」創設を求める請願書」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第6号は、総務厚生委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第6号は原案のとおり採択されました。

日程第 5. 議案第 106 号及び議案第 107 号一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第 5、議案第 106 号及び議案第 107 号を一括上程いたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

本日追加上程いたしました 2 議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 106 号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、役場庁舎空調機の老朽化による機械設備の更新を目的として施工しようとするものであり、去る 12 月 5 日に指名競争入札を実施したところであります。その結果、株式会社九電工都城営業所が 4,702 万 3,200 円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第 107 号「工事請負契約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、現在施工中の三股町防災行政無線整備工事（WiMAX・ICT 工事）におきまして、工事請負契約の変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2 議案についてそれぞれ提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許可します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） それでは、私のほうで補足をさせていただきます。

まずは、議案第 106 号でございます。工事請負契約の締結について補足説明いたします。

本案は、去る 12 月 5 日に三股町役場庁舎空調機更新等機械設備工事の入札を実施し、落札者と工事請負契約を締結したことから、議会の議決を求めるものでございます。

現在の空調は平成 2 年度に重油を熱源とする空調機を庁舎に導入したところでありますが、25 年が経過いたしまして、故障が相次ぎ、全く機能していない箇所が年々ふえている状況にございます。現在は機器の部品を製造していないため、修理もできないこと等から、9 月定例会において空調機更新等機械設備工事費の補正を行ったところでございます。

工事の概要といたしましては、機械設備工事として壁かけ型、天井つり型、天井埋め込み型、床置き型の 4 種類、合計 84 台の空調機を庁舎に設置いたしまして、あわせて、現在のファンコイル及び機械室の吸収式冷温水機冷却塔の撤去を行うものであり、工事期間は来年 1 月から 6 月までとしたものでございます。

入札には5社が参加したところでございまして、その結果、予定価格5,343万6,000円に對しまして、落札価格は4,702万3,200円、落札率87.99%ということで、株式会社九電工都城営業所が落札者となったところでございます。

なお、1社は辞退、それからもう一社が失格となっておりますけれども、失格につきましては、異なる様式が入っていたということで失格とさせていただきました。

そのほか、会社全体の概要につきましては、本日配付いたしましたこちらのパンフレット、こちらのほうに会社の概要ということで書いてございますけれども、九電工につきましては、九電グループといたしまして、九州だけではなく全国で事業展開をしている、職員数約6,000人ということで、平成25年度の売上高は、電気工事、空調管工事を主として2,599億円といった大きな企業でございます。県内にも11の営業所を構えていらっしゃいまして、都城営業所においても職員数が40名いらっしゃるということでございます。また、九電工の空調工事の実績については、資料にもありますように、売上高の25%が空調管工事でございます、代表的な空調工事につきましてはコピーをつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

続きまして、議案第107号でございます。工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、現在施工中の三股町防災行政無線整備工事のWiMAX・ICT工事のほうでございます。こちらにおきまして工事請負契約の変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

このことにつきましては、昨年12月に大日通信工業株式会社久留米営業所と9,649万5,000円で契約を締結しておりましたが、1,187万円を増額いたしまして、1億836万5,000円としようとするものでございます。

本日、横長のホチキスでとめておる3枚つづりのやつですね、こちらで内容を説明いたします。

まず、資料ということで、一番上には役場庁舎無線機接続用ケーブルということで書いてございますけれども、ノイズ対策ということで、光ファイバーケーブルで考えてたんですけども、庁舎内でノイズ対策はとらなくてもいいということで、一般的なメタルケーブルに変更したのために減額ということになったところでございます。

2段目でございますけれども、同報系とWiMAXの分電盤を分けたところでございますけれども、そのWiMAX連携のための配電設備の設置を行おうとするものでございます。

3段目でございますけれども、こちらは図を設けておりますので、そちらを見ながら聞いていただければと思います。WiMAX基地からの電波が弱い地域ということで、こちらの地域をカバーするためにレピータといわれる、下のほうにレピータの説明を入れておりますけれども、この中継局を走持、餅原、小鷲巣の3カ所に設置いたしまして、全体的な町のカバーを行おうというものでございます。

それからその下、図2ということで、もう一枚めくっていただきます。こちらWiMAXの基地局間を、今はケーブルということでNTTの光ケーブル、それから都城BTVCケーブルのケーブルのほうで、有線ということでこちらでつないでおりますけれども、この有線のケーブルが寸断された場合の補完システムということで、いろいろ4.9Gということで、ちょっと難しいんですけども、こういう周波数を無線で整備しようとするものでございます。

なお、WiMAXの活用については、議員のほうでも質問がございましたけれども、防災だけにとどまらず、今後、うちのほうは選挙を考えているんですけども、選挙、それから税、福祉、保健等さまざまな分野での活用を検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

最後には消費税ということで、こちらが、契約後と今回の変更分を合わせて、この額で書いてございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6. 質疑・討論・採決（議案第106号及び議案第107号）

○議長（山中 則夫君） 日程第6、質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第106号「工事請負契約の締結について（平成26年度三股町役場庁舎空調機更新等機械設備工事）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第106号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり決しました。

それでは、議案第107号「工事請負契約の変更について（三股町防災行政無線整備工事（WiMAX・ICT工事）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第107号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり決しました。

ここで、意見書案第7号の取り扱いについてお諮りします。

意見書案第7号を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第6の次に、追加日程第1、意見書案第7号上程とご記入ください。

追加日程第1. 質疑・討論・採決（意見書案第7号）

○議長（山中 則夫君） 追加日程第1、意見書案第7号を上程いたします。

意見書案第7号について、提出者の説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） それでは、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案の提出を求める件についてご説明申し上げます。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法やその他の特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっております。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されておりますが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上っております。

特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しております。また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の

実現は一刻の猶予も。

〔「簡潔に願います。」と呼ぶ者あり〕

○議員（10番 池田 克子君） はい。もうすぐ終わります。

支援の実現は一刻の猶予もない課題であります。よって、下記の件について実現するよう強く要望するものであります。

一つ、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

二つ、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出を求めるものであります。ご審議の上、ご採択いただき、衆参両院議長並びに政府に意見書を提出していただきますようお願いいたします。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） これより質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7. やまびこ会調査特別委員会調査報告

○議長（山中 則夫君） 日程第7、やまびこ会調査特別委員会の調査の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。委員長。

〔やまびこ会調査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○やまびこ会調査特別委員長（指宿 秋廣君） まず、その前に、約20回調査特別委員会をいたしましたので、1回を1分しても20分かかるといことになりますけども、少し長くなりますが、ご容赦を願いたいと思います。

それでは、地方自治法第100条に基づくやまびこ会調査特別委員会の調査の結果についてご

報告いたします。

地方自治法第100条に基づくやまびこ会調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）は、平成26年7月22日に第3回三股町議会臨時会で、議員発議による三股町公の施設の指定管理者における三股町議会議員の兼業禁止に関する条例が全会一致で可決された直後に緊急動議が提出され、特別委員会を賛成多数で設置しました。

提案理由の中で、社会福祉法人やまびこ会は、ほかの1法人1園の私財を投じた法人ではなく、土地から建設まで本町の所有でありました。現在は民間所有の法人と同格に位置づけられておりますが、保育園が建設されている土地は、ひまわり保育園・りんどう保育園は全て、わかば保育園は111平方メートル、すみれ保育園は267平方メートルが町の所有となっている民間の社会福祉法人であります。

また、町とやまびこ会とは、平成7年7月31日、社会福祉法人やまびこ会所有の保育所（こぼと、わかば、りんどう、すみれ、ひまわり）は、法人設立時に町有財産を譲与しており、また、建設改築時には一般財源の一部を補助して、官立民営として運営しているところでございます。したがって、法人設立の趣旨が町の肩がわりとして発足した事業団的な性格であるため、今後この保育園の廃止及び法人の解散をした場合の残余の財産については町に帰属することを理事の連署をもって確約しております。

そこで、現在までの設立からの経緯、運営状況、また土地や建物の使用・利用状況と、今回の保育園の建てかえ事業を調査する必要があるために、やまびこ会調査特別委員会を設立する必要があると述べられています。

特別委員会の設置を受けて、社会福祉法人やまびこ会（以下「やまびこ会」という。）は、弁護士と委任契約書を結んでいます。その委任契約書には、第1条で、三股町議会の攻撃からの防御活動と明記してあります。また、第3条には、刑事事件に類推するものと捉えてと、自ら刑事事件に発展しかねないことを認めています。

社会福祉法人で何ら恥ずべき行為がないのであれば、やまびこ会の理事会での議案の提案議題で、やまびこ会中傷誹謗に対する弁護士契約として32万4,000円もの高額な着手金を弁護士に支払わずに、進んで全てのを明らかにして、清廉で潔白なことを証明することが急務だったはずで。

特別委員会は、発足以来20回の委員会を開催し、この間には、町長を含む町執行部や、やまびこ会の元理事長、元役員、現在の理事、監事、清流園や保育園の各施設長との意見の聞き取りをいたしました。途中までの調査については、中間報告を行いましたので、ここでは割愛いたします。

調査の過程で、山中三股町議会議長が、やまびこ会前理事との立場で、特別委員会の意見交換

する場所において、議会本会議場であった議長不信任案の提案理由の説明に疑義があるとの理由で、名誉毀損で告訴したとの報告をされましたが、議長とも思えぬ行動でありました。なぜなら、議会議場のことは議会議員全員の判断で行動するべきで、特別委員会の場所で特別にメモを読み上げて、議会の信用を失墜させる行動には疑念を抱かざるを得ませんでした。

さて、中間報告後にわかったことや、今後のやまびこ会の方向性を提言いたします。

調査の過程で、山中議長が9月30日に理事退任、和気前理事長が11月21日に、一身上の都合ではありますが、今回の混乱した事態の責任が主な理由だと推察できる退任をされています。その後任に、三股町の西村副町長と岩松福祉課長が一時的な事態收拾のため理事に着任されています。

早速行政の着任で結果があったものは、わかば保育園の建てかえに伴う土地の取得には、事前に税務署に相談して許可を受ければ税制の優遇がありますが、和気前理事長が退任されるまでに何らの手続もされてなく、土地を売った相手先に約400万円もの国税が賦課されようとしていました。和気前理事長が退任された後で都城税務署に相談しましたが、門前払いでありました。しかし、12月9日に、西村理事が副町長の立場で、都城税務署の上部機関である宮崎市の宮崎税務署で相談をして、一応の解決をしようとしています。

このようなことから明らかなように、いかに事務処理がずさんであったのか、また今回の特別委員会の設立が事態收拾の最後のチャンスであったということがわかると思います。特別委員会が設立されたことによって事態の解決に至ったことは間違いないことです。

本来であれば2年に1回の県の指導監査が行われます。しかし、やまびこ会には、本年度は昨年に引き続き行われました。そして、12月12日、平成26年度県指導監査指摘事項の通知が来ています。11項目にも及ぶものですが、報告いたします。

1、平成25年度決算の指摘事項への対応について。

平成26年5月31日に報告された監事監査の結果にある法人本部に係る指摘事項について、いまだ改善されていなかった。監事は、理事の業務遂行の状況や法人の財産の状況について主体性をもって監査できる唯一の常設機関であり、監事監査は適時に法人の運営をチェックする重要な機能を担っているものであることから、その指摘について速やかに対応し、改善結果を役員に報告すること。

2、役員報酬について。

貴法人の定款第8条では、役員報酬は勤務実態に即して支給し、役員の地位にあることのみによっては支給しないと規定されている。理事長に対しては、理事長就任前は常務理事として月額25万円の報酬が支給されていたが、理事長兼常務理事に就任後は、報酬月額として40万円が支給されている。月額で15万円増額する根拠となる常務理事と理事長との合理的な勤務実態が

明確でない。理事長と常務理事の合理的な勤務実態の違いが明確でない以上、理事長という地位に就任したことによる増額としか判断できないので、定款に合うよう理事会で再度検討すること。なお、勤務実態に即して報酬を支払う場合、その内容を確認できる業務日誌等を残すこと。

3、常勤役員の勤務時間、休憩及び休暇に関する規定について。

常勤役員の勤務時間等については、貴法人の常勤役員の勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する規定第3条で、職員就業規程に準拠することとなっている。貴法人の保育園職員は隔週の土曜日が半日勤務となっているが、常勤役員である理事長兼常務理事は完全週休2日制であり、職員就業規則に準拠した形となっていないため、整合を図ること。

4、理事会議事録について。

平成26年2月6日実施の議事録では、わかば保育園の土地購入等について、現地確認を行った後質疑応答を行ったとしか記載されておらず、購入金額等を示したのか、どのような質疑応答があったのか等、具体的内容が記載されていない。理事会議事録は法人の意思決定過程を記録する大事なものであるため、議事の要領がわかるように正確に記載し、内容を議長及び議事録署名人が確認した上で記名押印すること。また、議案書の一部を紛失しており、保管が十分になされていなかった。どのような資料で何を議論したかわかるように、理事会に関する全ての書類を保存しておくこと。

5、法人登記について。

平成26年3月8日開催の理事会で選任した役員の変更登記が遅延している。また、資産総額の変更等についても遅延が見られるので、今後は組合等登記令に基づき、役員の変更登記は変更後2週間以内に、資産総額の変更登記は会計年度終了後2カ月以内に登記すること。

6、定款について。

定款第13条の資産区分にある土地の地積と土地の登記事項証明書が国土調査による成果や錯誤等により整合性が図れていないので、整合させること。

7、法人の組織体制について。

法人の運営等について、法人の意思決定機関である理事会において協議・報告がなされていないことのないよう、ガバナンスの強化についても検討すること。

8、管理組織の確立について。

平成26年9月まで出納職員の任命が行われておらず、理事長が会計責任者と出納職員を兼務するなど内部牽制体制が確立されていない状況が続いていた。社会福祉法人、社会福祉施設等は極めて公共性の高い組織であるため、内部牽制体制を確保する観点から、会計責任者と出納責任者が兼務することは避けるべきであり、社会福祉法人会計基準の制定に基づき、内部牽制が機能する組織体制の確立に努めること。

9、金銭の支払いについて。

会計伝票の決裁処理が行われなままの支出や立てかえ払いによる領収書での支払い、予算を無視した物品購入等、貴法人の経理規定に違反した不適切な会計処理が常態化している。税制上の優遇措置や公的な資金が投入されている社会福祉法人として、このような会計処理が常態化していることは信用を失いかねないものである。今後は、貴法人の経理規程に基づいた取り扱いを行うよう理事会で検討し、改善策を講じること。

10、役員報酬及び費用弁償について。

平成26年2月分の役員報酬・費用弁償について、1カ月分をまとめて2月末日に支給し、役員からの受領印をもらっているが、支出のための会計伝票は平成26年3月3日に作成されており、支出伝票作成前に支給が行われていたことになる。なぜこのような支出になっているのか、原因を究明し報告すること。

11、法人本部の運営に関する経費の対象について。

法人本部の運営に関する経費として支出されている対象経費は、本部経費の区分の人件費支出及び事務費支出に相当する経費と限られているが、法人は15万円相当のソファを事務費支出（器具什器費）として購入していた。15万円相当のソファは、本来、固定資産とすべきものであり、保育所運営費収入や措置費収入から支出できるものでない。国通知「保育所運営費の経理について」の運用等についての取り扱いについて、社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導についてに基づいた取り扱いを行うようにし、この件について理事会で対応を検討すること。

このように、多岐にわたり、いかに事務がルーズで法令遵守の認識がなかったのか、証明するものです。

指摘事項に対して、やまびこ会から指摘事項に対する県への回答書26年度分（資料3）、平成25年度決算監事監査指摘事項について（資料4）は別紙のとおりです。その中で明らかになり、前理事長に対する不適切な事務処理等による費用等の返還について（資料5）が12月16日の理事会で承認されました。

その内容は、やまびこ会の全理事・全監事・園長・施設長は、県の指導監査及び決算監査の指摘事項を改善するため一丸となって取り組んでいくが、和気前理事長の責に関することについては、誓約書の2に基づき、その責任の所在を明確にし、不適切な経費については返還を請求するものとする。

①、報酬等の返還について。

勤務実態に即していない15万円の増額分の報酬、並びに常勤役員であったが、土曜日の勤務が確認できないため欠勤扱いとし、その分の欠勤分の報酬、社会保険料等175万76円の返還

を請求する。

②、通信運搬費（携帯電話使用料）の返還について。

平成25年4月から法人用の携帯電話を個人で占有しているが、私用電話としての利用が常態化しており、理事長という職の責任も含め、公私を問わず、平成25年4月から平成26年10月までの全部の携帯電話使用料21万6,632円の返還を請求する（本人了解済み）。

③、弁護士費用の返還について。

下記の理由により、弁護士費用33万7,102円の返還を請求する。

1、平成26年7月25日、第5回理事会で第9号議案として「やまびこ会誹謗中傷に対する弁護士契約について」が提案され、審議、承認されたところであるが、重要な案件にもかかわらず、その後の理事会では、議会からの記録の提出等を含め、途中経過も契約の内容も11月14日の理事会まで一切の報告がなく、1人で対応していたため、理事を含め誰も内容がわからない。

2、委託契約書と領収書以外の書類、議会からの議事録提出請求書、求釈明書、求釈明書に対する回答などが一切保管されておらず、和気前理事長退任後に弁護士へ依頼し書類をそろえたもので、公文書等の文書管理が全くされていない。

3、理事長兼常務理事であり、事務局長及び会計責任者と出納職員を兼務しているにもかかわらず、経理規程に違反した不適切な会計処理等が行われている。

ア、契約を締結する際に、稟議書等を作成していない。

イ、予算措置を行っていない。

ウ、会計伝票の決裁処理を行っていない。

エ、3回にわたる請求書の支払いをその都度行わず、まとめて自分で立てかえ払いをし、領収書で公金の支払いを行っている。

オ、契約書を紛失しており、再発行している。

4、ソファー代の返金について。

ソファー代金15万4,800円に関しては既に納入済み。

以上、費用等の返還については、理事会において決定し、誓約書に基づき請求するものとなっております。その請求合計額は230万3,810円と大変な多額となっております。返還請求の理由からすれば、やまびこ会が業務上横領で告訴して刑事責任を問うべきです。

地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置がいかに妥当であったかということが、県の指導監査の指摘事項でも明らかであり、この指摘事項を改善状況報告書のように早急に実施されることを強く要請いたします。

特別委員会から、以下10項目の事項について、平成27年度末までに完全に履行して、平成28年3月議会に報告することを求めます。

1、やまびこ会の体制は、現在の7名の理事ではなく、10名程度の理事を選任し、その選任の過程もさまざまな角度から検討されて、私物化できないような方策を講じること。

2、評議員会を設置し、予算・決算や重要な課題の決議など相当の権限を付与すること。また、以下のことに留意して選任すること。

- ①、定数は、理事の2倍以上とすること。
- ②、選任については、各界・各層の方々を選任すること。
- ③、町議会議員を1名以上加え、役職名での依頼とすること。

3、三股町とやまびこ会は、次の事項を最低限取り入れた確約書を締結し、町議会の承認を受けること。

①、町行政の方向性と著しく違った場合には、いつでも町の指導・助言・勧告・命令ができること。

②、命令をした場合には、その都度町議会に報告すること。

③、命令に従わない理事会は解散できるようにし、その場合は緊急的に町長が指名する者が理事長及び理事の役職に1年以下の期限つきで就任すること。

④、県が指導監査を行わない年には、町で特別に指導監査が実施できること。

⑤、理事の選任に当たっては、事前に町長の承認を得ること。

4、前項の権利を行使する観点から、やまびこ会が所有している保育園の土地については町に全て寄附採納すること。

5、園長以下の職員が理事会等にやまびこ会の運営や処遇について提案や提言をする機会や場所を設けることとし、その場合において報復人事は行わないこと。

6、老人ホーム清流園については、指定管理者制度を改め、継続的にやまびこ会が運営し、働いている職員が安心して清流園で入居されている方々にサービス提供ができるための契約方法を行うこと。

7、やまびこ会の事務処理を円滑に行わせるために、町は事務職員1名分の人件費を拠出し、やまびこ会が運営している保育園を含む三股町内全ての私立保育園が町と密接に連携し、町民の福祉の向上を目指すとともに、本町内の各施設が円滑に運営できるようにすること。

8、県が行う指導監査指摘事項については、その都度町議会に報告すること。

9、和気前理事長が常任理事以降に行った事務等の変更はもとに戻し、改めて新体制で検討すること。

10、今回の件を教訓とし、三股町内にある全ての福祉施設のサービス向上、働きやすい職場環境向上の手本となること。

以上の全てのものを当特別委員会では全会一致で承認し、町長に早急かつ完全実施を迫るべき

とももの決しました。

なお、9月議会で中間報告を行ったときに、ひまわり保育園の改築工事は落札されたことを報告しましたが、わかば保育園の改築工事は不落となったため、改めて検討し、高級過ぎると批判のあった2階の理事長室は、理事長を非常勤としたため、廃止した上で平屋建てとし、県にこの間の事情を説明して、保育園本来の園児向けの建物となるように、平成27年度中の完成を目指していることを報告します。

特別委員会の調査の過程でいろいろな方から大変貴重なご意見や叱咤激励をいただきました。また、多くの町民の方々が特別委員会を傍聴していただきました。この場をかりてお礼を申し上げますとともに、やまびこ会のあり方について、町民の期待が大変大きいことに今さらながら痛感いたしました。

今後は、やまびこ会が、新理事長を中心に全理事や監事、そして全職員が一丸となって、三股町民の期待の大きさを肝に銘じ、このような事態が二度と再び起こるようなことがないように強く要請します。

以上が報告であります。本報告書は議員の皆様全員で承認していただきますようお願いいたします。

なお、特別委員会の報告を印刷物で行い、広く町民の方々に知っていただくために、やまびこ会調査特別委員会が議会閉会中も引き続き審議できるように議員の皆様をお願いして、報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） これより質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今、報告がありましたんですけども、その中で審議された内容としては了解いたしておりますが、やはりこの中に個人名が入っております。公文書になると思いますので、これは個人名としてはやはり控えたほうがいいんじゃないかと思う次第でございますが、報告者にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 委員長。

○やまびこ会調査特別委員長（指宿 秋廣君） この件については、全委員論議しました。前理事長でいいのではないかという話もありました。しかし、調べればすぐわかることですので、やっぱり、要するにこの中で入れておりましたように、告訴すべきであるというふうに入れた以上、名前も入れるべきだというふうに全員で一致しておりますので、申し添えておきます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。やまびこ会調査特別委員会の結果報告について賛成の議員は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、やまびこ会調査特別委員会の結果報告のとおり決定しました。

また、やまびこ会調査特別委員会の調査は、広報の協議、作成のため、委員会を継続することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、やまびこ会調査特別委員会の調査は、広報の協議、作成のため、委員会を継続することに決しました。

日程第 8. 常任委員会の視察研修報告

○議長（山中 則夫君） 日程第 8、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

建設文教常任委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○建設文教常任委員長（内村 立吉君） それでは、建設文教常任委員会視察研修について報告いたします。

去る 11 月 17 日、18 日、19 日、岐阜県高山市、飛騨牛ブランドとしての取り組み、畜産事業後継者育成等について、岐阜県本巣郡北方町、平成の大合併後の町政について、住民投票実施後の町についてを視察研修いたしました。

まず、高山市は、平成 17 年の市町村合併によって日本一広い市となっております。平成 26 年 4 月 1 日現在の人口 9 万 1,605 名です。議員の条例定数 24 名であります。

飛騨牛とは、飼養期間が最も長い場所が岐阜県であり、飛騨牛銘柄推進協議会にて認定、登録された生産者により 14 カ月以上肥育された黒毛和種の肉牛のうち、日本食肉格付協会が実施する枝肉肉づき歩留まり等級が A、B で、肉質等級 5 等級、4 等級、3 等級と格付されたもので、協議会事務局が確認し認定するものであるということです。

かつては宮崎県当都城、三股から岐阜県の名牛安福のメスを買いに何人もの方が岐阜県高山市

を訪れ、繁殖牛として用いたものです。また、宮崎県が全国に名を誇らせた名牛安平は岐阜県の安福が改良されたものであります。今では宮崎牛の主流牛は安平の血統を引くものが主流となっております。

飛騨牛ブランド定着について、飛騨牛の銘柄確立、肉質のよさについて、県内各地で地域銘柄が乱立する中で、昭和61年になって県内ブランド飛騨牛とすることにしています。安福号の産肉能力の高さから、名声も高まり、銘柄確立に大きく貢献しています。

岐阜県の和牛飼養頭数は、ほかのブランド牛の生産地と比べて少なく、肉の出回りも少ない、希少価値が高い。

飛騨牛ラッピングバスを高山から発着する高速バスとして活用し、飛騨牛PR誘客をつなげている。

震災等飛騨牛ブランド振興事業といたしまして、共同でのステッカー、ポスター制作、安全性発信、飛騨牛まつりへの補助、首都圏での飛騨牛イベントの実施を行っています。

今後の振興策としまして、首都圏へのPRを拡大、食を起因とする誘客を目指す高山市では、畜産の安定した経営の支援として基盤整備、優良な肥育牛の確保、増頭への支援をしています。各種補助金制度もあるということです。

次に、北方町について説明いたします。

北方町の平成26年4月人口は1万8,393名であります。面積5.17平方キロメートルであり、人口密度が県下一となっております。県内で一番小さな町であります。また、北方町議員定数は10名であります。

平成14年、北方町の合併について意見を問う住民投票条例が可決されております。合併の枠組みについて、町執行部、町議会の間で意見が分かれたため、町長だけではなく町議会も投票結果を尊重するという全国でも珍しい条文が加わりました。平成の大合併にも単独行政を、本巣郡1郡1町となっております。

北方町議会の話では、岐阜県下全域ほとんどが子ども医療費は中学3年まで無料であるということでもあります。また、北方町は県下で保育料が1.2番目に安いところでもあります。ここ数年来、少子化議論が繰り返される中、家族で人生を送るには値する町とは熟慮の末、行き着いたのは公園都市、人間都市ということでありました。

公園都市とは、コンクリートとアスファルトの硬く、重い現代都市のイメージから、緑と水と土の空間が住む人の心を癒やす空気性のあるまち、川と公園、そこにつなぐ道路も街路樹でつながり、景観美、日常的に自然体験ができる、風景性あるまち、緑は単に樹木があるだけでない、野鳥の声、昆虫の声、魚の泳ぎが見られる光景から、緑、自然、命の連想ができる生命性あるまち。

人間都市とは、管理社会でストレスに耐え、孤立化する現代社会では、人と人が声をかけ合い、

励まし合って生きる、あすへのエネルギー回復を目指す人間性あるまち、土地の地形や土壌、気候、風土、植生は地域性の象徴であり、個性である、郷土性あるまち、総になる風景は眺める心を慰める景観性あるまちを主眼としたまちづくり。

公園都市、人間都市を目標に、人間性の回復、コミュニティーの再生を目指す北方町の将来像は、自然、歴史、文化の観点から質を競う名実ともにコンパクトシティーであるということでした。

今回の高山市議会、北方町議会の皆さんの説明、意見交換、非常に充実した研修でありました。

以上、視察研修につきましての報告といたします。

○議長（山中 則夫君） ここで、11時40分まで本会議を休憩いたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第9. 議員派遣の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付してあるとおり、明けて1月28日に木城町で開催される時局講演会に全議員を、総務厚生常任委員会の視察研修を2月2日から3日まで大分県へ、また、議会運営委員会の視察研修を2月12日から13日まで熊本県へ派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、1月28日に木城町で開催される時局講演会に全議員を、総務厚生常任委員会の視察研修を2月2日から3日まで大分県へ、また、議会運営委員会の視察研修を2月12日から13日まで熊本県へ派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時42分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後0時13分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....

○議長（山中 則夫君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成26年第6回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時14分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 福永 廣文

署名議員 桑畑 浩三